

南スーダン国

農業・食糧安全保障省/畜・水産省/環境・林業省/水資源・  
灌漑省

南スーダン国  
CAMP/IDMP実施能力強化プロジェクト  
業務完了報告書

2022年3月

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）  
株式会社 JIN

経開
JR
22-056

# 南スーダン国CAMP/IDMP実施能力強化プロジェクト

## 業務完了報告書

### 目次

---

プロジェクトの成果と評価の要旨 .....	i
1. プロジェクトの概要 .....	1
1.1 プロジェクトの背景・経緯 .....	1
1.2 プロジェクト期間・対象地域・実施機関 .....	1
1.3 上位目標・プロジェクト目標・成果・活動 .....	2
1.4 日本側の投入 .....	4
1.5 南スーダン側の投入 .....	6
2. プロジェクトの活動内容 .....	7
2.1 ウガンダをベースにした第1フェーズ（第1年次）の活動 .....	7
2.1.1 現状把握および第2フェーズの活動計画策定 .....	7
2.2 「成果1：CAMP/IDMP実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される」に係る活動 .....	8
2.2.1 CAMP/IDMP 枠組みに基づく「中期戦略計画」の策定 .....	8
2.2.2 関係省庁内および開発パートナーとの調整・資源動員メカニズム強化 .....	15
2.2.3 平和構築/紛争緩和支援 .....	23
2.3 「成果2：CAMP/IDMPの効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される」に係る活動 .....	26
2.3.1 各プロジェクトの年次活動計画・予算に基づく年間計画準備・実施・管理 .....	26
2.4 「成果3：CAMP/IDMP実施促進のための法的枠組みが改善する」に係る活動 .....	40
2.4.1 設置法案の起草 .....	40
2.4.2 審議中の農業分野法案の可決ならびに新規農業分野法案の策定 .....	43
2.5 その他の活動 .....	46
2.6 技術協力成果品 .....	52
2.6.1 技術協力成果品1：中期戦略計画策定及び資源動員ガイドライン .....	52
2.6.2 技術協力成果品2：AWPB策定・執行ガイドライン .....	53
2.6.3 技術協力成果品3：平和構築・紛争緩和に資する農業・生計向上プロジェクト計画・実施ガイドライン .....	56
2.6.4 技術協力成果品4：農業セクター法整備ガイドライン .....	56

2.6.5	技術協力成果品 5：能力向上アクションプラン .....	57
3.	プロジェクト実施・管理における課題・対応策 .....	59
3.1	各課題とその対応策 .....	59
4.	プロジェクトの達成度 .....	63
4.1	上位目標 .....	63
4.2	プロジェクト目標 .....	64
4.3	成果 .....	66
4.3.1	成果 1 .....	66
4.3.2	成果 2 .....	70
4.3.3	成果 3 .....	74
5.	DAC 評価 6 基準による評価と教訓 .....	78
5.1	DAC 評価 6 基準による評価 .....	78
5.1.1	妥当性 .....	78
5.1.2	整合性 .....	79
5.1.3	有効性 .....	79
5.1.4	インパクト .....	80
5.1.5	効率性 .....	80
5.1.6	持続性 .....	81
5.2	教訓 .....	82
	添付資料 .....	84
	添付資料 1：Project Design Matrix (PDM) Version 2	
	添付資料 2：業務フローチャート	
	添付資料 3：専門家派遣実績	
	添付資料 4：カウンターパートリスト	
	添付資料 5：パイロット事業実績	
	添付資料 6：資機材調達実績	

## 図表目次

---

表 1-1 : PDM の変遷.....	4
表 1-2 : 事業費内訳 (日本側) .....	4
表 2-1 : 第 1 フェーズ (第 1 年次) の活動内容及び具体的な実績.....	7
表 2-2 : CAMP/IDMP 実施各省庁の優先プロジェクトリストとフォーカルパーソン.....	10
表 2-3 : DP デスクメンバー .....	17
表 2-4 : 調査項目及び活動で収集した情報.....	24
表 2-5 : 年次活動計画・予算スタンダード手順書の策定・試用・検証に関する経緯.....	27
表 2-6 : 中央政府による AWPB の策定のステップと検証したステップ.....	29
表 2-7 : AWPB の目次構成 .....	30
表 2-8 州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの実施ステップと AWPB 策定年度.....	32
表 2-9 : 苗畑施設建設コンポーネントの施工管理プロセス.....	33
表 2-10 : 実施した苗畑技術訓練の内容.....	36
表 2-11 訓練資材と苗畑生産資材として導入したウガンダの試験研究所より調達した遺伝 資源.....	37
表 2-12 : 第三国研修参加者.....	48
表 2-13 : オンライン研修参加者.....	49
表 2-14 : 本プロジェクトで開催された主な会議とその内容.....	51
図 2-1 : DP デスクや CAMP and IDMP Working Group を含む CAMP と IDMP の実施調整体制	16
図 2-2 : 苗畑施設建設コンポーネントにより整備された苗畑施設の概要と配置及び活用の様 子.....	33
図 2-3 : QGIS により生成したジュバ近郊の水系、地形、道路、ボマの人口などの GIS データ .....	50

## 略語表

AI-CD	African Initiative for Combating Desertification／サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ
ALDWG	Agriculture and Livelihood Donor Working Group／農業・生計向上セクタードナー作業部会
AU	Africa Union／アフリカ連合
AWPB	Annual Work Plan and Budget／年次活動執行予算計画
CAMP	Comprehensive Agriculture Master Plan／包括的農業マスタープラン
C/P	Counterpart／カウンターパート
DP	Development Partner／開発パートナー
EU	Europe Union／欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations／国連食料農業機関
GAFFSP	Global Agriculture and Food Security Programme／世界農業食糧安全保障プログラム
ICTT	CAMP/IDMP Implementation Coordination Task Team／CAMP/IDMP 実施調整タスクチーム
IDMP	Irrigation Development Master Plan／灌漑開発マスタープラン
IDPs	Internal Displaced Persons／国内避難民
IFAD	International Fund for Agriculture Development／国際農業開発基金
ILO	International Labour Organization／国際労働機関
IOM	International Organization for Migration／国際移住機関
JCC	Joint Coordination Committee／合同調整委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency／国際協力機構
MAFS	Ministry of Agriculture and Food Security／農業・食料安全保障省
MEF	Ministry of Environment and Forestry／環境・森林省
MLF	Ministry of Livestock and Fisheries／畜・水産省
MoU	Memorandum of Understanding／協議書
MTEF	Medium-Term Expenditure Framework／中期支出計画
MWRI	Ministry of Water Resources and Irrigation／水資源・灌漑省
NRSWG	Natural Resource Sector Working Group／天然資源セクター作業部会
OJT	On-the-job training／職場内訓練
PDM	Project Design Matrix／プロジェクトデザインマトリクス
PFMS	Project Financial Management System／公共財政管理システム
PWG	Project Working Group／プロジェクト作業グループ
SNS	Social Networking Service／ソーシャルネットワークワーキングサービス
UNCCD	United Nations Convention to Combat Desertification／砂漠化対処条約
WFP	World Food Programme／世界食糧計画

## プロジェクトの成果と評価の要旨

### プロジェクトの経緯

本プロジェクトの実施とその評価は、上位目標、プロジェクト目標とその目標を達成するために産出されるべき3つの成果の枠組みを指針として行われた。上位目標は「農業生産性向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力が強化される」、プロジェクト目標は、「CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される」であり、プロジェクトのカウンターパート (C/P) として、プロジェクト作業グループ (PWG) と開発パートナー (DP) デスクに配置された政府職員のプロジェクト形成・資源動員・実施管理能力が向上することを目指した。さらに、この目的を達成するため「成果1：CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される」、「成果2：CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される」、及び「成果3：CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する」の3つの成果が規定された。本プロジェクトは、これら3つの成果を産出するための活動を通じ、職員的能力の向上を試みた。

本プロジェクトは、準備フェーズと本格フェーズの2フェーズ方式により実施された。2017年から2018年にかけて行われた準備フェーズ（第1フェーズ）で、上述した本格フェーズ（第2フェーズ）の目標と3つの成果が決定された。準備フェーズは治安上の制約により、ウガンダをベースに専門家チームの技術支援が行われた。2019年から2022年まで実施された本格フェーズでは、当初専門家チームは南スーダンの現地で技術支援を行ったが、2021年3月から2022年の8月までの約1年半の期間は、コロナ禍により、日本をベースにした遠隔の技術支援を行った。

2022年2月には最終の合同調整委員会が開催され、その場において、PWGにより、準備フェーズと本格フェーズの成果が報告された。報告された成果については、合同調整委員会のメンバーであるCAMP/IDMP実施4省の責任者により、確認、検討、承認が行われ、プロジェクトの成果とパフォーマンスに関する総評が行われた。本要旨では、これら4省の責任者の総評も交え、本報告書に記載された成果のハイライト、これら責任者が認識する課題と今後の方向性を要約する。

### PDMに基づいた成果と評価

プロジェクト目標と3つの成果を構成の核としたプロジェクトデザインマトリクス (PDM) に基づき、PWGの自己評価によるプロジェクトのパフォーマンスが報告された。評価では、100%達成したものもあれば、当初の目標に及ばなかった項目もある。一方でPDMに示された3つの成果を達成する過程で、どのようにPWGやDPデスクが主体となって動き、それらプロセスがどのように進められ、省内の他部局にどのようなインパクトを与えたかについても注目したい。資金的、技術的、あるいは外的な制約を克服するため、PWGメンバーやDPデスクが行っている工夫や、自らのやる気を奮い立たせるために日々努力していることが、能力の向上のための原動力となる。給与の遅配など厳しい環境の中、PWGメンバーやDPデスクの意欲的かつ活発な動きを見ると、CAMP/IDMP実施4省の他の部局の活性化の先駆的な役割を果たしている。

また、内乱の余波と当初想定外であった新型コロナウイルス感染症の大流行の中で、PWG、DPデスク、CAMP/IDMP実施調整タスクチーム (ICTT) メンバーの保護と健康の確保を最優先し、計画の策定や法案の企画・起草など、コンサルタントチームの遠隔支援が可能な活動に素早くシフトし、これらの外部要因による負の影響を最小限に抑えた。本報告書では、PWGがこのような

不利な状況下で活動したことを念頭に置き、プロジェクトの成果を総評した。

以上のように PWG や DP デスクの本プロジェクトに対する寄与は大きかったが、一方で、CAMP/IDMP 実施 4 省としての本プロジェクトへの予算上の寄与についてはプロジェクト期間中の継続した課題であった。これら省の 20 名強の政府職員の人的資源の充当はされたものの、プロジェクトの運営予算に対する寄与はほとんど実現できておらず、今後のプロジェクトの成果の維持発展のための予算措置が強く望まれる。

## **成果 1 : CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される**

### **(1) CAMP/IDMP ワーキンググループについて**

2021 年 10 月に第 1 回 CAMP/IDMP ワーキンググループの会議が開催され、さらに 2022 年 2 月 15 日に第二回目が開催されたことは、今後政府と開発パートナー (DP) の間で政策対話を推進し農業開発を協力して進める上で大きな成果である。南スーダンで設定されていたセクターワーキンググループの一つである「自然資源セクターワーキンググループ」の約 10 年間の機能不全のうちに「CAMP/IDMP ワーキンググループ」という対話のプラットフォームが再活性化され、今後の農業開発の推進に弾みがついた。CAMP/IDMP 実施 4 省は、今後プラットフォームの機能の強化を主導する。

### **(2) 中期計画および資源動員、DP デスクについて**

中期戦略計画策定と資源動員、及び年次予算策定の基礎となる、プロジェクトのコンセプト・ノートの策定能力に関し、プロジェクトの必要性を規定し、計画をドラフトする経験を積んだ結果、プロジェクトの形成能力が向上した。今後、CAMP/IDMP 実施省としては、CAMP/IDMP ワーキンググループの検討課題として中期戦略計画としてコンセプト・ノートをまとめ、資源動員の一助として活用することを検討する。また、開発課題とプロジェクトの特定、計画、実施のプロセスにおいて、政府と DP との間の各種調整・情報交換・交流を促進するため、CAMP/IDMP 実施 4 省の計画局に 10 名の DP デスクの職位を設定した。これら DP デスクと PWG メンバーが政府と DP が共同で行うプロジェクト形成と実施に対し積極的な役割を担うようになってきた。このような成果を踏まえ、CAMP/IDMP 実施 4 省は、今後共同プロジェクト形成・実施のノウハウの向上と、DP との恒常的な情報交換およびコミュニケーションの場としての DP デスク機能を強化する。

### **(3) 農業プロジェクトによる平和構築と和解のプロセスの促進**

南スーダンの長期にわたる紛争の負の影響の緩和と改善のため、農業プロジェクトに平和構築と和解を促進するコンポーネントを取り入れることは必須である。あらゆる平和構築と和解の機会を捉え、それらを振興・強化する仕組みをプロジェクトの設計段階で取り入れることが不可欠である。しかし、どのように農業開発プロジェクトに平和構築と和解に取り組むためのコンポーネントを統合してゆくかについては、今まで十分な知見に基づいた検討がなされていなかった。そのため、今回現地調査に基づき、ガイドラインの案が作成されたことは意義がある。紛争や農業の現場の人々の声に耳を傾け、相違点を認識したうえで、共通の基盤や利益を見出すための支援が必要なことが明確になり、地域全体の福祉の向上に取り組める農業プロジェクトの設計に本ガイドラインが活用できる。今後ガイドラインを活用することにより、ガイドラインの内容の適用性の向上はかる。

## 成果 2 : CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される

### (1) 州苗畑サブ・プロジェクトによる AWPB の手順の検証と AWPB ガイドラインの策定

CAMP/IDMP 技術委員会 (Technical Committee: TC) で 2018 年に承認された年次活動執行予算計画 (AWPB) 手順書に基づき、内容が改善された AWPB ガイドライン案が策定された。当ガイドライン案の策定にあたり、州苗畑サブ・プロジェクトに対して AWPB を試用し AWPB の手順を検証した。重要な成果として、CAMP/IDMP 実施 4 省のうち 3 省の設置法案が AWPB ガイドラインの運用に関し、法的根拠を与えたことがあげられる。

AWPB の手順の検証では、国の法的枠組みがまだ全般的に整備されていない状況下で、中央政府と州政府の役割と責任を協議書 (Minutes of understanding: MoU) の形で明確化した。CAMP/IDMP 実施省としては当面はこの方式で役割と責任関係を整理する方向が確認され、ガイドライン案にもこの方針が反映された。

AWPB の手順の検証では、AWPB の適正な執行により、質の高い施設、苗畑の生産技術の向上、苗畑スタッフのモチベーションの向上がもたらされ、AWPB の適切かつ合法的な策定と執行の重要性が確認された。また、AWPB の適正な執行には、小規模建設の施工管理業務が法に準拠した形で行われる必要があるが、AWPB の検証の結果、現在南スーダンでは、施工管理の具体的な手順を規定した法令が無いことが判明した。このため AWPB ガイドラインには、ウガンダの法令の例を引き、あるべき施工管理の手順を提案し、CAMP/IDMP 実施省の管轄の外ではあるが、今後この分野での法整備の必要性を提言した。

設置法案の枠組みの下、AWPB ガイドラインの試用と検証を継続し、AWPB の手順の導入と運用を規定する規則、省令、公的基準として制定するなど、関連法の整備を段階的に進め、農業セクターに対する内外の公的資金・援助資金の効果的な投入を実現できる政府の組織力の向上が、今後の大きな課題である。

### (2) 砂漠トビバッタ対策モニタリングサブ・プロジェクトにおける中央・州政府、DP の連携

砂漠トビバッタ対策モニタリングサブ・プロジェクトは、中央政府の砂漠砂漠トビバッタ対策委員会、東エクアトリア州政府、FAO、JICA の間で調整、計画、実施された共同事業の例である。本サブ・プロジェクトに対して AWPB は策定しなかったが、このように多くの資源提供者が入り組むプロジェクトを計画し執行管理する場合の AWPB の有用性について検討の対象とした。農村部の治安が改善されつつある中、中央政府、現場の州政府やカウンティ政府、DP と共同作業を円滑に進めるために AWPB を運用することが、今後の農業分野の公共サービスの効果的な提供に資することが確認された。

## 成果 3 : CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する

### (1) 農業・食糧安全保障省、畜・水産省、水資源・灌漑省の設置法案

財務経済計画省と法務省のみが設置法を有している現状の中で、農業・食糧安全保障省 (MAFS)、畜・水産省 (MLF)、水資・源灌漑省 (MWRI) の 3 省の設立法案の起草を達成したことは大きな成果である。設置法は省庁に法的権限と責任を付与する唯一の方法である。設置法案によりこれら 3 省の所轄が明確になり、従って所轄下における各種の規則 (Regulation)、省令 (Ministerial Order)、公的基準の法的なよりどころを提供し、各省の組織強化の礎となる。本プロジェクトの成



果である 3 つのガイドラインも例外ではなく、設置法案の中でガイドライン運用の責任部局は既に定義されており、将来ガイドラインがこれらの省の所管する法令として整備される可能性もある。CAMP/IDMP 実施 4 省は、これら設置法の正式な承認と施行のために引き続き努力する必要がある。

## **(2) 5 つの技術法案**

本プロジェクトにより、1) 種子法案 (Seed and Plant Varieties Bill)、2) 食肉管理・食肉処理施設法案 (Meat Control and Slaughter Facility Bill)、3) 家畜生産法案 (Animal Production Bill)、4) 家畜及び家畜製品販売委員会法案 (Livestock and Livestock Material Marking Board Bill)、5) 皮革生産法案 (Hides and Skins and Leather Processing Bill) が整備された。1) 種子法案に関しては、新規の起草、その他の 4 法案に関しては、旧案の改定であった。また PWG によるこれらの法整備の取り組みが EU とアフリカ連合 (AU) の支援を引き出す結果につながった。現在 EU と AU の支援により畜・水産省の他の技術法案の改定作業が継続中である。これは、畜・水産省の計画局、PWG、DP デスクによる資源の動員や調整の実例である。CAMP/IDMP 実施省としては、設置法案と同様、今後議会による技術法案の成立と施行に向け、引き続き努力する。

## **(3) 分野横断的なオフ・ザ・ジョブ・トレーニングによる成果**

第三国研修スキームによりウガンダで行政研修を行った。当初計画された本研修の回数はコロナ禍の影響で、1 回にとどまった。このため、代替の遠隔セッションを企画し、2022 年 1 月に実施した。このようなオフ・ザ・ジョブ・トレーニングは、実際の職場の中で日々行えるオン・ザ・ジョブ・トレーニングと合わせて初めて効果が出る。この点、制約のある状況下ではあったが、これらのトレーニングを組み合わせさせた結果、PWG メンバーやその他関連職員の計画策定のスキルやノウハウが向上した。今後も CAMP/IDMP の実施 4 省は、このような訓練による能力開発・人材育成を重視してゆく。

# 1. プロジェクトの概要

## 1.1 プロジェクトの背景・経緯

南スーダン共和国（以下、南スーダン）は、世界の中でも開発の遅れた国であり、農村部を中心に人口の大半が自家消費を目的とした農耕や牧畜に従事し、多くの人々が人道支援に依存していた。また、国家歳入の90%以上を石油に依存するが、石油生産の不安定さ等もあり、慢性的な財政赤字を抱え、代替産業の育成が必要とされていた。一方、南スーダンは豊富な降雨量と肥沃な土壌、広大な土地、湿地帯やナイル等の河川を有し、農業セクター全体の潜在性の高さが注視されており、将来的には石油の代替産業として経済を牽引することが期待されていた。

南スーダン政府は同セクター開発を通じ、食料不足の克服、農村部の生計向上を図り、ひいては農業の産業化を目指すべく、国際協力機構（以下、JICA）の技術支援を受け、2015年5月に「包括的農業マスタープラン（Comprehensive Agriculture Master Plan: CAMP）」、2015年12月に「灌漑開発マスタープラン（Irrigation Development Master Plan: IDMP）」を完成させた（以下、先行案件）。

2015年8月には、政府はCAMP・IDMP実施促進のために政府内外の関係者への働きかけと調整を行う組織「CAMP/IDMP実施調整タスクチーム（CAMP/IDMP Implementation Coordination Task Team: ICTT）」を設立し、CAMPやIDMPの実現化と、実施体制の強化が図られた。その後、2017年3月にCAMPは国会で承認を受け、正式な国家文書としてみなされることとなった<sup>1</sup>。以上、南スーダン政府はCAMPとIDMPを、2040年までの南スーダンの農業開発の方向性を示す重要な文書として扱ってきた。

しかし、CAMP/IDMPの実施を円滑に行うには、CAMP/IDMP実施省庁の組織制度、人事、財務面において課題があり、これら関係省庁の能力強化が必要であった。特に緊急に能力強化が求められる領域は、①中期的な事業の計画・実施（資源動員・援助調整を含む）、②年次ベースの事業の計画・実施管理、③関係省庁と農業関連法に関する法的枠組み開発であった。

これら喫緊の課題に対応すべく南スーダン政府は我が国に対し、「CAMP/IDMP実施能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を技術協力プロジェクトとして要請した。

## 1.2 プロジェクト期間・対象地域・実施機関

### (1) プロジェクト期間

#### 【計画】

2017年8月から2021年12月（4年5ヵ月）（事前評価表に基づく）

第1フェーズ：2017年8月から2018年8月

第2フェーズ：2018年9月から2021年12月

#### 【実績】

2017年8月22日から2022年3月21日（4年7ヵ月）

第1フェーズ：2017年8月23日から2018年12月

第2フェーズ：2019年1月15日から2022年3月

### (2) 対象地域

---

<sup>1</sup> 一方、IDMPは2017年に国会で審議が開始されてから2022年1月現在、国会の承認が未だ降りていない。

南スーダン国ジュバ

(3) 実施機関（CAMP/IDMP 実施省庁）

農業・食糧安全保障省（Ministry of Agriculture and Food Security: MAFS）

畜・水産省（Ministry of Livestock and Fisheries: MLF）

環境・森林省（Ministry of Environment and Forestry: MEF）

水資源・灌漑省（Ministry of Water Resources and Irrigation: MWRI）

1.3 上位目標・プロジェクト目標・成果・活動

本プロジェクトの上位目標およびプロジェクト目標、期待される成果、各成果に関連した予定活動は以下のとおりである。

上位目標：

農業生産性向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力が強化される。

プロジェクト目標：

CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される。

期待される成果：

成果 1：CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される。

成果 2：CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される。

成果 3：CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する。

予定活動：

活動 0（準備フェーズに完了；JCC において承認された活動 0 の成果）

【現状把握】

0-1. 関係省庁の現状にかかるベースライン調査を実施する。

- ・ 関係省庁各部署の役割と責任の範囲を特定する。
- ・ 現在の組織運営にかかる能力（特に、プロジェクトの発掘、資源動員、計画及び予算策定、プロジェクト実施計画の策定、プロジェクト実施及び予算実行、モニタリング・評価）を把握する。

【計画策定】

0-2. ベースライン調査と協議結果に基づき、能力開発計画策定のために、関係省庁の能力と能力開発ニーズのギャップを特定する。

0-3. ベースライン調査と協議の結果、PDM と PO を改訂する。

活動 1

【CAMP/IDMP 枠組みに基づく中期戦略計画策定】

1-1. CAMP/IDMP 実施省庁の中期戦略計画の策定・実施・モニタリング・評価のプロセスと

手法が関係省庁により検討される。

- 1-2. CAMP/IDMP 実施のための中期戦略計画が CAMP/IDMP 実施省庁において策定される。
- 1-3. 中期戦略計画のモニタリング・評価が実施され、定期的に結果が関係者と共有される。
- 1-4. CAMP/IDMP 実施省庁のための中期戦略計画の策定・実施・モニタリング・評価のプロセスと手法がプロジェクト活動レビューに基づき改善され、中期戦略計画策定及び資源動員活動にかかるガイドラインの改訂案に反映される。
- 1-5. 政府職員の中期計画策定能力向上のための研修が南スーダン及び近隣国において実施される。

**【関係省庁内及び開発パートナーとの調整・資源動員メカニズム強化】**

- 1-6. 政府機関内の調整・資源動員メカニズムが CAMP/IDMP 実施省庁の主要部局間の協議を通じ強化される。
- 1-7. 政府と開発パートナー間の援助調整と資源動員メカニズムが関係者間の協議を通じて強化される。
- 1-8. 関係省庁内及び開発パートナーとの調整・資源動員メカニズムが既定のメカニズムと手順に基づき実施される。
- 1-9. 関係省庁内及び開発パートナーとの援助協調と資源動員メカニズムがプロジェクト活動レビューに基づき改善され、文書化される。

## 活動 2

**【中期戦略計画と各プロジェクトの AWPB に基づく年間計画準備・実施・監理】**

- 2-1. 年間予算及び AWPB の策定・実施・モニタリング・評価に必要な手順と方法が協議され関係省庁で決定される。
- 2-2. 本プロジェクト内のサブ・プロジェクトを含む各プロジェクトの AWPB が CAMP/IDMP 実施省庁の中期戦略計画に基づき策定される。
- 2-3. 本プロジェクト内のサブ・プロジェクトが中央省庁機関との連携で実施・モニタリングされ、進捗状況が関係者と共有される。
- 2-4. 翌年実施するプロジェクトの AWPB が中央省庁との連携により関係省庁により策定される。
- 2-5. 年間計画と AWPB の策定・実施・モニタリング・評価に必要な手順と方法がレビュー結果に基づき改善され、文書化される。
- 2-6. 政府職員の間年計画策定能力向上のための研修が南スーダン及び近隣国において実施される。

## 活動 3

**【設置法の策定】**

- 3-1. CAMP/IDMP 実施 2 省庁の設置法案の起草に必要な手順と方法が関係省庁により議論、検討される。
- 3-2. CAMP/IDMP 実施 2 省庁の設置法案が起草される。

**【審議中の農業分野法案の可決ならびに新規農業分野法案の策定】**

- 3-3. CAMP/IDMP 実施省庁により起草された審議中の農業分野法案の可決プロセスを支援す

る方法が計画、実施される。

3-4. CAMP/IDMP 実施省庁により新しい農業法案が起草される。

上記の予定活動についての実施状況、その詳細は、第2章以降で述べる。

また、その他の情報を含んだプロジェクトの要約は PDM Ver.2 (添付資料 1) を参照。なお PDM は、プロジェクト期間中、以下のとおり変更されている。

表 1-1 : PDM の変遷

2017年3月27日	R/D	2016年11月付 Ver.0
2018年11月29日	R/D 変更 M/M	PDM Ver.0 に基づき実施された第1フェーズでの活動を踏まえ、協議・検討のうえ、2018年11月5日に実施された第3回合同調整委員会 (Joint Coordination Committee : JCC) 会議において PDM Ver.1 が提案され、承認された。 これを受けて R/D により変更が行われた。 主な変更点は、プロジェクト期間の短縮 (5年→4年4ヶ月)、上位目標、プロジェクト目標、成果等の変更。
2021年6月10日	R/D 変更 M/M	2022年3月までの延長を反映。

#### 1.4 日本側の投入

PDM に記載されている日本側の投入は以下の通り。

##### (a) 専門家派遣

総括、副総括、業務調整、その他プロジェクト活動に必要な分野の専門家 (行財政管理、援助調整、事業モニタリング・評価、平和構築/紛争緩和、法整備支援、農業/畜産開発、苗畑施設施工管理、苗畑施設管理運営)

##### (b) 本邦研修及び第三国研修の実施 (必要に応じての実施)

##### (c) プロジェクト活動に必要な機材及び設備

プロジェクト実施期間中の実際の日本側の投入については以下で述べる。

##### (1) プロジェクト活動費

2017年8月のプロジェクト開始から2022年3月までに日本側が支出したプロジェクト活動費の内訳は表 1-2 のとおり。

表 1-2 : 事業費内訳 (日本側)

事業費総計

事業フェーズ	第1フェーズ	第2フェーズ	合計
金額 (日本円)	103,115,160	345,079,786	448,194,946
金額 (米国ドル)	894,615	2,993,872	3,888,487

プロジェクト現地活動費

日本側の会計年度	2017	2018	2019	2020	2021	合計
期間	2017年8月～ 2018年3月 7ヵ月	2018年4月～ 2019年3月 12ヵ月	2019年4月～ 2020年3月 12ヵ月	2020年4月～ 2021年3月 12ヵ月	2021年4月～ 2022年3月 12ヵ月	2017年8月～ 2022年3月 55ヵ月
一般備人費	415,990	20,590	1,219,115	1,238,637	1,539,077	4,433,410
特殊備人費	2,157,629	727,440	8,264,271	10,723,280	23,034,371	44,906,992
車輛関連費	478,812	82,019	1,329,301	1,595,233	3,068,093	6,553,458
賃料借料	2,861,254	0	21,574	110,894	794,527	3,788,249
施設・機材保守管理費	10,740	108,746	292,058	281,427	887,817	1,580,788
消耗品費	450,577	491,727	1,666,655	1,689,174	3,717,504	8,015,637
旅費交通費	1,922,010	2,153	2,773,258	0	1,172,617	5,870,038
通信運搬費	419,281	800,037	3,067,581	2,494,088	2,924,691	9,705,679
水道光熱費	40,929	0	0	0	0	40,929
雑費	673,485	0	442,031	371,471	8,176,633	9,663,619
機材費	35,255	2,520,178	671,302	359,526	626,579	4,212,840
現地再委託費	4,146,460	0	0	0	50,232,048	54,378,508
CAMP事務所運営費		982,199				982,199
金額（日本円）	13,612,422	5,735,090	19,747,146	18,863,730	96,173,958	154,132,346
金額（米国ドル）	118,100	49,757	171,324	163,660	834,394	1,337,235

サブ・プロジェクト等活動関連費

日本側の会計年度	2019	2020	2021	合計
期間	2019年4月～ 2020年3月 12ヵ月	2020年4月～ 2021年3月 12ヵ月	2021年4月～ 2022年3月 12ヵ月	2019年4月～ 2022年3月 55ヵ月
苗畑施設建設・管理運営	862,943	0	35,460,998	36,323,941
サバクトビバッタ対策	0	0	24,029,873	24,029,873
平和構築/紛争緩和支援	0	0	3,467,083	3,467,083
金額（日本円）	862,943	0	62,957,954	63,820,897
金額（米国ドル）	7,487	0	546,216	553,703

\*日本円を米国ドルに換算する際のレート：1ドル=115.262円（2022年2月現在のJICAレート）

(2) 機材

日本側が調達・供与した機材は、ラップトップコンピューター25台と複合機2台で、計273万円が投入されている。調達・供与機材の詳細については添付資料6を参照。

(3) 専門家

10名のコンサルタントが、南スーダン側のカウンターパートと共にプロジェクトの実施に携わった。担当分野は1) 総括/行財政管理、2) 副総括/行財政管理 2、3) 援助協調、4) 広報/業務調整、5) 法整備支援、6) 平和構築/紛争緩和、7) 平和構築 2/紛争緩和 2/広報 2/業務調整 2、8) 苗畑施設施工管理 1、9) 苗畑施設施工管理 2、10) 苗畑施設管理運営である。

また、4名の傭人が雇用され、各専門分野でのプロジェクトの実施に携わった。担当分野は、1) 法整備支援、2) 平和構築/紛争緩和、3) 苗畑施設施工管理、4) サバクトビバッタサブプロジェクト調整である。また、現地ではナショナルスタッフを2名雇用して、プロジェクトを円滑かつ効率的に運営した。専門家派遣実績の詳細は添付資料3を参照。

## 1.5 南スーダン側の投入

PDMに記載されている日本側の投入は以下の通り。

- (a) CAMP/IDMP 実施調整タスクチーム及び関係省庁からのカウンターパートの配置及び案件実施にかかるサービスの提供
- (b) プロジェクト事務所の設置（基本的な設備を含む）
- (c) JICA より供与される設備以外にかかる現地経費の提供

プロジェクト実施期間中の実際の南スーダン側の投入については以下で述べる。

### (1) カウンターパート (C/P)

農業・食糧安全保障省、畜・水産省、環境・森林省、水資源・灌漑省から、Team Leader 1名とその他職員8名の計9名（各省庁から2名、水資源・灌漑省のみ3名）が Project Working Group (PWG) メンバーとしてプロジェクト活動の実施に、また計画局局長2名が Quality Control 担当として配置され、プロジェクト活動全体の品質管理に携わった。また、後述するが、CAMP/IDMP 実施4省から計10名が、開発パートナー (DP) デスクとして配置された。カウンターパートの詳細は別添資料4を参照。

先行案件「南スーダン国包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」で設置された、CAMP 及び IDMP 実施のための中央政府の恒常的な体制の一部である CAMP and IDMP Implementation Coordination Task Team (ICTT) のメンバーを中心に、本プロジェクト実施のための PWG が設置された。プロジェクト終了後に PWG は解消され、CAMP 及び IDMP は ICTT を含む政府の既存の実施体制により実施されることとなるが、DP デスクについては、本プロジェクトで新たに設置された恒常的なポジションとして、各省庁で引き続き機能することとなる。

### (2) プロジェクト事務所

南スーダン側からは、JICA により整備され、先行案件にて使用された外務省（当時、農業・林業・協同組合・農村開発省所在地）の敷地内のプロジェクト事務所が、プロジェクト実施期間中提供された。

## 2. プロジェクトの活動内容

### 2.1 ウガンダをベースにした第1フェーズ（第1年次）の活動

#### 2.1.1 現状把握および第2フェーズの活動計画策定

本プロジェクトでは、2017年8月から2018年8月までを第1フェーズとし、次の第2フェーズで本格的な活動を行うため、CAMPとIDMPの実施能力の強化に関連した情報の把握・分析と、それを基にした具体的な活動計画をたてることとなった。しかし、2016年7月の騒乱以降、南スーダンへのJICA専門家チームの入国は当時認められていなかった。そのため、隣国のウガンダをJICA専門家チームは拠点とし、通常はメール等での遠隔でのやり取りをC/Pとしながら、活動に関する協議や調整、意思決定が必要なタイミングでC/Pらをウガンダに呼び、そこでJCC会議やPWGとのワークショップを開催し、情報交換・協議、活動計画を策定した。

具体的には、関係省庁の現状に係るベースライン調査を実施し、それにより、関係省庁各部署の役割と責任の範囲を特定すると共に、現在の組織運営にかかる能力（特に、プロジェクトの発掘、資源動員、計画及び予算策定、プロジェクト実施計画の策定、プロジェクト実施及び予算実行、モニタリング・評価）を把握した。その情報を参考にしつつ、今後の活動計画の方向性を、大きく、①Institutional capacity development、②Planning and resource mobilisation、③Annual project management cycle and accountability procedures、の3つの活動コンポーネントに分けた。PWGメンバーもそれに応じたグループ分けをし、グループごとにさらなる情報収集・分析を行いながら、第2期からの具体的な活動計画をまとめた。それに応じて、PDMとPOを改訂した。また、第1フェーズの活動期間も、2018年12月まで延長することとなった。

第1フェーズ（第1年次）の業務の活動内容及び実績を下記の表2-1に示す。第2フェーズ以降は、後述する新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた期間を除き、南スーダンでJICA専門家チームは活動を行った。

表 2-1：第1フェーズ（第1年次）の活動内容及び具体的な実績

活動内容	実績
ワーク・プラン（第1年次）の策定	2017年10月にワーク・プラン策定した。
ワーク・プランのレビュー、政府関係者との協議・合意	2017年10月にワーク・プランを策定し、JICAの承認を得たうえでC/Pと協議し、合意した。
ベースライン調査の実施	ウガンダのコンサルティング会社と業務委託契約を締結し、2017年10月から2018年3月にかけてベースライン調査を実施した。内容は、①最新の南スーダンの社会・経済概要、②南スーダン政府の開発政策・戦略・具体的な取り組み（特に、農業開発セクター）、③主要な開発パートナーの開発政策・戦略・具体的な取り組み、④C/Pを構成するCAMP/IDMP実施4省の現状、であった。これらの情報収集・分析結果を取り纏めた報告書は2019年3月にJICA及びC/Pに提出し、承認を得た。
本プロジェクト活動の中心となる能力向上計画の策定（第三国研修の計画策定を含む）	ベースライン調査に追加して、現在の関連4省のスタッフに関する調査を行い、能力向上の必要性を確認した。向上が必要と思われる能力を、初心者用知識や、職務遂行能力、管理能力からなる一般能力と4省関連分野の知識・技術に分類すると共に、能力向上の対象者の分類も行なった。それを基に、第2フ



	<p>フェーズにおける、総合的な能力向上計画策定のための、活動計画案をまとめた。</p> <p>第2フェーズからは、ウガンダやケニアなど南スーダンの隣国において、上記一般能力や4省関連分野の知識・技術に関する研修を実施することとなった。</p>
CAMP/IDMP の実施体制のレビュー	<p>現行の実施体制のうち、ICTT が持つ省庁内外の連絡・調整機能や、今後の各種事業案の起草を行う機能を4省の計画・予算担当局に移す方向性がJCC等で提案・協議された。第2フェーズからは、4省の計画・予算局をさらに巻き込み、事業計画や事業推進・実施等を行なうこととなった。</p> <p>また、関連4省の機能・責任等の根拠となる設置法の必要性について協議し、4省の農業分野法案と共に、それらの整備(起草および承認プロセスの支援)を行なうこととなった。</p>
資源動員体制の構築	<p>資源動員計画策定のベースとなる開発パートナー(DP)の情報収集を目的とし、EU等DPへの訪問を行った。また、第2フェーズでの資源動員体制の構築にかかる活動計画を策定した。</p>
CAMP/IDMP 実施にかかる各種計画の策定支援及びその進捗管理	<p>中期戦略計画の現状調査を行なうと共に、プロジェクトの管理ツールの一つである年次活動計画・予算(AWPB)を今後の新規事業にパイロット的に使用していく方向性を、財務・経済計画省と協議・確認した。今後は、中期戦略計画を基にした、案件形成の促進ならびに事業管理の改善に取り組む。</p>
パイロット事業の選定	<p>PWG との3回のワークショップを通じて本プロジェクトで取り組むパイロット事業(州苗畑施設改善サブ・プロジェクト)を選定し、2018年11月に開催された第3回JCC会議にてC/P関係者に説明を行い、承認を得た。</p>
プロジェクトの枠組みのレビュー(活動0)と政府関係者との合意	<p>2017年8月に第1回JCC会議を開催し、プロジェクトの枠組みについてC/P関係者に説明を行い、協議のうえ承認を得た。その後の各種協議・会議を経て、2018年11月の第3回JCC会議で、PDM Version 1とPOが承認され、この内容で第2フェーズが実施されることとなった。</p>

以上、ウガンダをベースにした第1フェーズ(第1年次)の活動について述べたが、以下では南スーダンをベースにした第2フェーズ(第2年次から第4年次)の活動について述べる。

## 2.2 「成果1: CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される」に係る活動

### 2.2.1 CAMP/IDMP 枠組みに基づく「中期戦略計画」の策定

南スーダン政府の各支出機関(Spending Agency)の計画・予算策定は、中期支出計画(Medium-Term Expenditure Framework: MTEF)、年次計画(Annual Plan)、年次活動計画・予算(Annual Work Plan and Budget: AWPB)という階層を持つ、政府の公共財政管理システム(Project Financial Management System: PFMS)に基づく。このPFMSの手続きによれば、各省庁やその他の支出機関は、3年間の中期支出計画を作成し、毎年それを修正することになっている。ただし、これらのPFMSに基づく計画・予算化の手順は規定されている通りには実施されておらず、中期的な計画も策定されていない。

また、今まで、CAMP/IDMP 実施4省による政府内の資源動員は、政府全体の予算の制約により十分に機能していなかった。そのため、開発パートナー(Development Partners: DP)やその他の

外部組織からの資源動員が機能することが重要であり、民間を含む外部関係機関との協議・調整を今後積極的に行っていく必要があった。しかし、外部からの資源動員は、南スーダン政府と DP の間の相互信頼の欠如もあり、十分に行われていなかった。さらに、今までの DP による支援は、人道支援や NGO との連携による草の根レベルの復旧・復興活動が中心であり、政府システムを通じた支援はほとんど行われていなかった。

今後、CAMP/IDMP 実施 4 省が、政府内や DP を含む外部からの資源動員を推進し、CAMP や IDMP を実施していくには、2040 年までの長期計画である CAMP や IDMP、さらには南スーダンの農業セクターの最新状況も踏まえながら、現実的な中期計画を策定し、それを基に、年次計画や年次活動計画・予算 (AWPB) を策定することが必要であった。このため本プロジェクトでは、第 1 フェーズ (第 1 年次) に検討した計画策定プロセス及び手法を基に、CAMP や IDMP を実施するための中期支出計画である「中期戦略計画」を、各省庁が策定することとした。また、「中期戦略計画」をより具体的で実際に計画・予算策定や資源動員で使用できるようなものにするためには、「中期戦略計画」を構成する各省庁の優先プロジェクトの背景や目的、目指す成果、想定する活動内容、予算等の概略を記したものを策定する必要があったため、各省庁の優先プロジェクトのコンセプト・ノートも作成することとなった。

これら「中期戦略計画」等を策定するにあたり、本プロジェクトでは、以下の活動を行い、それを通じて、本プロジェクトの主 C/P である Project Working Group (PWG) メンバーを中心に、関係者の能力強化も行った。

## (1) コンセプト・ノート作成

### 1) 各種事前協議・調整の実施

2019 年 6 月、コンセプト・ノート作成のベースとなる CAMP/IDMP 実施 4 省の優先プロジェクトリスト案を、CAMP/IDMP の投資計画に基づき、かつ現在の CAMP/IDMP 実施各省庁の方針等を踏まえ、各計画局が中心となって作成した。それと共に、後述する開発パートナー (DP) デスク担当者 と JICA 専門家チームが、コンセプト・ノートの本体及び予算を積算する雛形の内容やそれらの作成方法と手順、関係各者の役割、今後の各省庁での作成スケジュールも協議した。

続いて同年 7 月、各省庁において、全部局の局長を集めた会議を開催し、計画局が主導となって、リスト化された優先プロジェクト案について協議のうえ最終化した。またコンセプト・ノートの基本的考え方や作成の概要及び手順について説明を行うと共に、各優先プロジェクトのコンセプト・ノート作成に携わるフォーカルパーソンを選定など、今後の活動方針を決定した。

その後、DP デスクが中心となり CAMP/IDMP 実施 4 省のフォーカルパーソン向けのコンセプト・ノート作成に関するワークショップを開催し、フォーカルパーソンに対して CAMP と IDMP の概要説明を行ったうえで、コンセプト・ノート作成の背景や具体的内容、策定手順と関係各者の役割、作成にかかる注意点、今後の作成スケジュール等について説明を行い、合意した。

上記ワークショップを受け、各優先プロジェクトのフォーカルパーソンと DP デスクが中心となり、本格的なコンセプト・ノートの策定が始まった。各フォーカルパーソンを中心に一斉にコンセプト・ノートの作成を始めたが、各省庁が十分に機能しておらず、フォーカルパーソンも省庁に出勤していない状況が多い中、全てのコンセプト・ノートを一度に進めるのは難しいと判断し、同年 8 月に開催した第 4 回合同調整委員会 JCC 会議で協議のうえ、各省庁の優先プロジェクトのうち、さらに優先すべきプロジェクトを選定し、まずはその最優先プロジェクトのコンセプ

ト・ノート作成に注力することとなった。

しかし、最初のコンセプト・ノートは、プロジェクトの根拠説明、文章の展開、実施内容の情報不足、予算内容が不十分等、改善の余地が多くあるものが大半であったため、MAFS、MLF、MEF、MWRI の順でレビュー会議を行なった。これは、コンセプト・ノートの主作成者に対して、該当省庁所属の DP デスクと PWG メンバー、JICA 専門家チーム（ナショナルスタッフを含む）から、内容についてコメントを出し、それに基づき議論し、加筆・修正を進めるもので、基本的には第 1 回目はコンセプト・ノートの本文を中心とした協議、第 2 回目は本文と共に予算の確認、第 3 回目は本文と予算の最終確認、という手順で進めた。

以上のプロセスを通じて選定された CAMP/IDMP 実施 4 省の各優先プロジェクトならびに、その中でもさらに優先すべきプロジェクトは下表の通り（黄色のハイライトが最優先プロジェクト）。MAFS では 11 プロジェクト中 3 つ、MLF では 12 プロジェクト中 4 つ、MEF では 20 プロジェクト中 7 つ、MWRI では 10 プロジェクト中 3 つが、最優先プロジェクトとして選定され、これらの最優先プロジェクトのコンセプト・ノートの作成に注力することとなった。

なお、各省庁の優先プロジェクトの選定にあたっては、様々な観点から議論が行われたが、主に以下のポイントを考慮に入れ、協議・検討を行った。

- ・ 【MAFS】引き続きニーズの高い復興・復旧の要素や、農業生産性の向上に不可欠な農家グループの強化の要素を中心に検討。
- ・ 【MLF】産業化のポテンシャルはあるものの、それを推し進めるための支援が必要であると考えられる分野を中心に検討。
- ・ 【MEF】気候変動やそれに起因する課題に対する対策等を中心に検討。
- ・ 【MWRI】農家グループ等が多数存在し、支援により農業生産の拡大が見込まれる地域や分野を中心に検討。

表 2-2 : CAMP/IDMP 実施各省庁の優先プロジェクトリストとフォーカルパーソン

農業・食糧安全保障省（MAFS）

Priority	Concept note	Directorate	Department	Position	Name
1	IDPs and returnees settlement/ resettlement support project	Planning & Programming Agriculture production & extension	Projects and M&E	Inspector for Planning	Ms. Jackline Minda Francis
2	Establishment of firm legislative framework project	Planning & Programming	Projects and M&E	Inspector for Planning	Ms. Jackline Minda Francis
3	Quality seed production project	Research	Programs	Research Assistant	Ms. Dinah Charles Gulli
4	Strengthening of extension service delivery project	Agriculture Production & Extension	Crop Production	Inspector of horticulture	Mr. Pious Secondo
5	Subsistence farmer cereal production project (maize, sorghum and rice)	Agriculture Production & Extension	Crop Production	Inspector of horticulture	Mr. Pious Secondo
6	Subsistence farmer vegetable and fruit production project	Agriculture Production & Extension	Crop Production	Inspector of horticulture	Mr. Pious Secondo
7	Subsistence farmer cassava production and value addition project	Agriculture Production & Extension	Crop Production	Inspector of horticulture	Mr. Pious Secondo
8	Farmers organization support project	Co-operative Development	Field Management	Senior Inspector for Field Management	Mr. Ter Gatwech Chiok
9	National crop pest and disease control project	Plant Protection	Field Pest Control	Director of Plant Protection	Mr. Taban Charles Lupai
10	Enhancement of animal power utilization project	Agriculture Mechanization	Mechanization	Assistant Inspector	Mr. Abdalla Zachariah
11	Tractor assembly plant establishment support project	Agriculture Mechanization	Mechanization	Assistant Inspector	Mr. Abdalla Zachariah

畜・水産省 (MLF)

Priority	Concept note	Directorate	Department	Position	Name
1	Policy and legal framework development	Planning	Planning & Policy Analysis	D/G/ Planning & Policy Analysis	Mr. Augustino Atillio
2	Modern slaughter house development/ Slaughter slab development	Veterinary Services	Veterinary Public Health and Food Safety	Director for Vector and disease control	Dr. Matur Alembeny Dr. Mary Joseph Maker
3	Hides and skins processing development	Animal Production & Range Management	Animal Production	Senior Inspector/ICTT/PWG	Mr. Samson Bringi
4	Institutional development (Capacity development for all ministry staff)	Administration, Finance & HRD	Human Resources Development	Director of Human Resource Development	Mr. Emmanuel Samuel
5	Bee keeping development (support to small holder bee keepers)	Animal Production & Range Management	Animal Production	Senior Inspector/ICTT/PWG	Mr. Samson Bringi
6	Small-scale aquaculture development	Small Scale Aquaculture Development project	Fisheries and Aquaculture Development	Assistant Inspector of Fisheries	Ms.Suzan Gabriel Fandas
7	Livestock extension system development	Animal Production & Range Management	Animal Production	Director of Extension	Mr. Louis Kayanga
8	Quarantine system development in border towns	Veterinary Services	Disease and Vector control	Senior Inspector	Ms. Mary Joseph Maker
9	Fish landing site development	Fisheries & Aquaculture Development	Capture Fisheries	Inspector	Mr. Pio Anthony
10	Establishment of fisheries training center	Administration, Finance & HRD	Human Resources Development	Director of Human Resource Development	Mr. Emmanuel Samuel
11	Forage and feed crops production development	Animal Production & Range Management	Animal Production	Assistant Director	Mr. Girima Elikia Phillip Justin
12	Research on forage crops and bee keeping	Animal & Fisheries Research & Development		Inspector	Mr. Girima Elikia

環境・森林省 (MEF)

Priority	Concept note	Directorate	Department	Position	Name
1	Green Belt Forestry Inventory Projects	Forestry	Forestry Survey and Inventory	Director of Survey and Forestry Inventory	Mr. Christopher Barayona Lemi
2	Teak Plantation Rehabilitation Project	Forestry	Afforestation and Natural Forest Conservation	Director of Afforestation & Natural Forest Conservation	Mr. James Mindo Odrande
3	Establishment of three (3) Central Forest Tree Nurseries project	Forestry	Afforestation and Natural Forest Conservation	Director of Forest Industries	Mr. Dominic Siricio Iro
4	Waste Management Phase Two	Pollution Control	Pollution Control	Deputy Director Acting DG	Ms. Cecilia Mogga Kenyi Mr. Aban Jonkhur
5	Awareness and Environmental Advocacy Project	Environmental Information and Education	Education and Information	Director General	Ms. Roy Samson
6	Agroforestry and community-based forest Project	Forestry	Agro-forestry and Forest Extension	Deputy Director of Agroforestry	Mr. Suad Awad
7	Climate Vulnerability Project - (Flooding and Drought)	Climate Change and Meteorology Forestry	Climate Change Climate Change	Director General Deputy Director	Mr. Lutana Musa Mr. Patrik Taban Abdulahi
8	Rehabilitation of Kegulu Training Institute	Forestry	Research and Training	Principle of Kagelu Forestry Training Center	Mr. Martin Tobiole Lokure
9	Sudd wetland management plan	Wetland and Biodiversity	Wetlands and Biodiversity	Inspector	Mr. Lwanga Tiba Charles
10	Capacity building project (HRD - Legal, Institute, HR)	Forestry	Research and Training	Deputy Principle of Kagelu Forestry Training Center	Mr. John Taban Jacob
11	Non Timber Forest Processing Project (Gum Arabic, Shea Butter, Honey)	Forestry	Forestry Industries	Director of Forest Utilization and Sawmill	Mr. Ladu Philip Loboka
12	Capacity building on carbon sequestration project	Climate Change and Meteorology	Climate Change	Deputy Director	Mr. Samuel Baraba
13	Promotion of Solar Panel Project	Environmental Planning & Sustainable Development	Environmental Impact Assessment	Director of Environmental Impact Assessment	Mr. Joseph Kulang
14	Capacity Building on Environmental Assessment	Environmental Planning & Sustainable Development	Environmental Planning & Sustainable Development	Deputy Director	Ms. Winnie Richard
15	Natural forest conservation Project	Forestry	Afforestation and Natural Forest Conservation	Senior Forest Conservator	Mr. Justing Igu Eric
16	Environmental impact assessment and auditing project	Environmental Planning & Sustainable Development	Wetlands and Biodiversity	Inspector	Ms. Nadilene
17	Establishment of information data base system	Environmental Information & Education	Environmental Education and Information	Director	Mr. Malek Angelo
18	State of Environment Report	Environmental Planning & Sustainable Development	Environmental Planning & Sustainable Development	Deputy Director	Ms. Winnie Richard
19	Timber Processing Project - (Private Sector)	Forestry	National Project	Survey and Forestry Inventory	Mr. Simon Dralley Nimaya
20	Land Degradation Project	Forestry	Agro-forestry and Forest Extension	Deputy Director of Agroforestry	Mr. Suad Awad

## 水資源・灌漑省 (MWRI)

Priority	Concept note	Directorate	Department	Position	Name
1	Safe water supply, sanitation and hygiene improvement project	Rural Water Supply & Sanitation	Rural Water Supply & Sanitation	D/D for Water Supply and Sanitation	Eng. Albert Eluzai Moni
		Rural Water Supply & Sanitation	Rural Water Supply & Sanitation	DG. For Rural Water Supply and Sanitation	Mr. Peter Mahal Dehiu
2	Development of Wau rice scheme	Irrigation & Drainage	Irrigation & Drainage	S/ Inspector Irrigation and Water Control	Eng. George Alphonse Wani
3	Water resources master plan	Water Resources Management	Water Quality Monitoring	Control	Eng. Phillip John
4	Construction and rehabilitation of hydro-met stations	Hydrology & Survey	Hydrology and Survey	A/Inspector for Hydrology	Eng. Kobji Charles
5	Construction of MWRI Headquarter	Administration & Finance	Administration & Finance	Controller of Accounts	Mr. Emmanuel John
6	Capacity building and institutional strengthening project	Planning & Programmes	Training & Capacity Building	A/Inspector for M&E	Mr. Nyariek David Gatkek
		Planning & Programmes	Training & Capacity Building		
7	Upgrading of the information management system	Hydrology and Survey	Information Management & Research	Computer Stipulation Technician	Mr. Seme Longer Isaiah
8	Establishment of irrigation legal framework	Water Resources Management	Policies, Sector Coordination & Regulations	Deputy Director for Regulation	Mr. Francis Wajo
9	Rehabilitation of Northern Upper Nile irrigation schemes	Irrigation & Drainage	Irrigation & Drainage	A/Inspector for Mechanical Irrigation	Mr. Charles Sebit Marko
10	Rehabilitation of water facilities (Hafir)	Irrigation & Drainage	Construction & Civil Works	Inspector for Water Resources	Mr. Richard Gama
11	Development of small scale irrigation schemes along the Nile	Irrigation & Drainage	Irrigation & Drainage	Inspector for Infrastructure Development	Mr. Kuajien Pal Chang

## 2) 最優先プロジェクトのコンセプト・ノート作成

農業・食糧安全保障省 (MAFS) は、JICA 専門家チームの技術的指導と DP デスクの支援のもと、フォーカルパーソンがそれぞれ担当する優先プロジェクトのコンセプト・ノート案を作成した。その後、上述のレビューのための会議を通じて内容の精緻化を図った。2020年3月から2021年9月までは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で現地業務が難しくなったため、完全に遠隔での作業となり、進捗が著しく遅れたが、2022年1月に最終化がなされた。

畜・水産省 (MLF) についても MAFS 同様、JICA 専門家チームの技術的指導と DP デスクの支援のもとフォーカルパーソンがコンセプト・ノートの作成を行った。同省についても、新型コロナウイルス感染症拡大の遠隔での作業となり、進捗が大幅に遅延したが、2022年1月に最終化した。

環境・森林省 (MEF) については、コンセプト・ノート本文の第1稿とそれを基にした予算の策定が終わっているが、フォーカルパーソンのレビュー会議への参加の調整が難しかったこと、またそのような中、比較的進捗度の高い MAFS と MLF のコンセプト・ノートの作成を優先的に進める必要があったことから、完成には至っていない。第1稿の作業からかなり時間が経ってしまったため、今後は各最優先プロジェクトのフォーカルパーソンを今一度確認のうえ、DP デスクがリードする形で作業を進める必要がある。また MEF のうち、現在の MAFS の前身である旧農業・林業・協同組合・農村開発省の一部であった森林局は、CAMP や IDMP の理解度が高いが、それ以外の環境省系の部局については必ずしも同等ではなく、省内での協議・調整に時間を要する状況であった。今後は、環境森林省のうち特に環境系の部局担当の次官を含むマネジメント陣にも改めて CAMP や IDMP の活動について説明し、今後の進め方や省内各部局での協働・連携について協議を進める必要がある。

水資源・灌漑省 (MWRI) についても MEF 同様、フォーカルパーソンのコンセプト・ノート作成やレビュー会議への参加の調整が難しかったこと、また比較的進捗度の高い MAFS と MLF の

作成作業を優先的に進める必要があったことから、第1稿が策定されたものの、完成には至っていない。またコンセプト・ノートの内容としては、灌漑スキームの新規の建設を含む極めて大規模なものであったが、現在の MWRI の予算規模や実施体制、DP による支援の現実性等を考慮に入れると、まずは現地で入手可能な資材等を有効に利用したコミュニティレベルの灌漑施設の建設や運営が妥当であると考えられた。このため、今後コンセプト・ノートの作成にあたっては、例えば小規模灌漑を利用した小規模農家による農業生産支援のコンセプト・ノートの作成を MAFS と MWRI とで協働で行う等、取り組み方法について検討する必要がある。また、MWRI からはその後、優先プロジェクトとして選定されていない他のプロジェクトのコンセプト・ノートが別途共有されるといった動きがあったため、改めて同省としての優先プロジェクトの確認を行い、フォーカルパーソンを任命する必要がある。

## (2) 「中期戦略計画」の策定

### 1) 各種事前協議・調整の実施

既述のとおり、最優先プロジェクトのコンセプト・ノートの進捗やフォーカルパーソンや DP デスクの業務従事状況は省庁ごとに違っており、コンセプト・ノートの策定を完了しているのは MAFS と MLF のみとなった。これを踏まえ、本プロジェクト期間中の「中期戦略計画」の策定は MAFS と MLF を対象とし、その作業を通じて CAMP/IDMP 実施 4 省に共通して実施可能な中期戦略計画策定プロセスを確立することとし、2020 年 10 月に開催された中期計画策定にかかるワークショップにて計画局長及び DP デスク、フォーカルパーソンに対して説明を行い、確認を得た。また、2022 年 2 月 11 日に開催された第 6 回 JCC においても JCC メンバーに対し同様の説明がなされ、了承を得た。

一方、本プロジェクトでの「中期戦略計画」策定とは別に、2020 年 2 月、南スーダン政府の内閣府 (Ministry of Cabinet Affairs) より各省庁に対し、「政策枠組み (Policy Framework)」と「戦略計画 (Strategic Plan)」の策定についての要請があった。これを受け、MAFS の C/P と JICA 専門家チームは、この「政策枠組み」と「戦略計画」策定の、本プロジェクトにおける扱いを議論した。その結果、内閣府から策定の要請のあった「政策枠組み」と「戦略計画」は農業セクターにおける各省庁の方向性を示すものであり、本プロジェクトで C/P と共に進めてきた、CAMP/IDMP を実際の計画・資源動員・実施に移すための、各省庁の年次計画・予算策定や外部資源動員に使用できる、より実用的で具体的な「中期戦略計画」とは性質が異なるものであること、また、省庁として農業セクターにおける政策や戦略等の大きな方向性を持つことの重要性は理解するものの、本プロジェクトの実施期間やリソースを考慮するとプロジェクトの枠内での支援が難しいことを確認した。これを踏まえ、本プロジェクトではコンセプト・ノートを基にしたより実用的な「中期戦略計画」の策定に集中することとし、包括的な政策・戦略文書については、今後、MAFS が主体となり、策定していくこととなった。上記を受け、MLF の計画局長や DP デスクとも会合を持ち、同様の説明を行ったうえで、MLF についてもコンセプト・ノートを基にしたより実用的な「中期戦略計画」の策定に集中することを確認した。

### 2) 「中期戦略計画」の策定

2021 年 10 月に、MAFS 及び MLF の計画局長と DP デスク、コンセプト・ノートのフォーカルパーソンが参加し、「中期戦略計画」の策定に関するワークショップを実施した。ワークショップ



では「中期戦略計画」の政策・計画の中での位置付けやその目的、「中期戦略計画」の構成、策定プロセスや関係各者の役割分担等について説明し、協議を行った。協議の中で、「中期戦略計画」のコアとなる優先プロジェクトやその予算に関する部分は C/P がコンセプト・ノートを基に作成し、資源動員とモニタリングの部分については専門家チームの方でドラフトを行ったうえで、それを基に C/P と協議のうえ加筆修正し、最終化していくことを確認した。

上記のワークショップに基づき、「中期戦略計画」の策定を開始した。11月より再び遠隔による作業となったこと、また作成を主導する DP デスクが他の通常業務で忙殺されていたこと等から、開始当初は予定通り進捗しなかったが、2022年1月から2月にかけての専門家チームの現地業務期間に策定チームによる最終化がなされた。「中期戦略計画」の章立てについては以下の通り。

#### 「中期戦略計画」の内容

- 第1章：序章（「中期戦略計画」策定にかかる背景情報）
- 第2章：戦略的方向性（選定した優先プロジェクトの概要情報）
- 第3章：実施マトリクスと予算編成（優先プロジェクトの各活動の年次別予算と期待される成果の概要）
- 第4章：MTSP 実施のための資源動員戦略（政府の資源動員の現状を踏まえた資源動員の方法）
- 第5章：モニタリング・評価（政府のモニタリング・評価のプロセスの現状を踏まえたモニタリング・評価の方法）

内容については MAFS 及び MLF と協議のうえ、「中期戦略計画」の背景や目的、政府の政策・計画文書の中での位置付け、策定プロセス等を記載する第1章と、政府の公共財政管理システム（PFMS）の枠組みや、DP デスクや CAMP and IDMP Working Group といった CAMP/IDMP の連携・調整枠組みを踏まえて実施される資源動員やモニタリング評価について記載する第4章と第5章については、2つの省で極力内容を統一した。

MAFS 及び MLF の両省においては、今後省内で「中期戦略計画」の正式な確認のためのワークショップを行い、承認を得る必要がある。また、今後は策定した「中期戦略計画」を毎年財務省からの指示に基づき策定する年次計画に可能な限り反映させていく必要がある。



「中期戦略計画」策定にかかるワークショップの様子



MAFS 計画局長の発表の様子

## 2.2.2 関係省庁内および開発パートナーとの調整・資源動員メカニズム強化

本プロジェクトの目的である CAMP/IDMP 枠組みに基づく「中期戦略計画」策定や、その実施のための省庁内または外部からの資源動員を、今後 CAMP/IDMP 実施 4 省が効果的・効率的に行うには、省庁内または DP、NGO、その他民間組織等の外部との情報共有や、計画・実施・モニタリングにかかる協議・調整等を円滑に行うことができるフォーカルポイントが必要であった。このため、CAMP/IDMP 実施 4 省の計画局に、これらの役割を担う窓口となる開発パートナー (DP) デスクを設置した。DP デスクは、CAMP/IDMP 実施各省庁の技術局などの内部関係者に対して、内部または外部の関係者と結びつけたり、打合せをアレンジする等の各種調整サービスを提供し、DP などの外部関係者に対しては、省庁として一本化され調整されたコミュニケーションのための窓口としての役割を果たす。

また効率的・効果的な外部からの資源動員のためには、南スーダン政府と DP 間の調整や資源動員のための仕組みを復活・強化することも必要であった。南スーダン政府と DP 間の調整のためのプラットフォームである天然資源セクター作業部会 (Natural Resource Sector Working Group: NRSWG) は、2013 年 12 月に内乱が始まって以来、活発に組織されておらず、資源動員に関する対話は途絶えていた。南スーダン政府は 2020 年半ばに、年次計画や予算編成を促進するために、NRSWG を含むセクター別作業部会の再開を発表したものの、実際には具体的な動きがない状態が続いていた。このため、CAMP/IDMP の実施 4 省は、より効率的・効果的な援助調整、資源動員を行うため、農業セクターの分野横断的な CAMP and IDMP Working Group を設立することを計画した。CAMP and IDMP Working Group において、CAMP/IDMP 実施 4 省は、①CAMP/IDMP に関連する農業セクター政策、戦略計画、予算、優先プロジェクト及び主要活動の策定状況、②関連プロジェクトのモニタリング及び評価のメカニズム、③南スーダン政府及び DP が実施する政策、プロジェクト及び活動の状況、結果、実績について DP と情報共有、することとした。

以上を踏まえた、CAMP/IDMP の実施調整体制を図式化したものは、図 2-1 の通り。

また、本プロジェクトでは、DP デスクと CAMP and IDMP Working Group の設置と実施に関して、以下の活動を行い、それらを通じて C/P 関係者の能力強化も行った。



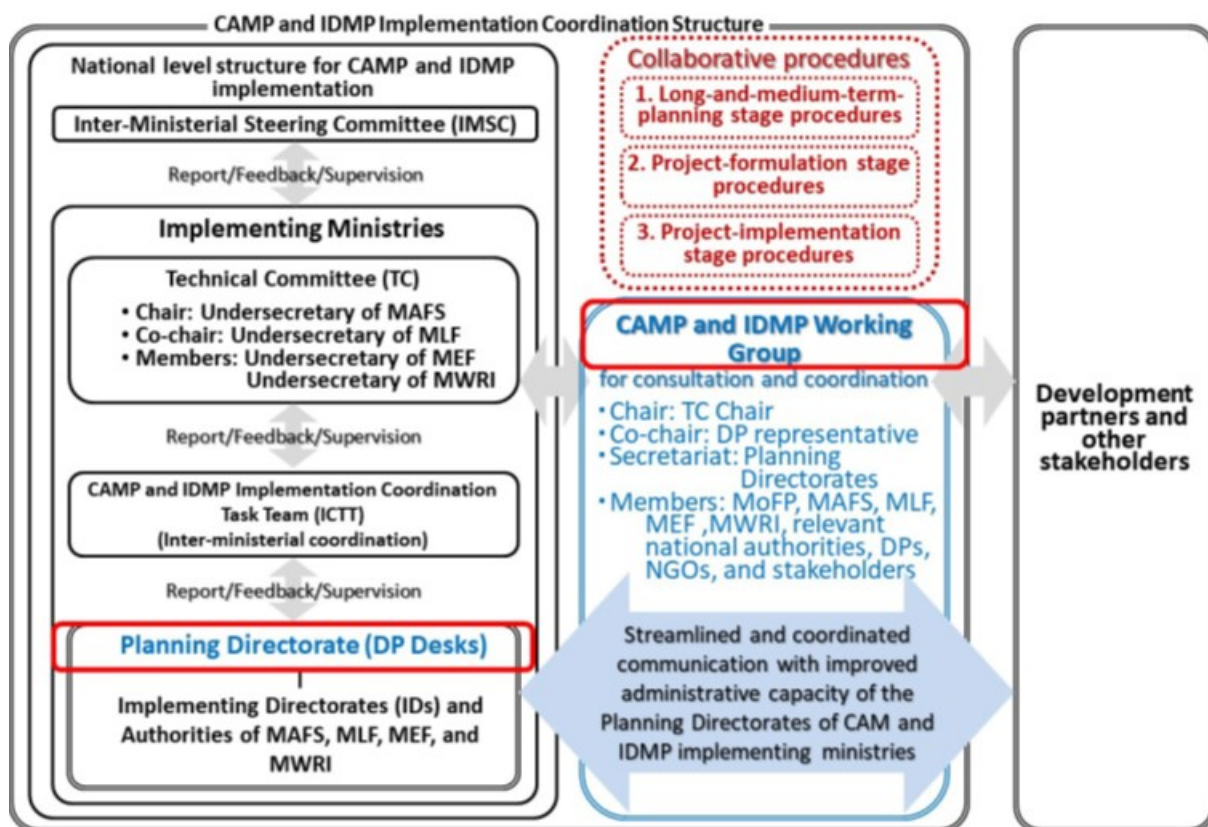


図 2-1 : DP デスクや CAMP and IDMP Working Group を含む CAMP と IDMP の実施調整体制

(1) 資源動員のフォーカルポイントの設置についての協議・調整

2019年の2月から3月にかけて、MAFS、MLF、MWRIの大臣と個別に面談し、本プロジェクトの説明を行うと共に、3月開催予定のDP会合の趣旨説明と会合への参加依頼、そこで大臣から発するメッセージについての確認・協議等を行い、前向きな反応を得た。

また、本プロジェクトの合同調整委員会（JCC）の議長にあたるMAFSの次官と、本プロジェクトの今後の活動内容と3月のDP会合についての議論を行った。特に、DPデスクの配置によるDPとの情報共有や案件形成、実施、モニタリング等のための効果的な調整・連携体制の整備の発表や、CAMP and IDMP Working Groupの設置と定期的な会合の開催に向けたプロセスと日程の提案等、今後のCAMPやIDMPの実現化に必要なDPとの調整・連携体制強化案について合意した。

その後、CAMP/IDMP実施4省の計画局担当局長ならびに計画局スタッフとの、DPデスク及びCAMP and IDMP Working Group設置に関する具体的な協議を行い、それを踏まえ、技術委員会（Technical Committee: TC）会議を開催し、CAMP/IDMP実施4省の次官出席のもと、DPデスクやCAMP and IDMP Working Groupの設置とそのDP会合での発表について承認を得た。

そして同年3月には、Taban Deng Gai 第一副大統領（当時）、Wani Iga 副大統領（当時）およびMAFS、MLF、MWRIの大臣出席のもとDP会合が開催された。DP会合の前半では、上述の副大統領および大臣より、CAMP/IDMPをもとにした農業開発の推進やドナーとの連携についてのメッセージが発信された。後半では、MAFS次官、CAMP/IDMP実施調整タスクチーム（Implementation Coordination Task Team: ICTT）リーダー、PWGリーダーより、CAMPとIDMPの説明、ドナーとの対話メカニズム案と今後の活動計画が発表された。ドナー関係者からは、概ね好意的に受け入

れられ、特に主要ドナーの一つである欧州連合（European Union: EU）からは対話メカニズムの構築に対する支援が表明された。

## (2) DP デスクの始動

### 1) 人材の配置

DP デスクに選出された実施 4 省のスタッフに対し、CAMP や IDMP の概要および DP デスクの目的や役割、今後の業務、日当の規定等についてのブリーフィングを実施すると共に、ラップトップパソコンや携帯電話を購入し貸与する等、該当者の業務環境の整備を行った。そして、DP デスクは、2019 年 7 月から省庁別に週 3 回 CAMP/IDMP オフィスでの勤務を開始した。また、これまで MEF においては CAMP のサブセクターのひとつである森林分野を管轄する森林局から 2 名の DP デスクが選定されていたが、2019 年 8 月、環境関連の部局から追加で 2 名が選定された。CAMP/IDMP 実施各省庁の DP デスクメンバーは以下の通り。

表 2-3 : DP デスクメンバー

Ministry	DP Desk
Ministry of Agriculture and Food Security (MAFS)	Mr. Peter Mazedi
	Mr. Angelo Joseph Lemor
Ministry of Livestock and Fisheries (MLF)	Mr. Mark Wani
	Mr. Noel Lomude
Ministry of Environment and Forestry (MEF)	Mr. Bullen Baggu
	Ms. Rosina Obede
	Mr. Joseph Kulang
	Ms. Winnie Richard
Ministry of Water Resources and Irrigation (MWRI)	Mr. Alberto kandido
	Ms. Hellen Achia

### 2) コンセプト・ノート及び中期戦略計画の策定

既述のとおり、DP デスクは CAMP/IDMP に基づく CAMP/IDMP 実施 4 省の優先及び最優先プロジェクトの選定からコンセプト・ノートの作成、それに基づく「中期戦略計画」の策定までの全てのプロセスに関与し、関係者の協議調整や、コンセプト・ノートや中期戦略計画の執筆支援及び実際の執筆を行った。

### 3) DP の関連活動の把握

今まで DP により様々な案件形成が進められてきたが、CAMP/IDMP 実施 4 省の計画局ではその情報を把握できていない。このため、PWG、DP デスク、JICA 専門家チームで協議し、DP による案件の情報を計画局（特に DP デスク）へ集約し管理するための連絡・調整体制案を作成のうえ、2019 年 12 月の技術委員会（TC）の承認を得た。これを受け、この連絡・調整体制の構築と

その順守を要請する文書が、CAMP/IDMP 実施 4 省から省庁内及び DP へ出状された。

以上の状況も踏まえ、2020 年 3 月に、DP が計画・準備中のプロジェクトの概要と協議・調整等の進捗状況の詳細の把握、そして CAMP/IDMP 実施 4 省による今後のアクションの検討に資することを目的とした、「パイプラインプロジェクトの管理リスト」を作成し、運用を開始した。運用開始後しばらくは、DP デスクが中心となり継続的に DP が計画中・準備中の案件の情報収集を行い、それを基にリストを更新し、専門家チームとの定例オンライン会議で最新情報の共有が行われていたが、DP デスクが所属省庁の他の通常業務に忙殺されていたこと、またリスト作成直後からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により関係各者とのコミュニケーションが取りづらくなったこと等が影響し、現在はリストの更新作業が滞っている状況である。DP が計画・準備中のプロジェクトの情報収集及び管理を再開し、軌道に乗せるため、今後継続的に管理リストの更新を行うよう DP デスクに促し、ツールを必要に応じて改善すると共に、これらの情報を CAMP/IDMP 実施 4 省の上層部にも共有し、DP との更なる連携・調整や資源動員の為の具体的な行動に繋がられるよう、管理リストの利用方法について DP デスクや C/P 側と協議していく必要がある。

また、農業セクターの DP の作業部会である「農業・生計向上セクタードナー作業部会 (Agriculture and Livelihood Donor Working Group: ALDWG)」が、現在 DP の支援により実施中の南スーダン農業セクターのプロジェクトをリストアップした「実施プロジェクト管理表」については、これまで JICA 主導で作成したものが ALDWG の DP 間で使用されてきた。しかし、これをより簡素化し、情報の更新や共有をやりやすくして利便性を高めるべきとの提案が DP 内で挙がり、EU が中心となってその在り方についての協議を進め、改訂版が策定された。同管理表は、上述した「パイプラインプロジェクトの管理リスト」と共に、現在の農業セクターのプロジェクトの状況を把握するのに有益であり、後述する CAMP and IDMP Working Group 会合の場も利用して、DP デスクによる情報入手・管理が求められる。

### (3) CAMP and IDMP Working Group の始動

#### 1) より詳細な DP との事前協議・調整の実施

2019 年 6 月、CAMP/IDMP 実施 4 省の次官、計画局長、PWG メンバー代表者及び DP デスクが、ALDWG の月例会議に参加し、CAMP and IDMP Working Group 設置の背景や役割、今後の活動スケジュール等について DP に対し説明のうえ、意見交換を行った。ALDWG からは、DP デスクの設置については異存ないものの、CAMP and IDMP Working Group の設置については、その ToR について改めて確認のうえ検討し、CAMP/IDMP 実施 4 省に対してコメントを共有することとなった。

2019 年 10 月、DP 間の援助調整枠組みである Heads of Cooperation (HoCs) 会議に JICA 専門家チームが参加した。会合では、JICA 専門家チームが南スーダン政府と DP 間の農業セクターにおける実務レベルでの実施・調整のためのプラットフォームとしての CAMP and IDMP Working Group のコンセプトや役割に関するプレゼンテーションを行い、意見交換が行われ、議長から ALDWG が技術レベルで関連省庁と協議を行うことに異存はないことが確認された。

2020 年 3 月、ALDWG の月例会議に CAMP/IDMP の技術委員会が参加し、DP との対話を行った。同会議では、CAMP/IDMP 実施省庁が提案する CAMP and IDMP Working Group の TOR 案に対する DP のコメントに対応すべく、Working Group の説明を再度行い、その設立及び始動につき確

認・合意した。同会議では、CAMP and IDMP Working Group の TOR の内容が非常に改善されたとの評価を DP より得た一方、その目的・機能に鑑みたより適切な名称への変更や、道路・橋梁省（Ministry of Roads and Bridges）等、開発・人道支援に関連する他の省庁の参加に関する提案があった。これらの DP からの提案事項については今後開催される CAMP and IDMP Working Group 会合の中で、継続的に検討することを確認した。

上述のとおり、CAMP and IDMP Working Group の設置・始動が正式に合意されたが、その後新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、状況が安定するまで CAMP and IDMP Working Group 会合の開催が困難な状況となった。これを受け CAMP/IDMP 実施 4 省は、DP との情報交換を続け、良好な関係を維持するため、2020 年 3 月から ALDWG の月例会議に継続的に参加することとした。ALDWG 月例会議への参加は 2020 年 9 月まで続いたが、CAMP/IDMP 実施 4 省側はこの経験を踏まえ、今後政府主導で開催される CAMP and IDMP Working Group をより有意義なコミュニケーションの場とするよう検討を進めることとし、ALDWG 月例会議への参加を取りやめた。

2021 年 10 月、CAMP/IDMP 実施 4 省の次官、計画局長、DP デスクが参加し、第 1 回 CAMP and IDMP Working Group 会合の準備会合を行った。会合では、CAMP and IDMP Working Group 設置の背景や目的といった基本的な情報を改めて共有したうえで、第 1 回会合の議事や DP へ共有する情報の内容等について協議を行った。会合では、DP に対しては基本的な情報共有は行うものの、今後の関係性構築に向けて、まずは実務レベルでの話し合いの場を持つことや、その体制等について DP と明確に合意することが重要であるという、第 1 回会合の基本的考え方について改めて確認した。また今後は CAMP/IDMP 実施 4 省が十分に連携して取り組みを行い、それを DP に見せていく必要があること、DP からの資源動員だけを期待するのではなく、各省庁による独自の取り組みを進めるよう努力し、その姿を DP に見せていく必要があることについて確認した。

## 2) CAMP and IDMP Working Group 会合の開催

2021 年 10 月に、第 1 回 CAMP and IDMP Working Group 会合を開催した。会合には二国間、多国間援助機関 12 機関が参加し、政府側からは CAMP/IDMP 実施 4 省の次官、計画局長、DP デスクが参加した。会合では、政府側が現在の農業セクターにおける政府の優先的取り組みや各省庁の年次計画について発表し、また DP と協働で実施/計画しているプロジェクトのリストや各省庁の優先プロジェクトリストの共有を行った。また DP からは JICA、世界食糧計画（World Food Programme: WFP）、国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development: IFAD）、食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）の 4 機関が現在の南スーダンにおける取組の方針や具体的な活動内容について発表した。またその後、政府側からは、今後の CAMP and IDMP Working Group 会合の開催方法について提案し、DP の確認を得た。

会合では発表内容についての具体的な議論はそれほど行われなかったが、実務者レベルでの対話を続けていく必要性があり、政府にその意思がある点について DP に明確に共有し、賛同を得られた点は有意義であった。会合後には DP 側からも、政府主導による連携・調整のための会議の開催に対し、情報共有、活動の計画・実施や資源動員にかかる協議調整、政策対話等の場として有効であるとのコメントが寄せられ、また次回以降の会合では一般的な情報共有にとどまらず特定のテーマを設けて情報共有、議論を行うことで、会合が双方にとってより有意義なものになるのではといった意見も寄せられた。

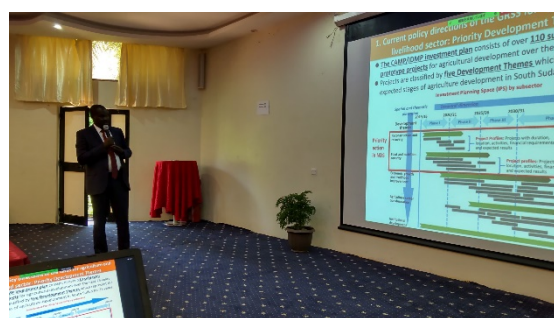
2022 年 2 月に、第 2 回 CAMP and IDMP Working Group 会合を開催した。この会合では、第 1 回

の会合後に共有された会議開催内容にかかる DP 側や CAMP/IDMP 実施各省庁側のコメントを踏まえ、よりポイントを絞った情報共有や議論を行った。具体的には、JICA が実施する本プロジェクトの成果と課題、今後の対応等に関する概要の発表を行ったほか、その中でも法整備支援の活動とそこから派生した EU の支援による法整備の専門家派遣についての発表を行い、それに基づき、南スーダンの農業セクターにおける法整備支援についての議論が行われた。農業セクターの法整備という特定の分野について、CAMP/IDMP 実施省庁側の現在の考えやニーズについて DP 側が理解し、それを踏まえて今後どのような活動や支援が望ましいのかを双方で検討できたという点で有意義であった。また、MAFS と MLF で策定した中期計画の背景や目的、位置付け、内容等の概要について説明を行い、今後の策定や実施にかかる DP との連携・調整等について議論が行われた。このセッションにより、CAMP 及び IDMP の実施に向け各省庁が具体的な計画を策定していることや、資源動員のための具体的な優先事項が DP に明確に共有できた。

CAMP and IDMP Working Group 会合は、本来は DP だけでなく、NGO や民間企業、研究機関やその他農業関連機関も参加して開催される会議である。ただし、より広範な参加者を得て開催する前に、主要なアクターである政府と DP が一定の信頼関係を構築することが重要であることから、今後数回は引き続き CAMP/IDMP 実施 4 省と DP のみによる開催とし、両者の信頼関係や会議の成熟度を見極めたうえで、他の関係機関の参加を検討していく必要がある。



CAMP and IDMP Working Group 会合の様子



MAFS 次官による発表の様子

#### (4) 様々な開発パートナーと連携した情報共有、および案件形成例

上述した、「関係省庁内および開発パートナーとの調整・資源動員メカニズム強化」のうち、個々の開発パートナー（DPs）との連携については、JICA 専門家チームや JICA 南スーダン事務所が、政府の資源動員メカニズムを補助する形で動いた例もあった。それら、様々な DPs と連携した情報共有や案件形成の事例を以下述べる。

##### 欧州連合（EU）

後述の通り、法整備支援のニーズは高く、本プロジェクト以外での他の DP による資源動員の可能性探ることになった。そのため、JICA が定期的に参加している「農業・生計向上セクターダウンナー作業部会（ALDWG）」の中で、本分野の支援に関心のある DP を探った結果、欧州連合（European Union: EU）が関心を示した。そのため、2020年6月以降、EU、JICA 南スーダン事務所、JICA 専門家チームでのオンライン会議を複数回実施し、EU の法整備分野の支援の可能性について協議した。今後 EU がこの分野での案件形成を進めるうえでの CAMP/IDMP 実施



4 省との協議にかかる調整方法や、支援ニーズのある法案、本プロジェクト内で実施中の設置法および畜産関連の技術関連法案の作成状況等について情報を共有した。その後も、EU が実際に派遣の調整を始めた法整備専門家の ToR 作成等についての意見交換を行った。EU も、畜・水産省(MLF)の計画局と実際に面会・協議をするなどし、最終的には、2021年1月から「Technical Assistance for policy Reviews and Regulatory Frameworks Development in Support of the Key CAMP/IDMP Implementing ministries - South Sudan」が始まることとなった。このプロジェクト開始後も、JICA プロジェクト専門家チームは、EU 側の担当専門家とのオンライン会議を適宜行い、本プロジェクトの経験共有や、関連分野の情報提供、意見交換等を行なった。特に、EU 側が取り組む法整備支援の中に、Seed Policy や Plant Proteciton Policy の策定支援があり、本プロジェクトで扱う Seed and Plant Varieties Bill との関係性については密な情報共有を行った。

#### 食糧農業機関 (FAO)

食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization: FAO) は、東アフリカ広域プログラムの一環として、2020年に南スーダンにも深刻な影響を与えたサバクトビバッタに関連する支援プロジェクトを実施していた。そのため、2020年9月以降、JICA 本部、JICA 南スーダン事務所、JICA 専門家チームでのオンライン会議を複数回実施し、サバクトビバッタ対策に関する追加支援のニーズについて、情報・意見交換を行なった。その後、サバクトビバッタの被害が大きい東エクアトリア州での支援ニーズがあることがわかり、本プロジェクト内のサブ・プロジェクトとして、東エクアトリア州のマグウィ郡を対象にしたサバクトビバッタ対策に関する活動を、FAO と連携しながら行う案が協議された。その後、現地で実際に活動を行う NGO の TOR やセレクション方法を含んだ、より詳細な活動案が、C/P も含んだ関係者間で協議され、最終的には、2021年6月のJCC会議で正式に本プロジェクトのサブ・プロジェクトとして活動が行われることとなった(活動の詳細は、後述箇所を参照)。

#### 「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ (AI-CD)」

南スーダン政府が JICA の支援で実施を進めている、「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ (African Initiative for Combating Desertification: AI-CD)」事業について、そのフォーカルパーソン (MAFS 所属) と、本プロジェクトを活用しての資源動員の可能性と具体的な方策について、2019年6月以降、JICA 主管部、JICA 地球環境部、JICA 南スーダン事務所、及び AI-CD コンサルタントチームと度々の情報共有、及び資源動員のための政府側への働きかけを行った。本プロジェクトによる働きかけに際しては、資源動員の促進を主要な目的として政府により任命された DP デスクと CAMP and IDMP Working Group 設置による、政府と開発パートナーの協調の枠組みの活用を試みた。

フォーカルパーソンが作成した UNCCD (砂漠化防止協定) の実施のためのプロジェクトのコンセプト・ノートに関し、本プロジェクトで支援する「中期戦略計画」策定と協調の枠組みに乗せることができるよう、本プロジェクトは政府側内部の調整を支援した。しかし、結果として、本プロジェクトによる AI-CD プロセスに対する支援は、期待されたペースでは進まなかった。その理由として、①CAMP/IDMP 実施 4 省が目指している CAMP and IDMP Working Group (政府と開発パートナーの協調の枠組) の始動が遅れ、しばらく政府側から「中期戦略計画」やコンセプト・ノートによる資源動員の協議が提案される機会がなかったこと、②フォーカルパーソンの策定したコンセプト・ノートのように、一定程度開発パートナー (JICA) との間で

協議があり、資源動員の熟度が高い案件を、優先処理するなど、臨機応変に対応し資源動員という成果を重視するマインドセットや案件処理の能力がまだ不十分、があげられる。これらはプロジェクト終了後の課題として考慮する。

その他

#### アフリカ開発銀行 (African Development Bank: AfDB)

2019年2月、AfDBのDrought Resilience and Sustainable Livelihood Project Vの準備ミッションの派遣中、C/Pとの協議のもと、JICA専門家チームが同ミッションと活動内容やCAMPおよびIDMPとの連携について意見交換を行った。今後、事業形成の最終化プロセスで適宜連携をすることとなったが、本プロジェクトはAfDB内のプロセスで最終化されず、取りやめとなった。

また、AfDBが実施予定のAgricultural Markets, Value Addition and Trade Development Project (AMVAT)との連携について、AfDB及び準備調査ミッションと協議した。会議では双方がプロジェクトの概要説明を行い、JICA専門家チームからAMVATの計画・実施プロセスへの各省庁の関与とコミュニケーション窓口の一元化を要請した。また各省庁の優先事業やその活動内容をコンセプト・ノートで確認し、整合性の確保や事業形成への反映を行う等、AMVATの活動内容の形成に際しての助言を行った。

#### 世界農業食糧安全保障プログラム (GAFSP) ファンド

政府が主体となって動く資源動員活動の一環として、世界農業食糧安全保障プログラム (Global Agriculture and Food Security Programme: GAFSP) ファンドへ応募することとなった。これに向けC/Pによる準備作業部会が結成され、JICA専門家チームの支援のもと、2019年9月初旬の応募に向け、応募要件や提出書類の確認、今後の要対応事項及びスケジュールの確認等の準備作業が行われた。その後、プロジェクト提案書については、ゼロベースで作成するのではなく、上述したAfDBが実施予定のDrought Resilience and Sustainable Livelihood Project Vの追加コンポーネントとして作成されることになった。そのため、AfDBの資金的支援のもと派遣されたコンサルタントの支援のもと、提案書が作成され、GAFSP事務局へ送付された。しかし、応募書類の一つであるNational Agricultural Investment Plan (CAMPがこれに該当)の第3者によるIndependent Reviewと、それに対する応募国の見解に関する書類が提出されていなかったため、書類不備により失格となった。また応募プロセスにおいて、MAFS内部の別の部局から別のプロポーザルにより別途応募されていたことが判明し、MAFS内部での情報共有・調整・連携の不備が改めて露呈した。

しかし、その後2021年に、MAFSはIFADに対して、改めてGAFSPへの応募の支援を要請し、これを受けてIFADはMAFS及び国際労働機関 (International Labour Organization: ILO) と連携し、South Sudan Livelihoods Resilience Project (SSLRP)のプロポーザルを策定のうえGAFSPに提出・申請し、このプロジェクト案が約2,000万ドルの拠出事業として推薦された。

#### 世界銀行

2019年6月、JICA専門家チームはC/Pとの協議のもと、世銀が計画中のAgriculture Development and Food Security Project/Resilient Agricultural Livelihood ProjectのProject Implementation Unit (PIU)関係者と、プロジェクトの計画案について協議を行った。協議では、

両プロジェクトの概要についての説明を行い、案件形成プロセスにおける情報交換と連携について確認すると共に、専門家チームからは、計画・実施プロセスにおける各省庁との連携・調整とその窓口の一元化や各省庁の優先事業の確認や整合性の確保等について要請した。

また、世界銀行は South Sudan Safety Net Project (SSSNP) を実施し、加えてサバクトビバッタに関連する Emergency Locust Response Project を実施予定であるため、本プロジェクトとの連携の可能性について検討することを目的として、2020年8月にオンライン会議を行った。会議では両プロジェクトの概要説明を行い、MAFS においてサバクトビバッタ対応関連の事業を計画画中であり、世銀のプロジェクトと連携・調整していく旨確認した。

上記の3プロジェクトについては、その後計画・実施のための協議・調整をMAFSと世銀の間で継続する中で、MAFSのDPデスクの一人がこれら3つのプロジェクト実施の暫定的な責任者である Interim Programme Director に任命され、プロジェクト実施の準備が整い、外部からの同ポジションの公募が始まるまでの間、プロジェクトの計画・準備・実施にかかる各種協議・調整を主導している。

更に、人道支援から農業セクター開発への転換とその有効性を確認する「Transforming Agriculture: from Humanitarian Aid to a Development Oriented Growth Path」の情報収集調査を実施している世界銀行およびFAOと、2021年1月にオンライン会議を実施した。会議では、双方の活動概要について説明した後、南スーダンの農業セクター開発における課題について情報共有を行った。また、CAMP/IDMP 実施各省庁の優先プロジェクトや本プロジェクトの関連資料の共有を行った。

#### 国際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金(IFAD)は南スーダンで South Sudan Livelihood and Resilience Project (SSLRP) を計画しており、JICA との連携について2020年7月にオンラインにて協議を行った。会議では双方がプロジェクトの概要説明を行ったうえで、専門家チームから IFAD の事業計画・実施プロセスへの各省庁の関与とコミュニケーション窓口の一元化を要請した。また IFAD のプロジェクト活動案のうち、特に能力強化かかる活動コンポーネントは十分に連携可能なため、今後さらに協議を進めることで合意し、本プロジェクトの関連ドキュメントやMAFSの優先プロジェクトのコンセプト・ノートを共有した。

この SSLRP に関しても、世銀のプロジェクトと同様、計画・実施にかかる協議・調整をMAFSとIFADの間で継続する中で、MAFSのDPデスクの一人がプロジェクト実施の暫定的な責任者である Interim Programme Director に任命され、プロジェクト実施の準備がすべて整い、外部からの同ポジションの公募が始まるまでの間、プロジェクトの計画・準備・実施にかかる各種協議・調整を主導している。

### 2.2.3 平和構築/紛争緩和支援

南スーダンでは、長引く紛争や自然災害の影響により国内外に多くの避難民が発生している。一方で、和平が進むにつれ難民や国内避難民 (IDP) の帰還が進み、帰還民が故郷に戻ったり、新たな土地に定着するなどの動きが進んでいる。

南スーダン国内の治安状況やインフラの整備状況に鑑み、現時点では国際社会は南スーダンへ



の難民の組織的帰還を支援しておらず、難民の自発的帰還に対する支援のみを行っている。UNHCR の情報によると、2018 年 9 月の R-ARCSS 署名から 2021 年 10 月までに 39 万人弱の南スーダン人が南スーダンに自発的に帰還している。また、2018 年 9 月から 2021 年 7 月までに、UNHCR は他のパートナーと共に、1 万 9 千人の IDP の帰還支援を行った。

そのため、現在の南スーダンにおいては、帰還民の生計向上が喫緊の課題となっており、農業が生計手段の中で重要な役割を果たす同国において農業の発展は生計向上にとって不可欠であった。そのため、農業・食糧安全保障省 (MAFS) は帰還民の再定着支援を優先プロジェクトとして選定し、「IDPs and returnees resettlement support project」のコンセプト・ノートを策定した。本コンセプト・ノートをより充実させるため、関連する情報となる難民帰還と帰還民の再定着の動向や、再定着支援や農業支援に関する関係政策や関係機関の活動についての最新かつ詳細な情報を、本プロジェクト活動として収集することとなった。また IDP、帰還民、ホストコミュニティなど多様な住民が共存するジュバ市近郊地域を対象にした住民への聞き取り調査も行い、より現実に根差した詳細な関連情報を収集することとなった。さらに、収集した情報をもとに、MAFS が関係機関と意見交換を行い、コンセプト・ノートをより精緻な内容に更新すると共に、平和構築・紛争緩和の視点を取り入れた農業・生計向上事業における実施ガイドラインを作成することとなった。以上の、取り組みを通じて、本プロジェクト C/P による事業立案や実施調整機能の強化を目指すこととなった。

#### (1) 情報収集調査の実施

この情報収集調査では、難民や IDP の帰還や帰還民の再定着に関する国際規約、国内政策および農業や土地利用に関する政策の分析を行った。また、難民や IDP の帰還と帰還民の再定着支援や農業支援に関する活動を実施している政府機関、国際機関、研究機関、NGO 等 15 団体に対して活動の現状や課題に関する聞き取りを行った。

さらに人々の抱える状況や課題について把握するため、中央エクアトリア州ジュバ郡 Rajaf パヤムの Gumbo sherikat 地域と、同じくジュバ郡 Northern Bari パヤム Mangaten と Luri Rokwe で、帰還民、IDP、ホストコミュニティメンバーを対象としたフォーカスグループディスカッション (FGD) を行った。

以上、調査項目ならびに収集した情報をまとめたものは下表のとおり。

表 2-4 : 調査項目及び活動で収集した情報

調査項目	文献調査、聞き取り、FGDで収集した情報
政策、法的枠組み	難民帰還、ID キャンプ運営、IDP の定住、帰還民の再定住に関する南スーダン政府・中央エクアトリア州の政策と法的枠組み、再定住計画、関係省庁の役割・人員体制・予算、再定住計画に関する地方行政・関係省庁の役割分担
難民・IDPの帰還状況 (南スーダン全体、中央エクアトリア州)	南スーダン各州、および中央エクアトリア州カウンティ別の難民の帰還状況、南スーダン全体のIDPの帰還・定住の動向、IDPの帰還意思・将来ビジョン、難民・IDPの帰還促進要因、阻害要因

調査項目	文献調査、聞き取り、FGDで収集した情報
IDPの定住、帰還民の再定住に関する社会調査（ジュバ近郊対象コミュニティ）	住民の社会関係（意思決定メカニズム、伝統的行政システム、係争処理機能、支配層・非支配層の存在の有無等）、帰還民（元難民・元IDP）と再定着地ホストコミュニティ、周辺コミュニティの関係、土地制度（慣習法、制定法）、帰還民の主な生計手段（農業収入、農業外収入）、雇用機会、社会的弱者（寡婦・夫、孤児、障害者、高齢者、非識字者等）の類型・数、配慮を要する社会状況（社会的弱者とホストコミュニティの関係、家庭内のジェンダー関係、子供たちの就学状況等）、互助組織
農業を中心とした生計活動に関する調査（南スーダン全体）	IDPのIDPキャンプ・定住地、帰還民の再定住地におけるこれまでの農業を中心とした生計活動支援事業
農業を中心とした生計活動に関する調査（ジュバ近郊対象コミュニティ）	農地の状況、農業に関する人的・物的リソース、農業人口、自給自足の達成、IDPキャンプ・定住地、帰還民の再定住地の個別農家の技術レベル、栽培農作物、営農実態、農業普及体制、農業ポテンシャル、技術支援ニーズ等確認、市場の機能及び関係者、商慣習、農家の市場アクセスの方法の確認、家庭での食糧在庫管理法、食習慣、年間を通じた食糧へのアクセス（量・方法）の確認、家庭での食事の作り方及び食べ方の確認 対象コミュニティの農業開発計画・予算・ドナーの取り組み、対象コミュニティの州・郡の農業局の人員配置状況、役割分担、人材の技術レベル・課題、短期的支援ニーズ、長期的支援ニーズ

## (2) 情報収集調査のまとめ

調査の結果、南スーダン政府は IDP の保護に関する国際条約や地域条約に加盟しているものの、IDP 保護に関する国内法が整備されていないため、実質的な保護体制が確立されていないことを確認した。一方で、国際機関の協力により、2017 年に人道・災害管理省が **Framework for Return, Reintegration and Relocation of Displaced Persons** を作成し、2021 年に関係機関による内容確認が行われ、政府は避難民の定着に向けた活動を進めていく方針を持っていることを確認した。今後、本フレームワークの実施段階に進むと、国内避難民の問題や避難民の状況改善のための取り組みについて、国内外のパートナー内での調整が強化されることが期待されている。

関係機関や住民の聞き取りにより、難民や IDP の帰還の動向や帰還や再定着に関する課題、またジュバ近郊での農業・生計活動の状況や、帰還民、IDP、ホストコミュニティメンバー間の関係性に関する情報を収集した。調査の中で、ジュバ近郊の IDP キャンプに滞在する IDP は都市部への定住を望む傾向があり、故郷のインフラ不足や不安定な治安が帰還の妨げになっていることや、土地の不足や不安定な治安状況がジュバ近郊において農業活動を実施するうえでの課題となっていることを確認した。また、都市部に定着する帰還民にとって、土地が確保出来にくいという課題から、市場へのアクセスが確保されている利点もあり、収入創出活動への取り組みに対するニーズが高いことを確認した。

調査終了後に、ワークショップを実施し、C/P と聞き取り調査に参加した政府機関（中央エクアトリア州農業省、南スーダン土地委員会、南スーダン復興支援委員会、平和構築省、人道・災害管理省）、国際機関（IOM）に調査結果を報告した。そして参加者間で IDP の帰還や再定着における課題、ジュバ近郊で IDP の帰還や再定着事業を実施する場合の配慮事項について意見交換を行った。意見交換では、ジュバでの定着支援活動を行う場合使用可能な土地の大きさや不安定な治安が課題となっていることから、都市部の特性を理解した案件立案の重要性、ドナー間の支援調整の必要性、収入創出活動の重要性などについてコメントが挙げられた。



ホストコミュニティへの聞き取り調査の様子



ワークショップ MAFS の DP デスクの発表

## 2.3 「成果 2：CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される」に係る活動

### 2.3.1 各プロジェクトの年次活動計画・予算に基づく年間計画準備・実施・管理

成果 2 に関する活動のうち、年次活動計画・予算（Annual Work Plan and Budget: AWPB）に基づくプロジェクト実施の年間計画の策定、予算執行、成果の管理と評価に関する活動として、本プロジェクト期間中に、1) 年次活動計画・予算スタンダード手順書（AWPB 手順書）の内容とその試用・検証の承認、2) 中央エクアトリア州政府林業苗畑施設・管理能力向上サブ・プロジェクト（州苗畑施設改善サブ・プロジェクト）を活用しての試用・検証、その結果に基づき、3) 今後の AWPB の効果的な活用に関して、C/P 機関に対する提言、を実施した。

本活動の成果と教訓を説明するため、AWPB スタンダード手順書の策定の経緯と、同手順書の試用・検証の対象となる、州苗畑施設改善サブ・プロジェクトに関する経緯を踏まえる。表 2-5 に AWPB スタンダード手順書の策定と同サブ・プロジェクト計画策定及び実施の経緯を示した。

表 2-5：年次活動計画・予算スタンダード手順書の策定・試用・検証に関する経緯

南スーダン政府の予算年度	FY16/17	FY17/18	FY18/19	FY19/20	FY20/21	FY21/22	
暦年月	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
<b>南スーダン国包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト</b>							
2013年騒擾後の技術支援実施	南スーダン						
2016年騒擾後の技術支援実施	ウガンダ						
<b>南スーダン国CAMP-IDMP実施能力強化プロジェクト</b>							
第一フェーズ		ウガンダ					
第二フェーズ				南スーダン	遠隔支援(コロナ禍)	南スーダン	
<b>成果2. CAMP/IDMPの効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化されるに関する活動</b>							
<b>AWPBスタンダード手順書（AWPB手順書）の策定・試用・検証とAWPB策定・執行ガイドラインの提案</b>							
<b>農業食糧安全保障省、畜水産省、水資源灌漑省の設置法案の策定</b>							
<b>AWPB手順書案の策定</b>							
<b>AWPB手順書の内容及びその試用と検証の承認</b>							
<b>中央エクアトリア州政府林業苗畑施設・管理能力向上サブ・プロジェクトの苗畑建設と訓練コンポーネント</b>							
<b>をAWPB手順書の試用と検証の対象に選定</b>							
<b>苗畑建設と訓練コンポーネントによりAWPB手順書の試用と検証を実施</b>							
<b>AWPB手順書の試用・検証に基づいたAWPB策定・執行ガイドラインの提案</b>							
<b>中央エクアトリア州政府林業苗畑施設・管理能力向上サブ・プロジェクトの実施</b>							
<b>A: コンセプト設定・基本設計</b>							
<b>B: 詳細設計とコスト積算業務</b>							
<b>C: 建設請負業者の選定業務</b>							
<b>D: 請負契約の管理業務</b>							
<b>E: 関係政府機関の合意や認可の取り付け</b>							
中央政府と州政府によるAWPBの策定と承認							
苗畑事業に関する中央政府と州政府間での合意書（MOU）締結							
州政府からの建築許可の取り付け							
州名及び州政府組織変更に伴うMoU変更合意							
<b>(以下のF、G、Hのステップに対しAWPB手順書を試用し検証を実施した。)</b>							
<b>F: 苗畑建設コンポーネントの施工監理</b>							
中央政府担当者の決定と事業への貼り付け（中央政府負担）							
州政府担当者の決定と事業への貼り付け（州政府負担）							
施工管理専門家の決定と施工監理業務（JICA支援）							
建設費の執行（JICA支援）							
<b>G: 訓練コンポーネント実施管理</b>							
苗畑技術のアセスメントと訓練計画の策定（AWPB外、JICA支援）							
中央政府担当者の決定と事業への貼り付け（中央政府負担）							
州政府担当者の決定と事業への貼り付け（州政府負担）							
技術訓練専門家によるリモート訓練（JICA支援）							
現場での実務訓練に必要な資機材の確保（JICA支援）							
技術訓練専門家による現場での実務訓練（JICA支援）							
<b>H: 事業実施の評価</b>							
苗畑建設事業と技術訓練事業の評価（中央政府・州政府・JICA共同評価）							
<b>砂漠トビバツタ対策モニタリングサブ・プロジェクト</b>							
コンセプトの形成（中央政府・州政府・JICA・FAO負担）							
モニタリング活動の実施（中央政府・州政府・JICA負担）							

註：AWPBの試用と検証に関する活動を赤字で示した。

(1) AWPBスタンダード手順書の策定・試用・検証とAWPB策定・執行ガイドラインの提案

表 2-5 に示すように、AWPBスタンダード手順書（AWPB 手順書）案の作成と州苗畑施設改善サブ・プロジェクトのコンセプトの形成と基本設計は、先行案件「南スーダン国包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」により 2017 年 2 月（南スーダン政府 2016/2017 年度、以下年度は南スーダン政府年度で表記）に実施された。

これら前プロジェクトの成果に基づき、本プロジェクトでは、AWPB 手順書を「AWPB 策定・執行ガイドライン」<sup>2</sup>として精緻化し最終化した。本プロジェクトによる法整備支援の成果として 3 省の設置法案が策定され、同法案中に AWPB の運用の法的根拠が示された。このことを踏まえ、2022 年 2 月に開催された本プロジェクトの JCC の決議により、本ガイドライン案が今後政府の規

<sup>2</sup> 技術協力成果品「Annual Work Plan and Budget development and execution guidelines」としてまとめた。

則（regulation<sup>3</sup>）または省令（ministerial order<sup>4</sup>）として設置法の枠組みの下で、法制化されるよう引き続き検討されるとの方向性が確認された。このような背景も反映し AWPB 策定・執行ガイドラインを最終化した。

本プロジェクト期間での AWPB 手順書の試用・検証から AWPB 策定・執行ガイドライン提案までのプロセスは以下の通りであった。

#### 1) 農業・食糧安全保障省、畜・水産省、水資源・灌漑省の設置法案による法的根拠の担保

後述する、農業・食糧安全保障省の設置法案（The Ministry of Agriculture and Food Security Establishment Bill, 2021）、畜・水産省の設置法案（The Ministry of Livestock and Fisheries Establishment Bill, 2021）、及び水資源・灌漑省の設置法案（The Ministry of Water Resources and Irrigation Establishment Bill, 2021）の中に、「AWPB 策定・執行ガイドライン」の法的な効力を担保する条項が存在することは、本ガイドラインの実効性を担保するうえで必須事項である。策定されたこれら法案中には、省全体の責務として年次計画の策定と実施に責任を持つこと、さらに計画局が各局による AWPB の策定とそれに従った適正な執行を確保するための責任部局になることが明記された。このことにより、「AWPB 策定・執行ガイドライン」が、これら 3 省の計画局により導入され、適正な実施に必要な手順がさらに精緻化されることが期待できる。

州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの、苗畑建設コンポーネント及び訓練コンポーネントを対象として、AWPB 手順書を検証した結果、AWPB の適正な策定と実施を担保するために必要な他の多くの法令の整備の必要性が確認された。例をあげると、これらコンポーネントを州政府が実施する場合の中央政府と州政府の責務、権限、役割などの関係を規定する法令の欠如、苗畑建設コンポーネント管理に必要な、施工管理上の責務、権限、手順を整理した法令の欠如、などが確認された。これら法令の欠如に対し、現在州政府は、現行憲法が発効した 2011 年に無効となった旧スーダンの法体系を援用し、認許可業務を行っている。

これらに対する次善の対応策として、前者に関しては、中央政府の監督省（農業・食糧安全保障省）と州政府の実施省（州農業・環境・林業省）の間で州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの実施に限定した覚書（Minutes of Understanding）を結ぶことにより、後者に関しては、主にウガンダの法令とスタンダードに従うことにより対応した。ウガンダの法令とスタンダードを参考として選択した理由は、これら法令やスタンダードが国際標準に準拠していること、施工管理専門家がウガンダの建築家協会の理事をしており、ウガンダの施工管理に関する制度に精通していること、また南スーダンとウガンダはともに東アフリカ共同体のメンバーであり、将来的に共同体内で施工管理に関するスタンダードの共通化が見込まれるためである。

また、訓練コンポーネントの実施では、苗畑の生産能力強化のためにウガンダから系統の明らかな品種の種子や接穂を導入した。この際、植物検疫、品種登録、農薬の登録などに関する技術法令の必要性が認識された。これらの必要性に対しては、現在法案を策定中の種子・品種法案（Seeds and Plant Varieties Bill, 2021）が法的な枠組みを提供する。一方で、具体的な基準や認許可の手順を規定し、規制や振興を行うには、その枠組みのもと、技術的な規則や省令がさらに必要となることも明らかになった。

<sup>3</sup> 規則（regulation）は閣僚評議会（内閣）の承認により法令となる。（出典：MAFS、MLF、MWRI の設置法案）

<sup>4</sup> 大臣令（ministerial order）は、追加の予算措置を伴わない場合は、大臣の承認により、追加の予算措置を伴う場合は、閣僚評議会（内閣）の承認により法令となる。（出典：MAFS、MLF、MWRI の設置法案）



## 2) AWPB 手順書承認と検証の実施、及び AWPB 策定・執行ガイドラインの策定

本プロジェクトの第一フェーズ期間中の 2018 年 11 月において、財務経済計画省と CAMP/IDMP 実施 4 省により、前プロジェクトで策定した AWPB 手順書案の内容と本手順書を検証のために試用することが承認された。検証は表 2-6 に示した AWPB 手順書に規定された策定・執行のステップ・サブステップがどれほど踏襲できるか、という観点で実施した。その後、2021 年 3 月に、州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの苗畑建設コンポーネント及び訓練コンポーネントを対象として、AWPB 手順書を検証することが決定し、それに従い同月 AWPB が作成・承認された。AWPB の承認を受け、2021 年 3 月から 2022 年 1 月にかけて AWPB 手順書の試用・検証が行われ、その結果をもとに、2022 年 2 月に AWPB 策定・執行ガイドラインが策定された。表 2-7 に AWPB の目次構成を示した。

表 2-6：中央政府による AWPB の策定のステップと検証したステップ

ステップとサブステップ（検証したサブステップを網掛けで示した）			
	担当部局	アクション	時期
<b>ステップ1：プロジェクトチームによる年次実行予算（AWPB）案の策定</b>			
1-1	計画局	各実施局に対し AWPB 案の策定指示	11月
1-2	各実施局	プロジェクト担当部課またはプロジェクトマネージャーに対し AWPB 案の策定指示	11月
1-3	各実施部課またはプロジェクトマネージャー	AWPB 案の策定と各実施局への提出	11月
<b>ステップ2：AWPB 案の策定と省予算案の策定</b>			
2-1	各実施局	AWPB 案と 3 年予算見通しを含む局の年次予算案の策定と計画局への提出	12月-1月
2-2	計画局	AWPB 案と 3 年予算見通しを含む省の年次予算案の策定	12月-1月
2-3	次官	AWPB 案と 3 年予算見通しを含む省の年次計画のレビュー及び年次計画の財務計画省への提出	1月
<b>ステップ3：AWPB と省予算の最終案の策定と承認</b>			
3-1	計画局	各実施局に対し AWPB の最終案の策定指示	3月末
3-2	各実施局	プロジェクト担当部課またはプロジェクトマネージャーに対し AWPB 最終案の策定指示	4月
3-3	各実施部課またはプロジェクトマネージャー	AWPB の最終案の策定と各実施局への提出	4月
3-4	各実施局	AWPB 最終案の承認	4月
3-5	計画局及び次官	AWPB 最終案の承認	4月
<b>ステップ4：年度予算の決定</b>			
4-1	計画局及び次官	省予算と年次実行予算（AWPB）の決定	6月
<b>ステップ5：プロジェクトの実施と予算の執行</b>			
5-1	全関係者	プロジェクトの実施と予算の執行	通年度
<b>ステップ6：モニタリングと評価、レポートの提出</b>			
6-1	各実施部課またはプロジェクトマネージャー	プロジェクト月次報告を各実施局と計画局へ提出	各月
6-2	各実施部課またはプロジェクトマネージャー	プロジェクト四半期報告を各実施局と計画局へ提出	3ヶ月毎
6-3	各実施部課またはプロジェクトマネージャー	プロジェクト実績年次報告を各実施局と計画局へ提出	年度末（6月）

出典：AWPB 策定執行ガイドライン

表 2-7 : AWPB の目次構成

---

**Cover page for approval**

1. Project identification
  2. Brief description of the project
  3. Planned components and activities in FY20\*\*/\*\*
  4. Planned project total budget
    - 4.1 Plan at the start of the project
    - 4.2 Actual expense and projection
  5. Annual budget required for FY20\*\*/\*\*
- Signature (National Government)  
Signature (State Government)

**Annual work plan and budget for fiscal year 20XX/XX**

1. Annual objectives and expected outcomes
2. Outputs and outcomes accomplished up to the previous fiscal year
3. Description of project components, activities, and outputs with the classification scheme
4. Description of project management
  - 4.1 Implementation management structure and required human resources
  - 4.2 Beneficiaries of the project
  - 4.3 Monitoring and evaluation of outputs and outcomes
  - 4.4 Environmental and social impact, and mitigation measures
  - 4.5 Risk assessment
  - 4.6 Other special considerations and/or notes
5. Annual activity schedule
6. Annual budget estimate
7. Fund Classification summary

**Annexes**

1. Approved project document (Overall project plan)
2. Revenue and expenditure classifications
3. List of CAMP implementing ministries

---

出典：プロジェクトワーキンググループ (PWG)

2020年3月ごろからの新型コロナウイルス感染症拡大による本プロジェクトの実施の遅延、専門家による遠隔支援の実施移行などもあり、AWPBの策定と承認が2021年3月(2020/2021年度)と大幅に遅れ、事業の開始される2020/2021年度中の策定となった。AWPBの手順書に従えば事業の実施される年度の前年度(2019/2020年度)にAWPBが策定されるべきである。このことから、検証の対象となるコンポーネントの決定とこれらコンポーネントに関するAWPBの策定を、表2-5に示すように前年度の2020年3月(2019/2020年度)とみなし、AWPB策定・執行ガイドラインを策定した。

(2) 州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの実施とAWPB手順書の試行・検証

公共財政管理(PFMS)の観点から、政府が関与するすべての活動に関し、また、資金・現物を問わず公共サービスの提供に必要なすべて資源をAWPBにより補足する必要がある。このため表2-8に示すように、州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの実施に必要な各ステップが実施される年度の前年度に、これらステップを構成する活動と必要な資源をAWPBとしてまとめ、年度予算請求に反映させる。予算が確保された次年度に、確保した予算配賦に従い調整したAWPBを使用し、AWPBの執行管理と活動管理を行うこととなる。

表 2-5 に示したように、州苗畑施設改善サブ・プロジェクトは 2016/2017 年度から始まり、2021/2022 年度に終了するまで、2016 年に勃発した騒擾によるウガンダの遠隔支援、2020 年 2 月以降の新型コロナウイルス感染症拡大対応による遠隔支援を挟み、その完結まで 6 年度を要した。このように本サブ・プロジェクトの実施は複数年度にまたがり、また、表 2-5 と表 2-8 に示すように、A：プロジェクトコンセプトの設定・基本設計、B：詳細設計、C：請負業者の選定、D：請負契約の管理、E：関係機関の合意や認許可の取り付け、F：苗畑建設コンポーネントの施工管理、G：訓練コンポーネント実施管理、H：事業実施の評価の多くのステップで構成された。これらステップのうち、A から E までは、2019/2020 年度以前の活動であり、当時 AWPB の手順の検証の準備が整っていなかったため、AWPB の試行・検証の対象とせず、従って AWPB 手順書に基づいた AWPB は作成されていない。ステップ A から D までは、JICA が主に資金と人員をインカインドで提供し、E については、中央政府と州政府が人員をインカインドで提供した。

ステップ E を経ることにより、中央政府と州政府の役割が合意された。憲法上は、農業開発への投資は、中央政府と中央エクアトリア州政府の共同の役割と定義されているため、他の法的根拠がない現在、本サブ・プロジェクトのように中央政府と州政府の共同実施となる場合、具体的なこれら政府および担当官の役割分担は、プロジェクトごとに MoU で規定されることとした。本サブ・プロジェクトの場合、中央政府・担当官の役割は、中央政府レベルでの資源動員（JICA よりの資源確保と担当官の投入）、DP（JICA）対応、DP（JICA）と共同で専門家チームの監督、州政府が専門家チームとともに実施する建設コンポーネント及び訓練コンポーネントのモニタリング、州政府の行う施工管理業務の支援、中央政府関係機関の調整、及び成果の評価となった。州政府・担当官の役割は、州政府レベルでの資源動員（州担当官の投入）、州政府関係機関の調整、中央政府へのサブ・プロジェクト実施報告、専門家チームと共同で建設コンポーネントの施工管理、専門家チームによる訓練コンポーネントの実施管理、訓練内容の生産事業への適用、建設された施設の竣工検査と竣工後の引き受け及び運用である。また州政府はサブ・プロジェクトの成果の評価を中央政府と共同で行う。資源動員に関しては、本来ならば、担当官の投入以外に、中央政府、州政府ともに事業予算の確保の役割があるが、実態としては予算がついておらず、今後この役割の充実が必須となる。

AWPB 手順書の試行・検証は、F：苗畑建設コンポーネントの施工管理、G：訓練コンポーネントの実施管理、及び H：事業実施の評価を対象として行った。これらステップの実施に必要な 2 年度分の予算確保を行うための AWPB を 2019/2020 年度（2020 年 3 月）に策定したと想定し（上述したように実際は 2020/2021 年度（2021 年 3 月）に策定）、策定された AWPB に示された資源配分に従い、中央政府、州政府、JICA（コンサルタントチーム）が連携して、AWPB の執行管理、モニタリング、事業評価を実施した。



表 2-8 州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの実施ステップと AWPB 策定年度

州苗畑プロジェクト実施ステップ	主要なリソース	確保した予算による実施年度	AWPB 策定と予算請求を行う年度
A: サブ・プロジェクトコンセプト設定・基本設計	JICA	2016/2017	2015/2016
B: 詳細設計とコスト積算業務	JICA	2019/2020	2018/2019
C: 建設請負業者の選定業務	JICA	2019/2020	2018/2019
D: 請負契約の管理業務	JICA	2019/2020 2020/2021 2021/2022	2018/2019 2019/2020 2020/2021
E: 関係政府機関の合意や認許可の取り付け	中央・州政府	2019/2020 2020/2021	2018/2019 2019/2020
(以下の F、G、H のステップに対し AWPB 手順書を試用し検証を実施した。)			
F: 苗畑建設コンポーネントの施工管理	中央・州政府、 JICA	2020/2021～ 2021/2022	2019/2020 (2 年度分予算)
G: 訓練コンポーネントの実施管理	中央・州政府、 JICA	2020/2021～ 2021/2022	2019/2020 (2 年度分予算)
H: 事業実施の評価	中央・州政府、 JICA	2020/2021～ 2021/2022	2019/2020 (2 年度分予算)

註：赤字は AWPB 手順書の試用と検証のために策定された AWPB を示す。

### 1) AWPB の執行における苗畑施設建設コンポーネントの施工管理業務

AWPB に示された合計予算 USD386,100 のうち 70% を占める苗畑施設建設コンポーネントの施工管理業務は、AWPB に基づいた効果的で適切な予算執行管理を行う上で、重要な要素技術となる。他国においては、建設工事の施工管理業務は、整備された法令と技術スタンダードに基づき、ほぼ定型業務に近い形で実施される。今回 AWPB 手順書の試行を苗畑建設コンポーネントで検証した結果、施工管理業務のよりどころとなる法令やスタンダードの未整備が認められ、適正な AWPB の執行の大きなリスク要因であることが明確となった。

下表に示すように、比較的小規模な建設工事で構成される苗畑施設建設コンポーネントの施工管理プロセスであっても、天候状況や追加工事の発注などにより、多くの契約管理業務が発生する。例えば、表に示した各契約変更業務の中には、契約変更の提案とその理由、提案の正当性の検討・確認、変更金額の正当性の検討・確認、契約変更交渉、資金提供者（この場合 JICA）への申請と承認の取り付け、ステークホルダーとしての中央政府と州政府への説明、など法令とスタンダードに従い、コンプライアンスを確保するための多くの書類作成と手順を踏む必要がある。このため、AWPB の執行にあたっては、日本のスタンダードに加え、主にウガンダの法令とスタンダードを援用して施工管理業務を行い、契約変更、建設成果の確認と支払い業務を実施した。

このように外国の法令やスタンダードを援用したとしても、南スーダンでは、施工管理業務に対する法的な保護が無いことになり、建設請負の受注者と発注者の間で締結された契約書と双方の善意により、建設と施工管理業務が進むこととなり、AWPB の適正な執行に関するリスクが非常に高い状況となっている。このため、AWPB 策定・執行ガイドラインの策定では、ウガンダの法令とスタンダードに基づき、小規模建設の施工管理ガイドラインを含めることとした。

表 2-9 : 苗畑施設建設コンポーネントの施工管理プロセス

南スーダン政府の予算年度 暦年月	FY20/21												FY21/22								
	2020						2021						2022								
	07	08	09	10	11	12	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	01	02	03
苗畑建設コンポーネントの建設請負契約管理業務																					
原契約の締結 (2019/12/26: 契約期間2019/12/26-2020/11/30)																					
第1回変更契約の締結 (2020/11/30: 契約期間2019/12/26-2021/11/30)																					
発注者による建設開始指示 (2021/04/05)																					
第2回変更契約の締結 (2021/05/10: 契約金額の増額)																					
第3回変更契約の締結 (2021/07/15: 契約金額の増額)																					
受注者による第1回支払い請求書 (2021/07/15)																					
第4回変更契約の締結 (2021/07/31: 竣工日の2021/08/31への延期)																					
第5回変更契約の締結 (2021/08/31: 竣工日の2021/09/15への延期)																					
第6回変更契約の締結 (2021/09/15: 竣工日の2021/10/15への延期)																					
第7回変更契約の締結 (2021/09/27: 追加工事、増額及び竣工日の2021/10/30への延期)																					
受注者による第2回支払い請求書 (2021/10/15)																					
発注者による第1回目の支払い (2021/11/01)																					
引き渡し前の竣工検査 (2022/11/05)																					
発注者による第2回目の支払い (2021/11/11)																					
第8回変更契約の締結 (2021/11/13: 契約期間を2021/12/24に延長)																					
瑕疵担保中間報告書の最終化と関係者への回付 (2021/11/24)																					
第9回変更契約の締結 (2021/12/15: 契約期間を2022/02/17に延長)																					
受注者から州政府への技術的な引き渡し (2021/12/15)																					
発注者より受注者へ竣工証明書の発給 (2021/12/16)																					
発注者より受注者へ竣工支払い証明書の発給 (2022/01/12)																					
発注者による第3回目の支払い (2022/01/26予定)																					
JICAより州政府への引き渡しセレモニー (2022/01/24)																					
最終瑕疵報告書 (2022/01/31)																					
発注者による最終支払い (2022/02/10)																					
訓練コンポーネント実施管理																					
苗畑技術アセスメントと訓練計画策定																					
遠隔訓練の実施																					
現場での実務訓練の実施																					

註：黒網掛けは事象の発生日、青網掛けは契約終了日、緑網掛けは竣工日、橙網掛けは瑕疵担保期間終了日

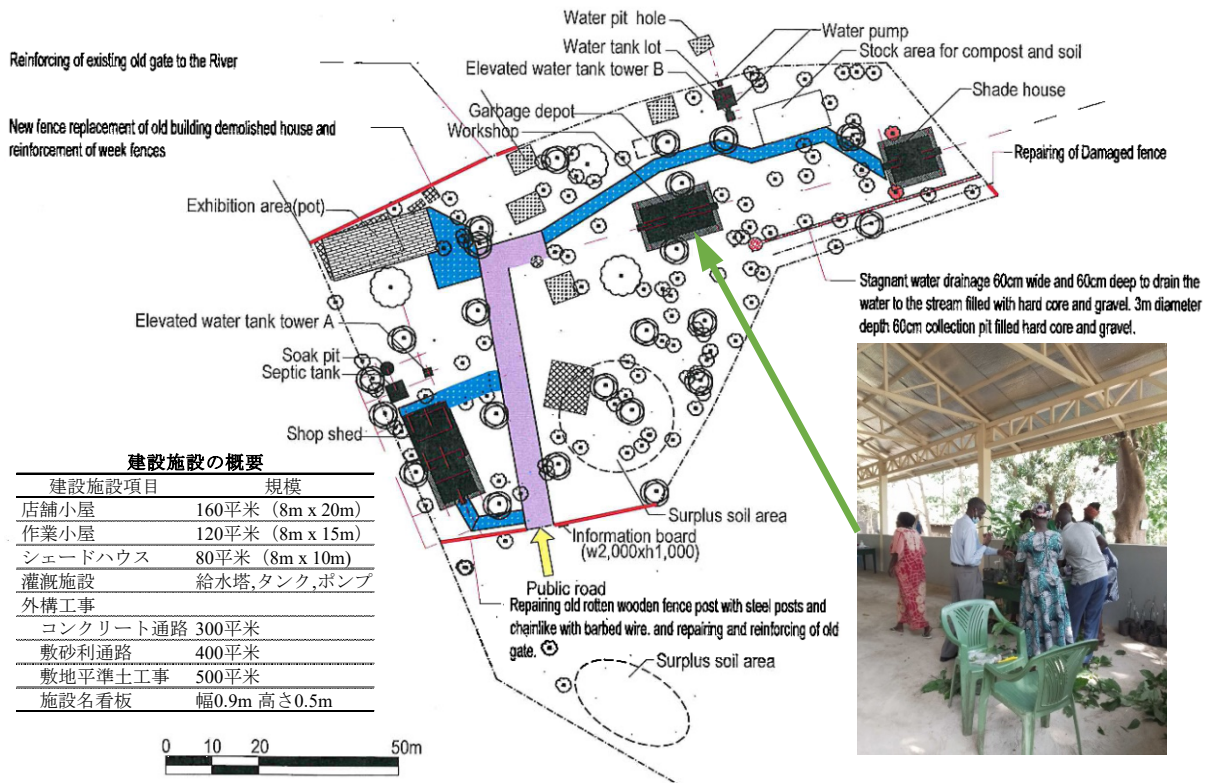


図 2-2 : 苗畑施設建設コンポーネントにより整備された苗畑施設の概要と配置及び活用の様子

図 2-2 に苗畑施設建設コンポーネントにより整備された施設の概要、整備施設の配置、及び訓練コンポーネントによる接木研修での活用の様子を示した。建設工事は 2021 年 4 月に開始され、同年 10 月 30 日に竣工した。竣工した苗畑施設の中央政府から中央エクアトリア州政府への引き渡し式は、2022 年 1 月 24 日に環境林業大臣、農業食糧安全保障大臣、中央エクアトリア州副知事、及び州農林水産大臣の出席のもとに行われた。



完成した作業小屋の外観



2022 年 1 月 24 日に行われた中央政府から州政府への施設の引き渡し式を報じた新聞記事

## 2) AWPB の執行における訓練コンポーネントの実施管理

苗木生産技術を含む苗畑施設管理訓練は、2021 年 9 月にオンライントレーニング、同年 10 月と 2022 年 1 月（2021/2022 年度）に、整備された苗畑施設を活用した苗木生産の実務訓練を実施した。2019 年 8 月から 9 月（2019/2020 年度）にかけて苗畑管理専門家が州苗畑の運営に従事する州政府職員及び苗畑作業員の技術レベルに関しアセスメントを実施した。その結果、病害虫管理、土壌管理、施肥管理、水管理に関する課題が特定され、これらの技術レベルを高めるための訓練を計画した。訓練では、ウガンダから系統の明確な品種の種子及び穂木を導入し、また育苗に必要な資機材（剪定ばさみ、接木ナイフなど）を調達し、それらを活用した訓練を実施した。訓練では、播種方法、接木法、農薬を利用した病害防除の基礎、堆肥の生産、化学肥料の使用、ポット用の培養土の調整などの生産技術を指導した。さらに、ウガンダから導入した品種を紹介し、特に市場で評価される新しい品種や、病虫害に耐性のある品種など、ジュバ近郊の種苗市場を念頭に置いた品種の選択と導入に関して、ウガンダなどの近隣諸国から積極的に新たな知見を得ることを促した。AWPB に基づき、コンプライアンスを確保した形で、本訓練コンポーネントの執行を行うには、先に述べたように、南スーダンの植物検疫、品種登録、農薬の登録などに関する技術法令の充実が必要であることが明確となった。またこのコンテキストから、現在進めている種子法案の策定は重要である。

表 2-10 に 2021 年 9 月に実施されたオンライントレーニング、10 月から 11 月にかけて整備された苗畑施設で実施された現場での実務トレーニング、及び 2022 年 1 月に同施設で実施されたフォローアップ訓練の内容を示す。特にフォローアップ訓練では、前回行われた研修の成果がどれほど苗木生産実務に反映されたかの検討と評価を踏まえ、実施された。野菜苗の生産技術の取得、病虫害防除や場内の整理整頓などの訓練の具体的な成果がみられるとともに、今後さらに解決が

必要な課題について、研修参加者が自ら確認した。最後の訓練項目では、今後のビジョンと、そのビジョンに基づいた、苗畑での生産活動の方向性について、参加者らの検討を支援した。またこれら訓練を通じて表 2-11 に示す素性の明確な遺伝資源のウガンダの試験研究機関からの導入を实践し、州森林局に対し、近隣諸国で開発された有用な遺伝資源の積極的な導入とこれら種苗の市場開拓を促した。

訓練は技術的な訓練とフォローアップ訓練による習得技術の成果の評価、及び参加型の研修による訓練成果のレビューと今後の展開の検討を行った。これら訓練の成果から、今後の生産技術と苗畑運営のさらなる向上の可能性を認めた。技術的な向上の可能性として、接木によるマンゴーやアボガドなどの果樹の真正品種の増殖があげられる。接木後の水管理と湿度管理の繊細なコツがまだ十分に掴めていないため、接木の成功率が 10%程度で非常に低い一方で、接木による真正品種に対する引き合いが強くあり、接ぎ木苗に対する市場の関心が非常に高いことが判明した。現在苗畑で生産しているマンゴーなどの果樹はすべて実生であり、真正な品種ではない。現在苗畑管理者は、接ぎ木苗から穂木採取用の母木の養成を行い、接ぎ木苗の増殖を行うとしている。このように市場の後押しもあり、また苗畑管理者の成功率向上に対する意識が高いことから、接木技術の習熟の大幅な向上が見込まれる。

今回新たに指導・導入した農薬による病虫害管理の成果は目覚ましく、農薬の適切な活用に対する意識が大きく向上した。このため、今後生産される苗の品質の向上が期待できる。また、訓練に基づき試行したトマトなどの野菜苗の短期生産については、生産技術の課題は少ないが、乾季と雨季の需要に大きな違いがあることが判明した。野菜の苗の需要は雨季がピークであり、研修を行った乾季には需要がほとんどないことが分かった。このため供与した野菜種子による苗木生産は、雨季の市場に向けて行うとしている。

苗畑運営に関して、開発支援や人道支援を行う DP や NGO などとの契約による苗の供給の可能性が多くあり、すでに一部実施されている。今後農業・林業・緑化分野の開発支援が増加すると考えられるので、契約生産の市場が拡大する余地が十分にあり、苗畑としても契約に準拠した生産に対応する意思がある。イベント会場としての機能の向上も期待できる。今回整備した施設、樹木の生い茂る場内、ナイル川の景観、都市部における所在など、観光資源としての価値も高く、すでにイベント会場として活用されている。苗畑管理者も、圃場のさらなる美化の余地が残されていることは承知しており、建設後の裸地の緑化を進めている。



表 2-10：実施した苗畑技術訓練の内容

<b>ウガンダよりのオンライントレーニング</b>	
<b>モジュール 1. 苗畑管理技術</b>	
セッション 1：	苗畑生産オペレーション (2021/9/28)
セッション 2：	病虫害の同定と防除 (2021/9/29)
セッション 3：	種子と栄養繁殖法による苗の増殖 (2021/9/30)
<b>南スーダン国ジュバ市の中央エクアトリア州林業苗畑の現場での実地訓練</b>	
セッション 4：	接木法による苗木生産 (2021/10/11)
セッション 5：	病虫害の同定と防除実習 (2021/10/18)
セッション 6：	苗の移植、挿し木増殖、苗の保育管理 (2021/10/19)
セッション 7：	用土の調整、播種床の準備、発芽と保育管理 (2021/10/21)
セッション 8：	他の苗畑管理技術に関する指導 (2021/10/22)
<b>モジュール 2：苗の販売展示技術</b>	
セッション 1：	苗畑の景観向上、顧客の動線、苗商品の展示計画の策定 (2021/10/25)
セッション 2：	モデル展示エリアのデザインとセットアップ (2021/10/26)
セッション 3：	情報の提供サービスと表示板の設置 (2021/10/27)
<b>モジュール 3：苗の商業生産管理</b>	
セッション 1：	商業生産計画、資産管理、帳簿付け (2021/10/28)
セッション 2：	苗畑職員と作業員の管理 (2021/10/29)
セッション 3：	顧客対応、顧客情報管理、契約生産、マーケティング (2021/11/1)
<b>南スーダン国ジュバ市の中央エクアトリア州林業苗畑の現場でのフォローアップ訓練</b>	
<b>モジュール 4：苗畑管理技術—フォローアップ訓練</b>	
セッション 1：	接木技術のレビューと実践 (2022/1/18)
セッション 2：	病虫害同定と管理技術のレビュー (2022/1/19)
セッション 3：	パパイヤの病虫害に関するレビュー (2022/1/20)
セッション 4：	接木テープによる接木と他の苗畑技術に関するレビュー (2022/2/26)
セッション 5：	苗のマーケティングに関するレビューと将来計画の検討 (2022/2/27)
セッション 6：	ワークショップによる苗畑の将来ビジョンと今後の課題の検討 (2022/2/28)



導入したマンゴー品種の接木の実習



接木の成功した穂木の成長



訓練における苗木ポット用の用土の調整指導

表 2-11 訓練資材と苗畑生産資材として導入したウガンダの試験研究所より調達した遺伝資源

Fruits, trees, and vegetable varieties introduced from Uganda (all patent and virus free)			Shelf life (days)	Quantity			Cost in USD
Botanical name	Common or local name	Name of variety		Seeds		Scions	
				Kg	No.	No.	
<b>Fruits and trees</b>							
<i>Annona muricata</i>	Sour sop, kitaferi or Graveola	Not applicable	21	1.5	5,160		77
<i>Carica papaya</i>	Paw paw, Papaali, Mupapaali	Red fruited	2	1.5	6,000		77
<i>Citrus spp</i>	Orange	Valencia	4			50	29
<i>Citrus spp</i>	Orange	Washington Navel	4			50	29
<i>Leuceana lucocephalla</i>	Lusiina.	Un-known	30	1.5	27,000		19
<i>Mangifera indica</i>	Mango ( ice box immediate use)	Tomy atkinson	4			150	86
<i>Mangifera indica</i>	Mango	Alfonso	4			150	86
<i>Mangifera indica</i>	Mango	Kent	4			150	86
<i>Mangifera indica</i>	Mango	Birre	4			150	86
<i>Passiflora edulis</i>	Passion fruit	Purple fruit	30	0.5	26,500		17
<i>Persea americana</i>	Avocado	Hass	30	1.0	14	250	147
<i>Psidium guajava</i>	Guava, Mapeera ( 1 month)	Red fruiting	30	0.5	200,000		7
<i>Sesbania sesban</i>	Munyunganyeye ( 1 month )	(N.A.)	30	1.5	135,000		19
<i>Acacia hockii</i>	Kasaana, Ekisim, Ali, Besabako, Rugando	(N.A.)	1-30	1.0	10,100		15
<i>Azalia africana</i>	Azalia, Meli, Beyo, Baa, Luck bean tree	(N.A.)	30	1.0	386		17
<i>Balanites aegyptiaca</i>	Desert date/ Echoma, /Mutete/ Loba	(N.A.)	14	1.0	550		17
<i>Milia excelsa</i>	Muvule/ Iroko /.	(N.A.)	7-14	1.0	475,000		57
<i>Entandrophragma utile</i>	Mufumbi, Budongo heavy Mahogany	(N.A.)	14	1.0	1,880		24
<i>Eucalyptus camaldulensis</i>	Kalitunsi, Murray red gum	(N.A.)	30	1.0	241,000		71
<i>Khaya senegalensis</i>	African Mahogany, Erie, Tido, Kirai	(N.A.)	14	1.0	4,500		24
<i>Pinus caribea</i>	Pine	Hondurensis	30	1.0	53,000		571
<i>Pinus oocarpa</i>	Caribbean Pine (imported) Brazil F1		30	1.0	53,000		571
<i>Tamarindus indica</i>	Tamarind, Mukooge, Muhungwa,	Sweet unknown	30	2.0	1,800		17
<i>Anacardium occidentale</i>	Cashew nut	(N.A.)	14	1.0	120		23
<i>Grivellea robusta</i>	Silky oak	(N.A.)	14	1.0	70,000		114
<b>Vegetables</b>							
<i>Abelmoschus esculentus</i>	Okra	Clemson Spineless	730	1.5	37,500		15
<i>Lycopersicon esculentum</i>	Tomato	Money maker OPV	60	1.5	37,500		60
<i>Lycopersicon esculentum</i>	Tomato	Cal J / Rio grande	60	1.5	37,500		103
Total							2,466

出典：PWG

### (3) サバクトビバッタ対策サブ・プロジェクトの実施と AWPB 手順書の試行・検証

砂漠トビバッタ対策モニタリングサブ・プロジェクトは、中央政府の砂漠砂漠トビバッタ対策委員会、東エクトリア州政府、FAO、JICA の間で調整、計画、実施された共同事業の例である。本サブ・プロジェクトに対して AWPB は策定しなかったが、このように多くの資源提供者が入り組むプロジェクトを計画し執行管理する場合の AWPB の有用性について検討の対象とした。農村部の治安が改善されつつある中、中央政府、現場の州政府やカウンティ政府、DP と共同作業を円滑に進めるために AWPB を運用することが、今後の農業分野の公共サービスの効果的な提供に資することが確認された。

2019 年 10 月からの幅広い地域での豪雨といった異常気象のため、南スーダンを含む東部アフリカの国々は、サバクトビバッタの襲来により直近 25 年間で最も大きな被害を受けた。特に、南スーダンの被害は、2020 年 2 月から始まり、東エクトリア州や中央エクトリア州、ジョングレイ州が深刻な影響を受けた。幸い、2021 年はサバクトビバッタの大発生は起こっていないが、再度の襲来に備えた警戒および襲来が起こってから迅速に必要な対策をとれる体制を地方に整えておくことは重要あり、また、2020 年に被害を受けた農家への継続した支援も必要であった。

また、サバクトビバッタを含む害虫の防除に関する活動は、農業・食糧安全保障省（MAFS）が選定した優先すべきコンセプト・ノートの一つにもなっており、本サブ・プロジェクトの実施により、CAMP や IDMP の実施に必要な資源動員活動（ドナー連携の実現）ならびに、公共事業の立案から実施に関する具体的なノウハウの蓄積（パイロット事業としての実施）という点で、本プロジェクトの目指す成果達成に貢献するだけでなく、コミュニティへの具体的な裨益をもたらせるという点で有意義であった。これらの妥当性を踏まえ、かつ AWPB に基づく、年間計画準備・実施・管理の意識も持ちながら、以下のように関連活動を行った。

## 1) 実施前の各種調整

既述の通り、FAO との一連の協議を経て、中央政府・東エクアトリア州政府・FAO・JICA が協力した、サバクトビバッタ対策のサブ・プロジェクトを、2021年6月以降、東エクアトリア州のマグウィ郡を対象に行うこととなった。ただし、プロジェクト形成は JICA 及び FAO というように DP 側主導で進んだため、後に設置された MAFS 調整担当チームとの協議、2021年6月の第5回 JCC 会議での協議・承認、その後の MAFS 次官との詳細協議・承認、本件に関わる中央の植物防疫局と国家農業プロジェクト局の職員の任命と活動内容についての協議等を通じ、中央政府主導の活動になるようにした。また、最初の現地調査時に、中央政府職員と本プロジェクトの現地備人からなる調査団は、東エクアトリア州農業省との詳細協議を行い、活動内容の説明と現地調査時の協力を依頼し、中央政府と州政府が連携して現地調査を行えるような体制を整えた。

このように、本サブ・プロジェクトは、中央政府・東エクアトリア州政府・JICA が協力して行っており、AWPB 手引書の試用と検証の観点から言うと、中央政府と州政府及び開発パートナーの資源に関する情報の共有と効果的な活用を、AWPB という計画策定と執行の枠組みの中でどのように実現できるかということになる。ただし、本サブ・プロジェクトは、JICA 及び FAO 間での案件形成に時間がかかったうえに、後述する①の活動の開始・実施時期が限られており、政府の巻き込みが十分でないまま、活動を現場で進めなくてはならなかった。そのため、その導入を試みていた AWPB フォーマットは使用せず、詳細な活動内容とスケジュール、予算情報を含んだプロジェクトの詳細計画書と概要をまとめたプレゼンテーション資料のみを作成し、それらを使っての実際の関係者協議・調整や活動実施を行った。

## 2) 活動の実施

本サブ・プロジェクトは、①過去サバクトビバッタの被害を受けたコミュニティの生計支援活動（種子・農具等の生計支援キットの配布及び技術指導等）と、②将来のサバクトビバッタを中心とした害虫発生予防及び対処体制・能力の向上、からなる。

①に関しては、東エクアトリア州マグウィ郡の6つのパヤム及び33のボマに住む約10,000の小規模農家世帯を対象とし、JICA 南スーダン事務所が、現地で活動する NGO である SPEDP（Support for Peace and Education Development Programme）と2021年8月に契約を結び、関連活動が実施された。この SPEDP の活動は、小雨季（8月から11月）と乾季（12月から3月）の2回のタイミングで、生計支援キット<sup>5</sup>の配布と、生計支援キットを適切に活用するための対象者への

---

<sup>5</sup> 生計支援キットは、メイズやソルガム、ササゲ等、作物栽培用のものと、ナス、オクラ、モロヘイヤ、ピーマン、スイカ等、野菜栽培用のもの、さらには釣り竿や針、網等、漁業関連のものからなる。

技術指導、を行うものであった。そして、生計支援キットの配布としては、対象コミュニティの動員・活動への理解促進、対象となる世帯の確認・選別・登録、生計支援キットの調達、生計支援キットの配布、等が行われた。生計支援キットを適切に活用するための対象者への技術指導としては、デモ圃場を利用した栽培指導や、土壌及び水管理、病害虫管理、収穫後処理、種子の保護、農業資機材の利用等に関する技術指導が行われた。本プロジェクトでは、生計支援キット配布後、種子の植え付け後、収穫後、の3つのタイミングで、中央ならびに州政府と本プロジェクトの現地傭人が、これら SPEDEP による活動のモニタリングを行うこととなった。南スーダンでは、地方出張に伴い、十分なセキュリティチェックを行うことが必要であったため、実際の地方調査は11月下旬からとなったが、その分、幾つか想定していた活動のモニタリングはできず、最終的には、小雨季の種子の植え付け後モニタリングと乾季の生計支援キット配布後モニタリングのみを行った。

②に関しては、MAFS や州の農業省らと連携して、同郡の4つのパヤム及び16のゴマの現地コミュニティで結成された、サバクトビバッタ対策チームに対する監視・モニタリング及び駆除の能力強化や、サバクトビバッタやその他病虫害の影響調査を行った。サバクトビバッタ対策チームは、4人の監督メンバー及び16人の偵察メンバーからなり、上記地域に散らばり、サバクトビバッタ発生の兆候を探ると共に、兆候があればその情報を迅速にFAOらが管理する情報システムに挙げる役割を持つ。また、実際の被害が発生した場合は、サバクトビバッタ駆除のための殺虫剤の使用や人的被害の防止等の役割を担う。これらのメンバーは、過去、FAOが促進する同様の訓練を受けたことがあったが、リフレッシュ研修の意味合いと、サバクトビバッタ以外の、南スーダンで深刻なFall Armyworm (FAW) 等の病虫害管理の知識・能力強化を目指して、各4日、2回のタイミングに分けての技術訓練を行った。また、2020年に起こったサバクトビバッタの被害とその際に行った対策が、今現在、コミュニティの農業やその他の生計向上活動、そして日々の生活にどのような影響を与えているかの聞き取り調査も行った。

### 3) 活動の結果

本サブ・プロジェクトの結果に関して、①については、約10,000世帯を対象に、生計支援キットを配り、サバクトビバッタに被害を受けた世帯の生計向上に貢献できた。しかし、FAOとの調整不足による一部の種子配布の遅れや、必要とされる種子の種類不足、質の悪い種子の混入、生計支援キット配布後のデモ圃場を使った各種トレーニングを短期間で行わなくてはならなかったこと等の課題もあった。これらの点については、本サブ・プロジェクトの実施タイミングや期間に制限があったため仕方がない点もあるが、丁寧なニーズ調査と関係者調整、トレーニング期間の確保ができれば改善が望める。②については、サバクトビバッタのみならず、fall armyworm (ツマジロクサヨトウと呼ばれる移動性のある蛾の幼虫) 等、他の病虫害の地域への深刻な影響を改めて分析できたと共に、それら病虫害の監視・モニタリング及び駆除の能力強化訓練が行われ、地域の病虫害への対応力を以前よりも高めることができた。一方、住民にとっては、技術訓練を2回受けただけでは十分でなく、訓練後の実際の監視・モニタリング及び駆除の実務経験を積んでいくことが重要であり、その際には、特にマグウィ郡の農業局や普及員からの支援や連携が重要となる。ただし、マグウィ郡の農業局や普及員も十分な活動資金がなく、今後、郡の農業局の組織強化も必要であることがわかった。また地域では、雑草の管理も大きな課題となっており、関連能力の向上が求められた。



さらに本サブ・プロジェクトは、上述の通り一部課題はあったが、計画時ならびに①の活動実施時にも FAO と連携して動いたものであり、資源動員ならびにドナー連携の一例となった。また、本サブ・プロジェクトは、中央レベルの次官、中央の植物防疫局と国家農業プロジェクト局との調整や、州農業省および郡農業局との連携を重視し、現場での各種モニタリングや訓練、影響分析等を行った。特に、今回のようなプロジェクト・活動は、政府があまり巻き込まれない形で、他の開発パートナーや NGO によって独自に行われる場合も多く、中央と州政府が連携し、NGO の活動モニタリングのみならず、農民への病虫害管理に関する訓練や影響分析を行った経験は、政府役人の意識向上や事業実施・管理経験の蓄積に貢献した。このように、実際は、実施のタイミングや期間が非常に限られたものであったため、より広い関係者の巻き込みはできなかったが、このような、中央と州が絡んだ活動を実施する際の、関係者の調整の仕方についてのノウハウを蓄積することができた。



SPEDP による生計支援活動のモニタリング（関係者インタビュー）の様子



訓練終了後のサブクトビバツタ対策チームの様子

## 2.4 「成果3：CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する」に係る活動

### 2.4.1 設置法案の起草

省 (Ministry) や省を構成する局 (Directorate) 等の政府組織に所属する職員が、公務員としての自らの役割や責任を認識し、強い意欲を持って日々の業務を行うためには、政府組織の体制や機能、責任等を規定した法的根拠、すなわち設置法の存在が重要である。また、そのような法的根拠がなければ、組織内で、職員の適切な評価もできず、政府の人的資源の発展にも影響を与える。言い換えれば、適切な規程・体制を有した組織は、適切な人的資源開発を行える可能性を持ち、職員の自発性や意欲、自己改革の意識を高めることで、公的サービスの質も維持・向上させることができる。しかし、JICA の先行案件ならびにその中での関連情報収集・分析では、CAMP/IDMP 実施 4 省の設置法の欠如とその影響が指摘されており、その改善が求められていた。

本プロジェクトでは、目指すべき成果の一つとして、CAMP と IDMP の実施を促進するための法的枠組みの改善が設定されており、その一つの活動として、上記、設置法案の起草が行なわれることとなった。ただし、CAMP/IDMP 実施 4 省のうち、環境森林省 (MEF) は森林局のみが過去農業開発分野に携わっており、他の環境開発・保護等に関連した局は本プロジェクトの直接的

な C/P とはみなせない状況にあった。同様に、水資源・灌漑省 (MWRI) も、過去農業分野に携わり、IDMP 作成に関わっていたのは灌漑局のみであり、水資源開発・保護等に関連した局は、本プロジェクトの C/P とは言えない状況にあった。そのため、省全体として設置法案を起草するのは、当初、農業・食糧安全保障省 (MAFS) と畜・水産省 (MLF) のみとされ、その方向性での活動が行われることとなった。

#### (1) 省庁内の法案最終化までのプロセス

2019 年 10 月から本格的な活動が始まった。担当の JICA 専門家が現地入りし、関係者への聞き取り・協議及びそれを基にした今後のワーク・プラン作成を行なった。関係者への聞き取り・協議については、法整備関連の担当グループメンバー間でのキックオフミーティングを行なうと共に、関連情報の再確認 (本プロジェクトの 1 年次に収集したものを含む)、そして今後の動きのキーパーソンとなる CAMP/IDMP 実施 4 省の次官 (状況によっては大臣) との協議のためのアレンジを開始した。特に、法については、一般的には、憲法 (Constitution) > 法律 (Law/Act) > 規則 (Regulation) > 政令・省令 (Order) の違いがあり、左になるほど法的に強くなると共に、承認プロセスが複雑となる。そのため、設置法案の起草においては、どのレベルの法の作成を行うかを確認し、法律 (Law/Act) レベルのものを起草することとなった。

その後、担当 JICA 専門家の次回渡航に合わせて、2020 年 3 月から本格的な法案の起草作業が始まる予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり一度中断することとなった。その後、活動再開の目途がつき、同年 8 月より、担当 JICA 専門家の遠隔からの支援を得ながら、MAFS と MLF の設置法案担当チームが、設置法案の起草を開始することとなった。法案の起草は、担当 JICA 専門家の指示やアドバイスを基に、南スーダン側の担当チームが関連部局との調整も行いながら内容をまとめ、それを専門家チームが確認・コメントをする形を繰り返し行い、内容を最終化していった。

なお、上記活動と並行して、PWG メンバーや、DP デスク、CAMP/IDMP 実施 4 省の法務担当者を対象にした、法整備にかかるオンラインワークショップ (テーマ: From Policy to Law) を 2020 年 8 月に開催した。ワークショップでは、本プロジェクトの法整備支援担当スタッフがファシリテーターとなり、法整備における政府のオーナーシップの重要性を共有したうえで、政策と法案の関係性についての講義を行い、法案作成の流れについて説明を行った。また、同様の形で、Regulatory Impact Assessments をテーマとしたオンラインワークショップも同年 9 月に開催し、法制度が与える社会的インパクト (ポジティブ・ネガティブ要素の分析) についての説明も行った。

設置法案の起草は MAFS が先行し、MAFS の法案の第 1 ドラフトが 2020 年 11 月に完成した。しかし、その頃、MAFS 次官が長期海外出張をしており、次官帰国後の内容確認が、2021 年 1 月となった。その後、次官から MAFS 大臣への状況説明・承認プロセス (同年 2 月) や、再度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた活動の抑制期間 (同年 2~4 月) を経て、MAFS 全体での内容最終化のための会議 (validation meeting) が、2021 年 5 月と 6 月に開催された。この会議は、MAFS の次官、法律顧問 (Legal Advisor)、各部局の局長、ICTT メンバー、DP Desk が参加し、設置法の第 1 ドラフトの各条項を確認し、最後に必要な修正を行うものであった。この会議後、その会議で出たフィードバックを取りまとめたものが、担当 JICA 専門家に送付された。その内容を確認の上、専門家からのコメントを返した。このコメントを基に、内容を最終化し、これにより、2021 年 7 月に MAFS 内での設置法案の起草作業は終了した。その後、MAFS 次官による最終

承認がなされた。

MAFS の設置法案の内容は以下の通り。

#### MAFS の設置法案（2021 年）の内容

- 1 章：序文（名称と施行、廃止及び除外、目的、権限とその適用、見直し、用語の定義）
- 2 章：省の設立・組織化・機能・権限（省の設立、省の機能と義務、局の設立、管理財務局、農業生産・普及局、計画・農業経済局、国家農業プロジェクト局、食料安全保障・関係者調整局、食料安全保障分析・連絡局、国家食料貯蔵局、協同組合開発局、コミュニティ・村落開発局、農業教育・訓練局、植物防疫局、農業調査局、農業工学局、種子局）
- 3 章：省の管理・監督（管理、大臣の任命・解任、大臣の義務と責任、大臣の権限と機能、兼業の制限、副大臣の任命・解任とその機能、大臣や副大臣の空位、省の決定に関するレビューと異議申し立て、法令遵守、次官の任命とその権限、次官の機能）
- 4 章：国家農業種子委員会（国家農業種子委員会の設立と目的、同委員会の構成、同委員会の機能と義務）
- 5 章：職員の懲戒手続き（既存の規則の遵守、逮捕制限）
- 6 章：規則と大臣令（規則を発令するための権限、大臣令を発令するための権限）

MLF は、上記、MAFS と同様のプロセスを経て、2021 年 8 月に MLF 全体での内容の最終化のための会議（validation meeting）を開催した。その後の、担当 JICA 専門家とのやり取りも経て、省庁として内容を最終化し、2021 年 10 月に MLF 内での設置法の起草作業は終了した。ただし、次官の最終承認は終了していない。

また既述の通り、本プロジェクトでは、環境森林省 (MEF) の森林局や、水資源・灌漑省 (MWRI) の灌漑局の機能の在り方を明確にし、法律 (Law/Act) レベルではなく、規則 (Regulation) または政令・省令 (Order) レベルの規程文書を作成することを想定し、政策文書等のレビューや C/P 側への聞き取りを引き続き実施してきた。しかしながら、2021 年 6 月の第 5 回 JCC 会議において、MEF および MWRI 双方から、省全体としての法律 (Law/Act) レベルの設置法案の起草の意思が示された。そのため、本プロジェクト期間中に、両省の設置法案の起草支援を追加して実施することとなった。

しかし、MEF に関しては、その後の省内の関係者協議・調整プロセスにおいて、省庁全体としての設置法案作成の意見がまとまらず、具体的なアクションが起こらない状況が続いた。その後、MAFS 次官のアドバイスもあり、2022 年 1 月になって、改めて省庁全体としての設置法案起草の意思が示されることとなったが、2022 年 2 月に終了する本プロジェクト期間中の法案起草は難しく、今後、MEF 自らで動けるように、MAFS や MLF の経験を基にした策定手順を示すにとどまった。

MWRI については、2021 年 10 月から、省庁内での法案の起草作業が始まった。MAFS や MLF と同様、南スーダン側の担当チームと担当 JICA 専門家間で複数回のやり取りがあり、2022 年 1 月に第 1 ドラフトが完成した。しかし、本プロジェクト終了までの最終化のための会議 (validation meeting) の開催は難しく、上記 MEF 同様、今後、MWRI 自らで動けるように、MAFS や MLF の経験を基にした策定手順を示すにとどまった。

## (2) 設置法案起草後の動き

省庁としての設置法案の最終化後は、閣僚評議会や法務省、国会等による承認プロセスに進む必要がある。しかし、MAFS の法案は、2021 年 7 月以降、閣僚評議会の承認プロセスは経たものの、その後の法務省での承認プロセスで止まっていた。これには、大臣の更なる後押しが必要との判断となり、2021 年 10 月より、一度申請を取り下げ、MAFS 大臣からの本法案の優先を依頼するレターを用意した上で、再度申請し、閣僚評議会後の、法務省での承認プロセスが進むように試みることとなった。ただし、大臣及び次官等の都合による再申請プロセスに時間がかかったことや、閣僚評議会以降の承認プロセスのタイミングは、MAFS のみの意向で進めることもできず、本プロジェクト期間中は、閣僚評議会以降の承認プロセスまで至らなかった。

MLF も同様であり、次官承認による設置法案の最終化後、MAFS の例に倣い、大臣のレターを用意した上で申請手続きを行うこととなった。ただし、省庁内の調整に時間がかかり、本プロジェクト期間中は、申請そのものが行なわれなかった。

### 2.4.2 審議中の農業分野法案の可決ならびに新規農業分野法案の策定

政府の法的枠組みの欠如、特に、CAMP や IDMP で示された投資計画を実際に行うために必要な、様々な農業関連分野・技術に関する法律や規則の未整備は、政府自身のみならず、生産・加工・マーケティング等、農業分野へのビジネス参入を試みようとする民間企業にとっても、高いリスクと捉えられてしまう。そして、CAMP や IDMP の枠組みのなかで、政府の公共サービスの一つである、民間企業の農業分野への積極的な投資を呼び込むための環境整備という点に悪い影響を与える。JICA の先行案件ならびにその中で関連情報収集・分析では、農業関連分野・技術に関する法律や規則は、以下のように、未だ存在していないか、過去国会審議の状態まで進んだがそのまま承認されていない状況が続いているものが大半であり、その改善が求められていた。

本プロジェクトでは、目指すべき成果の一つとして、CAMP と IDMP の実施を促進するための法的枠組みの改善が設定されており、その一つの活動として、上記、農業関連分野・技術に関する法律や規則の見直しや新規策定が行なわれることとなった。ただし、上述の通り、あまりにも多くの農業関連分野・技術に関する法や規則の整備が必要とされており、本プロジェクトで全てを扱うことができない。そのため、過去、畜・水産省（MLF）が法案を作成し、国会提出まで進んだものの、審議が進まず長い間そのままの状態になっている法案の幾つかを見直すこと、また、農業・食糧安全保障省（MAFS）が扱う分野・技術であるものの、正式な法律や規則がほとんど存在していない、食料生産に関するものを新規に起草することとなった。

#### 農業関連分野・技術に関する法や規則の状態

##### 作物栽培分野

作物栽培に重要な、農薬使用、検疫、植物防疫、園芸、農業機械、土壌保全、種子等に関しては、政府の政策は存在するが、公式な法律・規則は存在していない。

##### 畜産分野

動物疾病・害虫駆除法、家畜生産法、家畜飼料法、動物福祉法、屠畜法、肉委員会法、皮革生産法、放牧地管理法、家畜盗難防止法、養鶏開発法、獣医用医薬品委員会法、獣医師法、など、多くの法案が2013年に策定され、国会に提出されたが、審議がなされず、長い間未承認の状態が続いている。

#### 水産分野

淡水漁業法が成立しているが非常に古い（1954年設立のもの）。2012年に漁業・養殖開発法が策定され、国会に提出されたがその後の進捗がない。

#### 林業分野

2000年代はじめに、森林及び再生可能自然資源法、森林環境法、林業訓練センター法が成立した。2009年に林業法が策定され、国会に提出されたがその後の進捗がない。

#### 灌漑分野

水法の国会提出・審議が行われているが進捗がない。

#### その他

土地法、協同組合法、投資促進法等、農業分野にも関連する法は存在する。

### (1) 省庁内の法案最終化までのプロセス

#### 1) 畜・水産省（MLF）の関連法案

農業関連分野・技術に関する法律や規則については、まず2019年3月のMLF大臣表敬の際に、JICA専門家チームが、JICA南スーダン事務所と共に、同省大臣と改めて協議をし、先方の法的枠組みの見直しに関する意向を確認した。MLFは、既述した優先プロジェクトリスト案においても、法整備支援の優先度を高く掲げており、その支援ニーズが高かったことが改めて確認できた。その後、2019年10月から、既述した設置法と共に、本格的な活動が始まった。まずは、現在まで国会承認が得られないままの状態となっているMLFの関連法案について、本プロジェクトにおいて優先して整備を行う法案の整理を、MLF次官、各技術局、法律顧問およびPWGを中心に行った。その結果、本プロジェクトによる支援優先度の高い法案4件（Meat Control and Slaughter Facilities Bill、Animal Production Bill、Hides, Skins, and Leather Processing Bill、Livestock and Livestock Materials Marketing Board Bill）を選定した。

選定後、担当JICA専門家の次回渡航に合わせて、2020年3月から本格的な法案の見直し作業が始まる予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり一度中断することとなった。その後、活動再開の目途がつき、同年8月より、法整備支援担当スタッフと担当JICA専門家の遠隔からの支援を得ながら、MLFの技術法案担当チームが、上記4つの法案の見直し作業を開始することとなった。

最初に扱う法令として、Meat Control and Slaughter Facilities Bill の見直し作業に入るため、MLFの関連する職員と法律顧問、法務省の担当者、南スーダン獣医師会、ジュバ大学職員を対象に、同年9月に具体的な個別技術関連法作成のためのワークショップ（第1回）を実施した。ワークショップでは、From Policy to Law をテーマとし、政策と法案の関係性や法案作成の流れについて説

明を行った。その後、10月の5日間を使い、現行のMeat Control and Slaughter Facilities Billへ追加すべき点や修正すべき点について参加者が議論し、その内容を法案へ反映させることを目的とした参加型のワークショップを開催した。具体的には、将来、法律（Act/Law）となるBillは、なるべく内容を簡略化し、法務省や国会承認が通りやすくする工夫をすると共に、非常に詳細かつ技術的な内容は、別枠の規則（Regulation）扱いにして公式化するという方針をとることとなり、その視点での見直しが行われた。一方、本ワークショップ内で、今後MLF以外の法務省やその他外部関係機関も含んだ特別検討委員会を設置することと、その委員へ特別報酬を支払うことが法務省関係者を中心に提案されたが、本プロジェクト内での特別報酬の支払いは出来なかったため、その提案は却下となった。一方、そのような体制ができないと、法務省としてはこれ以上の関りはできないとのことで、このワークショップ後の、より詳細な見直し作業は、基本、MLF関係者のみで行うこととなった。

Meat Control and Slaughter Facilities Billを含む4つの法案は、それぞれの内容が密接に関係しているため、ワークショップ後の2020年12月以降は、それぞれの法案見直しをほぼ同時に行った。本プロジェクトの法整備支援担当スタッフと担当JICA専門家の指示やアドバイスを基に、南スーダン側の担当チームが関連部局との調整も行いながら内容をまとめ、それをJICA専門家チーム側が確認・コメントをする形を繰り返し行い、内容を最終化していった。その結果、2021年10月までに、①Meat Control and Slaughter Facilities Bill（過去のワークショップ及びC/Pとの協議の上、法案（Bill）及び規則（Regulation）案を作成済み）、②Animal Production Bill（C/Pとの協議の上、法案を作成済み）、③Hides, Skins and Leather Processing Bill（C/Pとの協議の上、法案を作成済み）、④Livestock Market Board Bill（C/Pとの協議の上、Bill案を作成済み）という状況となった。ちなみに、この過程で、④で扱っている、今はまだ存在していないLivestock Market Boardを他の法案でどう扱うかという点が大きな議論となったが、MLFの計画局局長らとも協議し、最終的には、①～③の中では、Livestock Market Boardは含まない形とし、④の中でのみ、その在り方に触れることとなった。

その後、2021年11月に、外部の畜産関係者・機関を招いた3日間のワークショップを開催し、4つの法案（一部、規則）の内容について、外部からの意見をきいた。その上で、それを踏まえた法案の最終改訂を行い、2022年2月に、MLF全体での内容最終化のための会議（validation meeting）を行った。ここまでの作業で本プロジェクトの活動は終了した。次官による最終承認はまだ行われていない。

## 2) 農業・食糧安全保障省（MAFS）の関連法案

MAFS が関係する、農業関連分野・技術に関する法律や規則の新規策定については、本プロジェクトのフェーズ1実施時に、Seed Productionに関連した法の作成支援ニーズが高いことが判明していた。ただし、既述した設置法の起草を優先するため、また、2020年3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、本格的な活動は2020年の11月からとなった。この過程で、JICA 専門家チームと C/P 間の関連作業の進め方・役割分担が両者の間で十分合意できておらず、その協議に時間がかかったが、法整備支援担当スタッフと担当 JICA 専門家の遠隔からの支援を得ながら、MAFS の技術法案担当チームによるこの法案（Seeds and Plant Varieties Bill）の起草が進んだ。本法案は、Meat Control and Slaughter Facilities Bill と同様に、今後の法務省や国会による承認プロセスに配慮して、法律（Bill）と規則（Regulation）に分けて作成することとなった。また、

この分野に関連する様々な board/commission をどのように扱うかという点が検討事項となったが、C/P 関係者との再度の協議の結果、National Agricultural Seed Council をその中心組織とし、本法案や設置法にもその点を反映させることとなった。途中、再度の、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた活動の抑制期間（2021年2～4月）もあり、南スーダン側の担当チームの中心人物が多忙で活動が何度か停滞したことがあったが、南スーダン側の担当チームが関連部局との調整も行いながら内容をまとめ、それを JICA 専門家チーム側が確認・コメントをする形を繰り返し行い、内容を最終化していった。その結果、2021年10月までに、①Seeds and Plant Varieties Bill（過去のワークショップ及び C/P との協議の上、法案（Bill）及び規則（Regulation）案を作成済み）、という状況になった。

その後、2021年10月に、貿易・産業省（Ministry of Trade and Industry）等、法案に関係する外部人材・機関との個別協議やワークショップ参加への調整を行ない、次の週は、外部の関係者・機関を招いた3日間のワークショップを開催し、本法案の内容について、外部からの意見をきいた。その上で、それを踏まえた法案の最終改訂を行い、2022年2月に、MLF全体での内容最終化のための会議（validation meeting）を1回行った。ただし、この1回では終了せず、追加のvalidation meetingが必要とされたが、関係者の都合により、本プロジェクト終了後までに追加の会議は開催できず、ここまでの作業で本プロジェクトの活動は終了した。

## （2）技術法案改訂及び新規起草後の動き

既述の通り、本プロジェクトで作成を支援した MLF と MAFS に関連した 5 つの農業関連分野・技術に関する法律や規則は、省庁内の内容最終化のための会議（validation meeting）までは本プロジェクト期間中に行うことができたが、その後の、次官による最終承認、閣僚評議会や法務省、国会等による承認プロセスまで進むことはできなかった。そのため、次官による最終承認後、設置法と同様の大臣の推薦レターの用意等、閣僚評議会以降の承認プロセスをスムーズにすすめるような工夫をしつつ、今後、MLF と MAFS が自らで動けるような、活動手順等を示すこととなった。

## 2.5 その他の活動

### （1）能力強化研修

#### 1) マネジメント能力強化研修

中期戦略計画策定能力等、関係者の能力強化に資する職場外研修（off-the-job training）を南スーダンならびに近隣国において実施するための担当グループが 2019年6月に結成された。検討の結果、隣国であるウガンダの Uganda Management Institute（UMI）が提供する約2週間のプロジェクト計画立案及びマネジメント能力強化に関する研修に PWG メンバーが参加し、自身の能力強化目的以外に、研修内容・質の確認およびそれ以降の様々な研修モジュールの在り方を UMI のアドバイスを受けながら検討することとなった。この後、研修の実施時期や予算等、研修内容の大枠について UMI と協議し、上記目的で 2019年10月の約2週間、Project Working Group のメンバー及び一部の DP デスク 9 名に対し、「プロジェクト計画・管理（Project Planning & Management: PPM）」に関する第三国研修を実施した。講義内容は以下の通り。



### 第三国研修の講義内容

講義名：Project Planning & Management (PPM)

日程：2019年10月7日～18日（土日を除く）

目的：体系的なプロジェクト企画、準備、詳細計画、実施、モニタリング、評価等に関する参加者の知識や技術を高める

- ① Introduction, Overview and Key Concepts in PPM (1 コマ)
- ② The Project Environment & Cycle Management (1 コマ)
- ③ Problem Analysis and Objective Setting (1 コマ)
- ④ Use of Logical Framework Approach in PPM (3 コマ)
- ⑤ Project Risk Management (3 コマ)
- ⑥ Project Quality and Costing (1 コマ)
- ⑦ Project Organizing & Institutional Issues (1 コマ)
- ⑧ Project Procurement (1 コマ)
- ⑨ Project Proposal Writing (3 コマ)
- ⑩ MS Project (by Microsoft) (3 コマ)
- ⑪ Project Monitoring & Evaluation (2 コマ)
- ⑫ Project Report Writing (1 コマ)
- ⑬ Project Sustainability (1 コマ)
- ⑭ Project Termination (1 コマ)
- ⑮ Course Evaluation and Closure (1 コマ)

今の南スーダンならびに研修受講生の状況からは必要ないと思われる講義があった等、今後、一部改善の余地はあると思われる点が見られた。しかし、講義全体についての参加者の満足度は高く、また UMI はウガンダの政府関係者のみならずビジネス従事者に対してもこの手のマネジメント能力強化を行なっている政府機関であるため、同じ政府職員の立場である参加者にとって良い刺激になったようであった。この経験を現在のコンセプト・ノート作成やその他関連事項等、日々の活動にどのように応用していけるか、研修受講生の今後の動きを注視することとなった。

またこのウガンダ滞在期間中は、UMI での研修だけでなく、ウガンダの地方に位置する National Farmers' Leadership Centre (NFLC) を日帰りで見学し、“Mindset change and impact on life”、“Leadership for agriculture development”、“Development for rural communities”、“Mushroom production technology”に関する研修を行った。UMI と違い、移動を含めて1日だけのものであったため、上記内容が十分教えられず、中心は、“Mindset change and impact on life”と“Mushroom production technology”になったが、この機関は、農民や農民グループ、NGO など、より草の根レベルで農業に従事する人々の能力強化や技術支援を行なう組織であるため、UMI とは違った視点での学びや刺激を参加者は得たようで、こちらも満足度は高かった。

以上、第三国研修実施後、研修受講生から他の関係者への事後報告が行われた。研修受講生へのアンケート調査や詳細聞き取りも行なわれた。参加者は以下の通り。



表 2-12：第三国研修参加者

	Name	Title/Position	Organization
1	Mr. Joseph Akim Gordon	Director of Extension, Directorate of Agricultural Production and Extension Services	Min. of Agriculture and Food Security
2	Mr. Michaya Gamunde Nasona	Director for Projects Appraisal, M&E, Directorate of Planning and Agricultural Economics	Min. of Agriculture and Food Security
3	Mr. Samson Bringi Francis	Acting Deputy Director for Emerging Livestock Diseases, Directorate of Animal Production and Range Management	Min. of Livestock and Fisheries
4	Ms. Suzana Gabriel Fandas	Senior Inspector for Fisheries, Directorate of Fisheries and Aquaculture Development	Min. of Livestock and Fisheries
5	Ms. Neimat Taban Yonama	Senior Inspector for Planning, Directorate of Planning and Statistics	Min. of Livestock and Fisheries
6	Mr. Noel Bangaza Cleopas Aniongo	Assistant Director, Department of Afforestation and Natural Forest, Directorate of Forestry	Min. of Environment and Forestry
7	Mr. Angelo Okeny Langalanga	Director, Department of Training and Research, Directorate of Forestry	Min. of Environment and Forestry
8	Eng. Makuac Ador Deng	Director, Directorate of Irrigation and Drainage	Min. of Water Resources and Irrigation
9	Mr. Alberto Kandido	Assistant Director, Directorate of Planning & Programmes	Min. of Water Resources and Irrigation
10	Mr. Joejoe Wani Lemi	Senior Researcher	CAMP/IDMP Expert Team member

上記第 1 バッチの結果を基に、DP デスクを対象にした同様の第三国研修（第 2 バッチ）を、2020 年 4 月からの日程で実施する予定となっていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が困難となり、無期限の延期となった。その後も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は続き、そのリスクがある中での第三国研修の実施は難しいと判断し、コロナ禍で世界的に普及した遠隔によるオンライン研修の可能性を探った。その結果、UMI が 2021 年 10 月の時点では、同様のトレーニングを遠隔で行うプログラムを実施できるようになっており、そのような形でのマネジメント研修を行うこととなった。ただし、もともと第 2 バッチでの研修を想定していた DP デスクは、2022 年 1 月のタイミングでは参加できず、そのため、第 3 バッチ以降を想定していた CAMP/IDMP 実施 4 省内の希望者（特に、計画局所属の人材を優先する）に対するプロジェクト計画・管理（Project Planning & Management）研修を行うこととなった。2022 年 1 月から約 2 週間行われた本研修の講義内容は以下の通り。第 1 バッチ時と比較し、ログフレームとレポートライティング、資源動員や M&E に関する内容により多くの時間を割いた。また遠隔ではあったが、演習（グループワーク）も取り入れた。

オンライン研修の講義内容

講義名：Project Planning & Management（PPM）

日程：2022 年 1 月 24 日～2 月 4 日（土日を除く）

目的：体系的なプロジェクト企画、準備、詳細計画、実施、モニタリング、評価等に関する参加者の知識や技術を高める

- ① Introduction, Overview and Key Concepts in PPM (1 コマ)
- ② The Project Environment & Cycle Management (1 コマ)
- ③ Logical Framework Approach (LFA) : Problem Analysis and Objective Setting: Problem Analysis and Objective Setting (2 コマ)
- ④ Logical Framework Approach: Logframe and Exercise (2 コマ)
- ⑤ Designing Project Using LFA (3 コマ)
- ⑥ Project Risk Management (3 コマ)
- ⑦ Project Quality and Costing (1 コマ)
- ⑧ Project Organising & Institutional Issues (1 コマ)
- ⑨ Project Procurement (1 コマ)
- ⑩ Resource Mobilisation for Agriculture Projects (1 コマ)
- ⑪ Project Proposal Writing (3 コマ)
- ⑫ Project Monitoring and Evaluation (3 コマ)
- ⑬ Project Report Writing (3 コマ)
- ⑭ Project Sustainability (1 コマ)
- ⑮ Project Closure (1 コマ)
- ⑯ Course Evaluation and Closure (1 コマ)

研修後のレポートや振り返り会議の結果、講義全体についての参加者の満足度も高く、この経験を現在の日々の活動にどのように応用していただけるか、前回同様、研修受講生の今後の動きを注視することとなった。研修の参加者は以下の通り。

表 2-13 : オンライン研修参加者

	<b>Name</b>	<b>Title/Position</b>	<b>Organization</b>
1	Mr. Abraham Arop	Inspector, Directorate of Planning and Agriculture Economics	Min. of Agriculture and Food Security
2	Mr. Obaj Mayik Akouldong	Inspector, Directorate of Agriculture Production & Extension Service	Min. of Agriculture and Food Security
3	Ms. Mary Ezra	Inspector, Directorate of Agriculture Production & Extension Service	Min. of Agriculture and Food Security
4	Mr. Ter Gatwech Chiok	Senior Inspector, Directorate of Cooperative Development	Min. of Agriculture and Food Security
5	Ms. Lina Peter	Inspector, Directorate of Planning, Budgeting, Statistic and Documentation	Min. of Livestock and Fisheries
6	Mr. Khamis Kely	Inspector, Directorate of Fisheries and Aquaculture	Min. of Livestock and Fisheries
7	Mr. Justin Igu	Senior Conservator, Department of Agroforestry, Directorate of Forestry	Min. of Environment and Forestry
8	Mr. Patrick Taban	Deputy Director, Department of Training and Research, Directorate of Forestry	Min. of Environment and Forestry
9	Mr. Nyariet David	Assistant Inspector, Directorate of Planning and Programmes	Min. of Water Resources and Irrigation
10	Eng. Phillip John	Inspector, Directorate of Water Resources	Min. of Water Resources and Irrigation
11	Mr. Sebit Kenyi	Assistant Director, Directorate of Hydrology and Survey	Min. of Water Resources and Irrigation

## 2) その他の研修

能力強化の一環として C/P に対して QGIS (無料の地理情報システムのオープンソースソフトウェア) のワークショップを開催し、Google マップなどを通じて提供される衛星写真や、すでに収集調整された地理情報データをプロジェクト形成や実施のモニタリングに使用するための能力強化を図った。CAMP の策定時に ArcGIS フォーマットのデータを生成・収集したが、ArcGIS は高価なソフトウェアであり、南スーダンの政府部内での収集データの活用は難しい。そのため、無料で入手でき、かつ機能的には ArcGIS とほぼ同等の QGIS を C/P の地理情報データの活用のためのプラットフォームとして選択した。QGIS の活用のノウハウはインターネットに存在する QGIS コミュニティにより無料で提供されているため、このノウハウを活用し、自習できる環境が整っている。研修では QGIS 及び ArcGIS で収集したデータ一式をすべての C/P の PC にインストールし、これらデータが活用できる環境を整え、QGIS のインターフェースを説明するとともに、種々のデータレイヤを重ね、目的の情報が見えるようになるよう、訓練を行った。図 2-3 に C/P が扱うことができるデータの一例として、ジュバ周辺の水系、地形、道路、ボマの人口分布、州境データを示した。

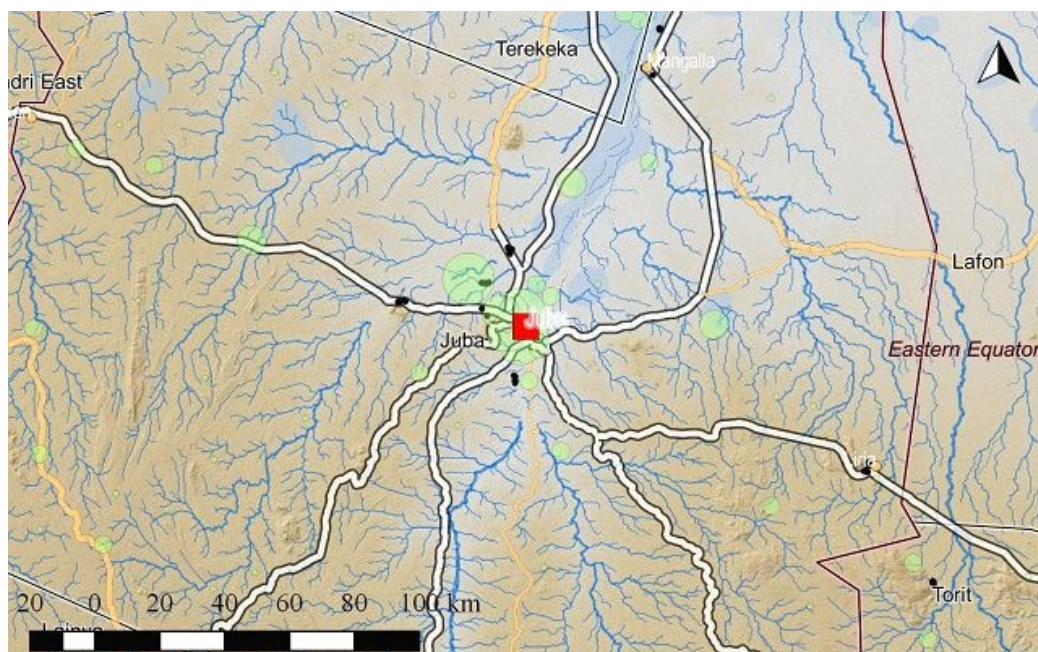


図 2-3 : QGIS により生成したジュバ近郊の水系、地形、道路、ボマの人口などの GIS データ

### (2) 会議等

本プロジェクトでは、合同調整委員会 (JCC) 会合、もしくは、CAMP の実施枠組みの中に既に位置づけられている技術委員会 (Technical Committee: TC) 会議等を開催し、次官や局長等 CAMP/IDMP 実施 4 省において高い地位にある人材を巻き込み、プロジェクトの円滑な運営を進めた。主な会議及び内容は以下の通り。

表 2-14：本プロジェクトで開催された主な会議とその内容

2017年9月 第1回JCC	JICA 専門家チームより C/P に対し、本プロジェクトの活動内容とスケジュール、実施体制を含む業務計画について説明し、議論のうえ了承を得た。それを踏まえ、今後の活動の本格化に向けて、更なる C/P 側の実施体制の構築や今後の活動の準備について協議し、対応事項を確認した。
2018年2月 第1回特別JCC	ウガンダへの呼び寄せ会議またはワークショップに関連し、JICA 南スーダン事務所の C/P のウガンダへの渡航に関する条件 (Terms and Conditions) について変更があった。この条件を早急に C/P 側と議論する必要がある、通常想定していなかった特別な位置づけで、JCC が開催されその内容が確認・承認された。
2018年3月 第2回特別JCC	上記 C/P のウガンダへの渡航に関する条件変更およびその協議により、ウガンダへの呼び寄せ会議またはワークショップの実施が約 3 ヶ月延期となった。その対応策として、第1フェーズのプロジェクト期間の延長 (2018年12月まで) の提案がなされ、同様に特別な位置づけで JCC が開催され、その内容が承認された。
2018年6月 第2回JCC	JICA 専門家チームより C/P に対し、第1フェーズの延長を踏まえた全体活動計画について説明し、議論のうえ了承を得た。また各コンポーネントの活動の進捗について説明し、各活動の実施内容と今後のスケジュールについて JCC の了承を得た。
2018年11月 第3回JCC	C/P により構成される各コンポーネントの活動グループより、第1フェーズの各成果の活動の進捗と、第2フェーズに向けた活動や対応事項について説明し、JCC の了承を得た。また JICA 専門家チームより、今後の DP との協議・連携のための体制の構築について説明し、JCC の了承を得た。
2019年2月 TC 会議	CAMP/IDMP 実施4省の次官出席のもと、技術委員会 (TC) の位置づけでの会議を実施した。DP デスクと CAMP and IDMP Working Group の設置およびそれらを協議する DP 会合の開催 (2019年3月) とその内容について協議・合意した。
2019年8月 第4回JCC	各コンポーネントの活動の進捗・成果の共有を行った。特に、成果1関連では、CAMP/IDMP 実施4省の全54の優先プロジェクトのうち、更に優先しコンセプト・ノートの作成を進めるべきプロジェクトの選定を実施した。
2019年12月 TC 会議	CAMP/IDMP 実施4省の次官出席のもと、技術委員会 (TC) の位置づけでの会議を実施した。会議では、コンセプト・ノートの作成や苗畑施設建設の進捗報告、CAMP/IDMP Working Group 設立にかかる ALDWG からのコメントの発表を行った。また計画局へ情報を集約するための体制案と既存・新規プロジェクト (コンセプト・ノートの案件) の担当省庁の割り振りを協議し合意した。
2021年6月 第5回JCC	2019年9月から2021年5月までの各コンポーネントの活動の進捗・各成果の確認を確認のうえ、今後の取組について協議・合意した。また、これまでの活動の進捗・成果を鑑み、プロジェクト期間の3ヶ月間の延長が提案され、JCC に承認された。
2022年2月 第6回最終JCC	各コンポーネントの活動の進捗と成果について報告し、プロジェクト活動の総括を行った。また今後活動を継続するうえでの課題や教訓、提言等について共有のうえ、JCC の承認を得た。

## 2.6 技術協力成果品

### 2.6.1 技術協力成果品 1：中期戦略計画策定及び資源動員ガイドライン

本プロジェクトの「成果 1：CAMP/IDMP 枠組みに基づく中期戦略計画策定と、関係省庁内及び開発パートナーとの調整・資源動員メカニズム強化」にかかる活動の成果として、「中期戦略計画策定及び資源動員ガイドライン」を策定した。

本プロジェクトでは CAMP/IDMP 枠組みに基づく中期戦略計画策定を進めるため、CAMP/IDMP 実施各省庁により優先プロジェクトの選定を行い、それらの優先プロジェクトのコンセプト・ノートを作成した。またそれらのコンセプト・ノートを基に、南スーダン政府の 2022/2023 年度から 2024/2025 年度の 3 年間の中期戦略計画を策定した。また、これら計画の策定・実施やそのための資源動員を効果的・効率的に行うため、省庁内または省庁間、そして DP 等の外部組織との情報共有や協議・調整のためのコミュニケーションの仕組みを確立すべく、CAMP/IDMP 実施 4 省計画局における DP デスクの設置や南スーダン政府と DP 等の外部機関とのコミュニケーションのプラットフォームとなる CAMP and IDMP Working Group の設置を行った。

本ガイドラインは、上記の CAMP や IDMP 実施のための中期戦略計画策定や実施、その資源動員を、今後 CAMP/IDMP 実施 4 省が中心となり関係各機関と連携・調整しながら継続的に行い、CAMP や IDMP の実施促進につなげることを目的に策定した。

そのため、本ガイドラインでは、CAMP や IDMP を具体的な実施に移すための、中期的枠組みでの計画への落とし込みと実施、モニタリングの手順やその実施体制、その中での関係者の役割を、既存の政府の公共財政管理プロセスの中で示す形とした。また、上記の計画・実施プロセスの中で政府と DP 間の資源動員の手順を、先行フェーズで策定した「資源動員手順についての概念書」を基に、上述の DP デスクや CAMP and IDMP Working Group の役割等も含め、既存の政府の公共財政管理プロセスや現在の援助調整・資源動員の実情を考慮に入れた形で示した。

本ガイドラインは、基本的には C/P と協議のうえ決定した策定の手順を、その都度必要に応じた修正を加えながらプロジェクト活動の中で実施し、その経験や教訓も踏まえたうえで、整理し策定した。

本ガイドラインの概要は以下の通り。

#### 「中期戦略計画策定及び資源動員ガイドライン」の概要

##### 1. 中期戦略計画策定及び資源動員ガイドラインの目的

本節では、中期戦略計画策定の背景と現在の政府の政策・戦略・計画の文脈の中での位置付け、上述の活動を通じて構築した、政府の公共財政管理の一環としての中期戦略計画策定のプロセスと、その中での関係各者の役割について示した。

##### 1.1 設置法案上の根拠条項

##### 1.2 中期戦略計画策定

##### 1.2.1 中期戦略計画の考え方と政策・戦略の中での位置付け

##### 1.2.2 中期戦略計画策定プロセスと関係者の役割

###### (1) 優先プロジェクトの選定

###### (2) 優先プロジェクトのコンセプト・ノートの作成

- (3) コンセプト・ノートを基にした中期戦略計画の策定
- (4) 中期戦略計画を基にした年次計画とその予算
- (5) Implementation Matrix を利用したモニタリング

## 2. 資源動員

本節では、上記の中期戦略計画を含む、CAMP/IDMP 実施のための計画策定や実施を進める中での資源動員の手順について、既存の政府の公共財政管理のプロセスや、DP による資源動員の状況などを踏まえ、示した。またそのプロセスの中での DP デスクや CAMP/IDMP Working Group の役割についても示した。

### 2.1 中期戦略計画策定・実施における資源動員の考え方

### 2.2 中期戦略計画策定・実施における政府と DP 間の資源動員プロセスと関係者の役割

## 3. 中期戦略策定と資源動員にかかる成果と課題

本節では、上記の中期戦略計画策定と資源動員の活動を通じて達成した成果と課題、教訓、今後必要な対応等を抽出し、取り纏めた。

### 3.1 コンセプト・ノート策定に基づく中期戦略計画策定

### 3.2 CAMP&IDMP ワーキンググループの設置

### 3.3 援助受け入れ窓口の一本化 (DP デスク)

### 3.4 資源動員の実績

### 3.5 課題と提言

## 2.6.2 技術協力成果品 2 : AWPB 策定・執行ガイドライン

成果 2 に関する、プロジェクトの年次活動計画・予算に基づく年間計画準備・実施・管理に関する活動の成果として、AWPB 策定・執行ガイドラインを作成した。本ガイドラインは、州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの一部コンポーネントに対し、2018 年 11 月に承認された AWPB 手順書の試用を行い、手順書の検証を行った結果をもとに作成した。農業・食糧安全保障省、畜・水産省、及び水資源・灌漑省の設置法案に、これら省の計画局に AWPB の策定とそれに基づいた予算執行を調整・推進する責務が明示され、省内の年次予算管理に AWPB が適用されなければならない法的根拠が示された。このため、将来の規則や省令などとして法令化を期待できるものとして、AWPB 策定・執行ガイドラインを策定した。

策定にあたっては、州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの実施に直接かかわった、環境林業省次官、同省のスタッフ、PWG メンバーで中央政府の窓口となったスタッフ、中央エクアトリア州の窓口となった第一局長、同州政府森林局長、苗畑長らが策定した、署名済みの AWPB、中央政府と州政府の MoU、建築許可証、各種協議メモ、及び PWG 定例会での苗畑建設に関する検討議事録、ウガンダ人の施工管理専門家の作成した各種打合せ簿、通知レター及び政府に提出した建設進行報告、南スーダンの施工管理関連の法律に関する調査報告、ウガンダの施工管理法令及びチェックリスト、ウガンダ人の苗畑管理研修専門家の作成した研修レポートなどに基づき、第一フェーズで承認された AWPB 手順書の内容を検証した。時間の制約から検証と検証の結果のとりまとめは、総括/行財政管理専門家がを行い、AWPB ガイドラインの原案として取りまとめ、PWG メ

ンバー他政府関係者に回付し、内容について修正やコメントを求めた。またウガンダ人の施工管理専門家と南スーダンの大学講師兼施工管理専門家が、南スーダンの施工管理に関する法令とその準拠に関して案の内容の検証を行った。これら検討を経た最終案の概要を 2022 年 2 月 11 日の合同調整委員会に報告し、プロジェクトの成果として承認を受けた。

AWPB 手順書の検証の結果、小規模建設事業の施工管理業務に関する法令の重要性が明らかになったため、AWPB 策定・執行ガイドラインにウガンダの法令とスタンダードを参考にした小規模建設の施工管理ガイドラインを含めた構成とした。

一方、AWPB の適正な策定と執行のために、今後中央政府と州政府の権限、責務、役割分担を明確にすることの重要性は把握できたが、これについては、大きな課題でもあることから、AWPB 策定・執行ガイドラインでは触れないこととした。本件に関しては、AWPB 策定・執行ガイドラインの中で、AWPB が取り扱うプロジェクトごとに、中央政府と州政府の間で交わす MoU で整理することとし、JCC で了解を得た。

本ガイドラインの概要は以下の通り。

### 「AWPB 策定・執行ガイドライン」の概要

#### 1. AWPB 開発・実施ガイドラインの背景・目的・特徴

本節では AWPB 策定・執行ガイドラインが、プロジェクトチームの作成した、AWPB 手順書の試用による検証を通じたプロセスにより、得られた知見や教訓をもとに、AWPB 手順書の改良という形で、作成された背景を説明した。AWPB の導入と定着に関する根拠条項が 3 省の設置法案上に明示されたことに伴い、本 AWPB 策定・執行ガイドラインの導入と定着を促進させることを考慮した。また、AWPB の策定・執行を担う政府機関のテークホルダーのみならず、AWPB の執行により裨益を受け、またサービスや物資を提供する民間セクターのステークホルダーも AWPB 策定・執行のステークホルダーと定義した。本節は以下の細節で構成される。

##### 1.1 背景

##### 1.2 目的

##### 1.3 AWPB ガイドラインの主な特徴

###### 1.3.1 AWPB 策定・実行の法的根拠

###### 1.3.2 政府プロジェクトの中核的な実施管理ツール

###### 1.3.3 中央政府と地方政府の実施するプロジェクトの AWPB による管理の制度化

###### 1.3.4 公共財務管理システムのボトムアップ・アプローチ

###### 1.3.5 AWPB の開発・実施に関わるステークホルダー

#### 2. AWPB の策定・執行ガイドライン

本節では、AWPB の策定・執行ガイドラインの内容である。本節では特に、AWPB の策定と執行に直接の権限と責務を有する政府部内のステークホルダーを特定し、これらステークホルダーが AWPB の策定と執行で果たす役割を明示した。政府の PFMS の手順に沿った形で、これら中央政府と州政府のステークホルダーの踏むべき手順を記述し、また AWPB の標準フォーマットを示した。本節は以下の細節で構成される。

- 2.1 政府の AWPB 運用に関する主要なステークホルダーと役割と責任
  - 2.1.1 中央政府における主なステークホルダー
  - 2.1.2 州政府における主なステークホルダー
- 2.2 国家プロジェクトおよび国家プロジェクトにおける AWPB 運用の標準手順
  - 2.2.1 中央政府レベルでの AWPB 運用の標準手順
  - 2.2.2 州政府レベルにおける AWPB 運用の標準的な手順
- 2.3 AWPB の構成と標準フォーマット

### 3. AWPB 実施のための小規模工事の施工管理ガイドライン

本節では、州苗畑施設改善サブ・プロジェクトのコンポーネントに対する AWPB 手順書の試用による検証から得られた教訓をもとに、AWPB の適正な執行に必須となる、施工管理のガイドラインに注目した。検証では、AWPB の適正な執行に必要なが、現在南スーダンで整備されていない法令やスタンダードが数多くあることがわかっている。ここでは、施工管理業務が法的に保護されていないことが課題となった。このため、世界及び地域のスタンダードに準拠しているウガンダでの例を引くことにより、今後の施工管理関係の法整備の方向性を示した。本節は以下の細節で構成される。

#### 3.1 小規模工事のための施工管理ガイドラインの特徴

- 3.1.1 小規模工事の関係者
- 3.1.2 小規模工事向け施工管理ガイドラインの法的根拠
- 3.1.3 小規模工事の段階

#### 3.2 小規模工事の施工管理ガイドライン

- 3.2.1 ステージ 1：計画・設計
- 3.2.2 ステージ 2：工事の承認
- 3.2.3 ステージ 3：工事の実施
- 3.2.4 ステージ 4：施設使用試験

### 4. 州苗畑サブ・プロジェクトによる AWPB の試用結果

本節では州苗畑サブ・プロジェクトの苗畑建設コンポーネントと訓練コンポーネントに、AWPB 手順書を試用した結果を紹介した。AWPB の手順が、計画策定と執行の AWPB の手順が、州苗畑サブ・プロジェクトどこまで活用できたかについて、検証を行った。また、同様に第 3 節で紹介した小規模工事の施工管理ガイドラインにより、実際の建設工事の施工管理の手順を評価した。本節は以下の細節で構成される。

#### 4.1 AWPB ガイドライン策定に至る手順の概要

#### 4.2 州苗畑サブ・プロジェクトの実施手順の概要

- 4.2.1 苗畑建設コンポーネントのアウトプット
- 4.2.2 苗畑運営に関する訓練コンポーネントのアウトプット

#### 4.3 州苗畑サブ・プロジェクトの 2 コンポーネントに対する AWPB の試用結果

- 4.3.1 AWPB の策定と承認
- 4.3.2 AWPB の執行

#### 4.4 苗畑建設コンポーネントに対する施工管理ガイドラインの適用結果



### 2.6.3 技術協力成果品 3：平和構築・紛争緩和に資する農業・生計向上プロジェクト計画・実施ガイドライン

成果 1 における CAMP/IDMP 枠組みに基づく中期戦略計画策定と、関係省庁内及び開発パートナーとの調整・資源動員メカニズム強化にかかる活動の成果として、「平和構築・紛争緩和に資する農業・生計向上プロジェクト計画・実施ガイドライン」を策定した。

既述の通り、本プロジェクトでは、南スーダンの平和構築及び紛争緩和に資するため、農業・食糧安全保障省（MAFS）が作成した「IDPs and returnees resettlement support project」のコンセプト・ノート改訂の文脈で、難民帰還と帰還民の再定着の動向や、再定着支援や農業支援に関する関係政策や関係機関の活動についての最新かつ詳細な情報を収集した。また IDP、帰還民、ホストコミュニティなど多様な住民が共存するジュバ市近郊地域を対象にした住民への聞き取り調査も行った。調査の実施に時間を要し、この調査レポートのまとめが遅れたため、本プロジェクト期間中のコンセプト・ノートの改訂はできなかったが、調査により、様々な関連情報が入手・分析できた。

本ガイドラインは、難民や IDP の帰還と帰還民の再定着支援や農業支援にかかる情報収集調査の結果を基に、平和構築・紛争緩和に資する農業・生計向上プロジェクトの運営上の配慮事項や、農業プロジェクトにおいて平和構築・紛争緩和に資する活動の手順、手法等を示した構成とする。

本ガイドラインは、C/P と JICA 専門家チームの調査レポートの分析と、2022 年 2 月に C/P と関係省庁、国際移住機関（International Organization for Migration: IOM）も招待して実施した調査報告会での協議結果を基に、本プロジェクト後の平和構築・紛争緩和に資する案件形成の在り方を示す最終成果品の一つとして作成した。

本ガイドラインの概要は以下の通り。

「平和構築・紛争緩和に資する農業・生計向上プロジェクト計画・実施ガイドライン」の概要

1. はじめに
  - 1.1 背景
  - 1.2 目的
  - 1.3 南スーダン関連政策における農業と平和構築に関する規定
2. 平和構築・紛争緩和に資する農業・生計向上プロジェクトの運営上の配慮事項に関するガイドライン
  - 2.1 プロジェクトの計画段階
  - 2.2 プロジェクトの実施段階
3. 農業プロジェクトにおける平和構築・紛争緩和に資する介入に関するガイドライン
  - 3.1 農業プロジェクトにおいて平和構築・紛争緩和に資する活動

### 2.6.4 技術協力成果品 4：農業セクター法整備ガイドライン

成果 3 における CAMP/IDMP の実施促進のための法的枠組みの改善にかかる活動の成果として、「農業セクター法整備ガイドライン」を策定した。

既述の通り、今まで南スーダンでは、CAMP や IDMP に関連した省庁の役割や責任等を規定す

る設置法が存在しておらず、さらに、農業関連分野・技術に関する法律や規則がほとんど整備されてこなかった。今後、民間の投資も呼び込みながら CAMP や IDMP で示された投資計画を実施・推進していくためには、政府の法的枠組みの改善が不可欠であった。そのため、本プロジェクトにおいて、CAMP/IDMP 実施 4 省のうち 3 つの省の設置法案と、5 つの農業関連分野・技術に関する法律や規則が省内で起草されたが、閣僚評議会や法務省、国会等による承認プロセスや、警察その他の外部機関を絡めた、今後のこれら法案の施行・執行（enforcement）体制の確立にはまだ課題が残っている。

本ガイドラインは、本プロジェクトにおける設置法と技術関連法案の法整備支援活動の成果を取りまとめると共に、得られた経験と課題を基に今後の法整備支援の方向性を示す最終成果品の一つとして作成した。

本ガイドラインの概要は以下の通り。

「農業セクター法整備ガイドライン」の概要

1. 農業セクター法整備ガイドラインの背景・目的・方法
  - 1.1 設置法案上の根拠条項
  - 1.2 法整備と組織強化の考え方
  - 1.3 法整備の手順
2. 設置法案の策定事例
  - 2.1 農業・食糧安全保障省（MAFS）
  - 2.2 畜・水産省（MLF）
  - 2.3 水資源・灌漑省（MWRI）
3. 技術法案の策定事例
  - 3.1 農業・食糧安全保障省（MAFS）  
Seeds and Plant Varieties Bill
  - 3.2 畜・水産省（MLF）  
Meat Control and Slaughter Facilites Bill、Animal Production Bill、Hides, Skins, and Leather Processing Bill、Livestock and Livestock Materials Marketing Board Bill
4. 課題と提言

## 2.6.5 技術協力成果品 5：能力向上アクションプラン

本プロジェクトの成果 1 から成果 3 にかかる活動の成果として、「能力向上アクションプラン」を策定した。

本プロジェクトは、「CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される」をプロジェクト目標としていた。そのため、3 つの目指すべき成果を設定し、関連した活動とその実務経験を通して、CAMP と IDMP を実施するために必要な知識や能力、技術を身につけてもらう、いわば職場内訓練（on-the-job training: OJT）的に関係者の能力強化を行ってきた。一方、このように日々のプロジェクト活動から学べることも重要であるが、それと別に、外部からの特別講義、つまり、職場外研修（off-the-job training）によって、業務遂行に必要な知識や能力、

技術を向上してもらうことも重要である。そのため、本プロジェクトでは、隣国の研修機関を絡めて、特に、現在の C/P 関係者に必要と思われるマネジメント能力の向上を試みた。しかし、本プロジェクト期間中は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、研修そのものの実施が難しくなった。そのため、想定していた対象者の数や地位・立場、研修実施数を満たすことができなかった。また本来は、既成の一般的かつ網羅的な講義だけでなく、コンセプト・ノートや「中期戦略計画」、AWPB など、各成果に関連した動きに直結させた、よりテイラーメイドで実務的な研修を、JICA 専門家チームとも連携して行う予定であったが、それもできなかった。

一方、既述の通り、苗木生産技術を含む苗畑施設管理訓練は、同様に新型コロナウイルス感染症拡大と、それに伴う苗畑施設建設のコンポーネントの遅れに影響を受けたが、担当 JICA 専門家によって、最低限の研修を行うことができた。

本アクションプランは、事業運営管理、財政管理、人材管理の視点を含んだものとし、上述したプロジェクト期間中の能力向上計画を基に実施された各種能力強化活動の実績を加味し、本プロジェクト期間後の、これらの管理能力を向上させるための能力開発の在り方、具体的な方法、訓練スケジュール等を網羅する構成としている。

本アクションプランは、本プロジェクトの第 1 フェーズ（第 1 年次）に既に、基本的な概要が C/P と JICA 専門家チーム内で合意できていた。その後、実際の各成果・活動に関連する OJT の状況やウガンダの UMI による職場外研修の実施状況、それらの経験や教訓も踏まえた上で、本プロジェクト後の能力向上の道筋を示す最終成果品の一つとして作成した。

本アクションプランの概要は以下の通り。

#### 「能力向上アクションプラン」の概要

1. 能力向上アクションプランの背景・目的
  - 1.1 設置法案上の根拠条項
  - 1.2 関連省庁の事業実施能力の現状
  - 1.3 必要な事業実施能力
  - 1.4 研修計画策定プロセス
2. 研修計画策定と実施の実例
  - 2.1 マネジメント能力強化研修（ウガンダ第三国研修および遠隔研修）
  - 2.2 苗畑技術研修
  - 2.3 課題と提言
3. アクションプラン
  - 3.1 短期計画（OJT、Off-the-job 研修、オンライン研修、研修機関発掘）
  - 3.2 中期計画（政府農業訓練センター再活性化、海外短・中期留学）
  - 3.3 長期計画（Ministry of Labour と連携した導入研修及び人事評価）

### 3. プロジェクト実施・管理における課題・対応策

#### 3.1 各課題とその対応策

##### 課題1：C/Pのおかれた環境の過酷さとその影響

南スーダンポンドの通貨価値下落の影響も受け、政府職員の実質給与額は非常に安く、給与の遅配も頻繁に起こっている。そのため、毎日を生きぬき、自分だけでなく家族も守るため、生活費を得るために他の活動に従事したり、公務員として業務を続けるモチベーションを失っている政府職員も多い。このような環境下では、C/Pとして本プロジェクトに関わることになっても、JICA 専門家チームと密なコミュニケーションを取ること自体が難しかったり、本プロジェクトに関する活動に集中して動くことができない政府職員が出てきてしまう。また、公務員として、より前向きに、本プロジェクト活動に深く関わるには、何らかの特別手当の支給がないと難しいと感じるC/Pも存在する。

本プロジェクトでは、このようなC/Pのおかれた環境やその影響をよく理解した上で、C/Pが本プロジェクト活動に、より負荷なく、また意欲を持って取り組めるような体制づくりを、できる限り行った。

一つは、職務環境の整備である。CAMP/IDMP4省それぞれの本来のオフィスは、インフラ環境に不備がある場所が大半である。だが、現在の“CAMP オフィス”と呼ばれる執務場所は、高速のインターネット環境、複合印刷機、エアコン、オフィス机や椅子、書棚、プロジェクターやスクリーン等を有し、ジェネレーターによる電気の供給や、バググラバーなどの防犯対策もされ、会議室もある。そのため、先行案件の主要なC/PであったICTTメンバーや、本プロジェクトのPWGメンバー、DPデスクメンバーのみならず、他の政府職員にとっても、職務環境が整った便利な場所となり、CAMP/IDMP関係者が一堂に多く集まる場となっている。本オフィスは、先行案件の時代からプロジェクトオフィスとしても活用され、主にJICA(プロジェクト)支援のもと、このような職務環境の整備を行ってきた。本プロジェクト期間中も、オフィスの環境整備のニーズがあれば、本プロジェクトで出来る限り迅速に対応してきた。また、成果品作成及びコミュニケーション用のC/P用コンピューターの供給や、関係者との連絡に使う業務用の携帯電話代の支給も行い、C/Pがより負荷なく、業務ができる体制を整えた。さらに、DPデスクメンバーは、通常はそれぞれの省のオフィスで、本プロジェクトに直接関係していない業務も行っているが、DPデスクとしての機能強化を行うため、また、メンバーとのコミュニケーション強化を意識して、週3日程度はCAMPオフィスで業務ができるように、車輛の手配も行った。このような職務環境の整備・維持は、本来は政府自身が行うべきことであり、そのような状態になるよう政府上層部に何らかの形で働きかける必要はあるが、そのような理想的な状態になるまでは、今後も、このようなDPによる開発プロジェクト内での支援をできる限り考えるべきである。

二つ目は、外部研修等、日々の業務に役立つ、それぞれの能力や経歴の強化につながる研修等の機会を設けることである。本プロジェクトでは、残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、予定した数・内容・対象の外部研修ができなかったが、本来はそのような機会は、参加者の物事を学ぶ意欲を満たすと共に、視野を広げ、日々の業務への姿勢を多少なりとも前向きに変えてくれるものと考えている。現在では、新型コロナウイルス感染症拡大の数少ないプラスの点とも言えるが、オンラインの研修やセミナーの実施も一般的になっており、このような機会を積極的に取り入れることも、今後検討すべきことである。特に、本プロジェクトで行ったマネ

ジメント能力の強化に関係した研修は、業務の効果や効率性の向上に資する内容を含んでおり、C/Pの業務負荷の軽減や意欲向上にもつながる。

なお、JICA等、開発パートナー（DP）によるプロジェクトに関わる場合の特別手当等の支給については、JICAプロジェクトは、本来政府が行うべき業務の支援が中心であり、通常はそのようなものは支給されず、本プロジェクトでも、地方や海外出張の場合の、日当や宿泊費の類の手当しか支給していない。ただし、現在のこの国がおかれた状況ならびに、その影響を受けた政府職員の状況を考えると、通常業務として以上の、過度な負荷のかかるプロジェクト活動に従事した場合は、その定義・条件を慎重に考える必要はあるが、多少の手当を支給することもJICAとして今後検討してよいのではないかと考える。

## 課題2：特に次官レベルの人材を中心に4省を対象とするため各種調整に時間がかかること

本プロジェクトは、農業・食糧安全保障省（MAFS）、畜・水産省（MLF）、環境・森林省（MEF）、水資源・灌漑省（MWRI）の4省が関係している。そして、Team Leader 1名とその他職員8名の計9名がProject Working Group（PWG）メンバーとして、計画局局长2名がQuality Control担当として配置され、プロジェクトの実施に携わった。また、計10名が、開発パートナー（DP）デスクとして配置された。基本、本プロジェクト活動は、省庁ごとのグループに分かれて動くものが多い。ただし、次官レベルに話を通さないといけない事項については、本プロジェクトのProject DirectorにあたるMAFS次官にまず相談し承認を得る必要があるが、その後、他の次官にも話を共有したり、状況によって他次官の承認を得る必要もある。そうしなければ、後ほど、他の次官から「なぜそのような判断になったのか」という指摘が入り、他の省庁との関係性に悪影響が出る可能性があるからである。一方、次官レベルの人材はそもそも非常に多忙であり、様々な要因によって急に予定を変えないといけなくなったり、国内外の会議等への出席も多く、長期に国を空けている場合もある。長期不在の場合は、代理の者が立てられるが、内容上、代理の者では判断がしづらいものも多く、その場合は、次官が帰ってくるまで、物事の判断が止まる。例えば農民相手の現場ベースの活動が主のプロジェクトであれば、次官レベルの判断・承認・調整を仰ぐ必要も少ないが、本プロジェクトは、「中期戦略計画」策定、資源動員、法整備等、省庁の上流の立場の者の判断を仰ぐ内容も多く、その点、4省が絡む本プロジェクトでは、様々な調整や配慮に時間がかかる。この点は、次官レベルに限らず、局長や部長レベルの人材も同様である。また、一般職員を含むPWGメンバーやDPデスクメンバーも、それぞれ抱える業務の忙しさが違う上に、上述したように、おかれた環境が基本過酷であり、本プロジェクト以外の業務を優先せざるを得ない場合も多々ある。そのような場合は、C/Pの本プロジェクトに関する動きが停滞したり、そもそもJICA専門家チームと直接協議をする機会さえ少なくなる。本プロジェクトでは、JICA専門家チームの主導ではなく、なるべくC/P主体の活動が求められるため、そのような状況では、活動の進捗が遅くならざるを得ない。それが、4省ということで、さらに、多くの調整・配慮が必要となる。

この課題に対応する方策として、単純ではあるが、本プロジェクトに関係する次官レベルの人材の向う数か月分の大きな予定把握に努めること挙げられる。こちらについては、ナショナルスタッフの聞き取りにより、PWGメンバーも含めて、簡単な予定表を作り、それによってタイムリーな関係者協議や活動予定の策定を試みた。しかし、あまりにも急な予定変更も多く、うまく機能したとは言い難い。そのため、関係者全員は難しいものの、重要メンバーのみに絞って、細か

な予定の確認ができる仕組みを今後も検討していく必要がある。

また、上述した4省の判断が必要なケースについては、本来はJCC会議での議論・承認等を行うのが好ましいが、4次官ならびに他のJCCメンバーが同時に集まる調整を行うのは時間がかかる場合も多い。そのため、例えば、MAFS次官との個別協議を行った後は、PWGメンバーやDPデスクメンバーが中心となって各次官に個別に会いに行き、そこで検討事項についての情報共有や承認を得るプロセスを行った。

### 課題3：新型コロナウイルス感染症拡大の影響

2020年3月以降、全世界が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた。JICA専門家チームはそれ以降、2021年9月に南スーダンへの出張を再開するまでの約1年半、遠隔でのプロジェクト運営を行わなくてはならなかった（遠隔でのプロジェクト運営の非効率性については、課題4を参照）。また、2020年4月からの約5ヵ月は、政府職員は管理職を除きシフト勤務となり、C/Pは約30~40%の出勤状況であった（本プロジェクトのナショナルスタッフも週2-3回のCAMPオフィスでの勤務とした）。自宅でのテレワークができればその影響を軽減できるが、職員の自宅は十分なテレワークができる環境にはなく、そのための補助も特に政府からは支給されておらず、C/Pとの密なやり取りが制限されることとなった。同年9月半ば以降、C/Pの出勤制限は解除され、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大は収まっているように見えた。しかし、全世界的な流行の継続と、その頃はワクチンや治療薬が確立していない状況であり、しかもC/Pは高齢者や持病を持っている者も多く、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に適切に対応できる医療体制等も限られていた。そのため、本プロジェクトでは、C/Pやナショナルスタッフが他者とあまり接触しなくても済むよう、外部に向けた積極的な活動は抑えた形での支援を継続せざるを得なくなった。2021年2月から4月にかけても、南スーダン国内での感染拡大が起こり、政府からもシフト勤務の推進やマスク着用義務等の政令が出された。その間の3月にはCAMPオフィス使用者が複数名陽性となったケースが発生したため、約1か月の間、ナショナルスタッフの在宅勤務等、プロジェクト業務を抑えることに再度なった。このように、新型コロナウイルス感染症に適切に対応できる医療施設や検査体制が十分でなく、一般市民も新型コロナウイルス感染症対策への関心が低い南スーダンのような国において、C/Pやナショナルスタッフの命を第一優先として、感染リスクに配慮しながら業務を行うことは、本プロジェクトにとって、非常に骨の折れるものであった。他の開発パートナー（DP）の動きも低調であり、本プロジェクトの成果・活動の一つである、外部の資源動員促進にも影響を与えた。

以上、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対しては、まず本プロジェクトでは、2020年3月以降、会議や調査時の使用のみならず、C/PならびにCAMPオフィス用として、消毒液やマスク、非接触型体温計、パーティション等の整備を行ってきた。また、CAMPオフィス使用者が陽性となった際は、CAMPオフィスの消毒も行った。このような物理的な対応以外に、CAMPオフィスで新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合を想定した、感染者および濃厚接触者の対応とプロジェクト事務所の閉鎖・再開の対応についての手順書も作成し、C/Pに共有した。さらに、感染拡大時には、業務効率が落ちるものの在宅勤務の推進や、外部の人と接触をするようなプロジェクト活動を抑えること、CAMPオフィス利用者の人数制限等もC/Pに行ってもらった。遠隔オペレーションが中心になることを想定したエアタイム（携帯電話通信料）の十分な確保にも配慮した。

2022年2月現在、新型コロナウイルス感染症に関しては、世界的にワクチン開発と接種の普及、治療薬の開発・利用等が進むものの、新しい変異株の発生も止まらず、感染状況が落ち着いた状況にはなっていない。特に、南スーダンでは、2022年1月現在、全人口の1.58%しか2回のワクチン接種を完了していない状況である。そのため、世界的に新型コロナウイルス感染症の拡大が収まると共に、南スーダン内で、ワクチン接種や治療薬が普及するまでは、業務の効果や効率性に負の影響をあたえるものの、引き続き、人命を第一に考えた慎重な活動が求められる。

#### 課題4：遠隔でのプロジェクト運営の非効率性

上述の通り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年3月から2021年8月までの約1年半は、JICA 専門家チームは、遠隔でのプロジェクト運営をしなければならなかった。しかし、元々、課題1や2で述べた状況があり、課題3で述べたような新型コロナウイルス感染症のリスクに配慮した動きをしながら、プロジェクト運営を遠隔で行うことは、非常に非効率なものであった。特に、南スーダンと日本では6時間の時差があるため、JICA 専門家チームがC/Pと直接かつ迅速にやり取りできる時間も限定的であると共に、現場にいればすぐにできる、関係者との細かなやり取りやコミュニケーション、根回し等も十分にできない状況が続いた。また、新型コロナウイルス感染症そのものがよくわからず、ワクチン開発等も初期の段階であった2020年は、Zoom等の遠隔会議システムの利用にも皆慣れておらず、さらに、南スーダンは元々通信事情が不安定な場合も多く、小規模な打ち合わせであれ、中規模な会議やワークショップの開催であれ、遠隔での効果的な打ち合わせや、会議・ワークショップ等の実施が難しい場合もあった。一方、遠隔会議システムの普及が2020年以降全世界的に進んだとはいえ、終日同じ職務空間を共有し、直接、見たり、話したりと、JICA 専門家チームとC/P双方が、相手の存在を身近に感じながら業務を行う正の効果には勝てない。このように、過去は普通であった南スーダンでの出張業務が減ったことは、プロジェクト運営や成果発現にも大きな影響を与えたと感じている。

時差の話や、遠隔業務はJICA 専門家チームとC/Pが同じ場所で業務をする効果に劣るという点は基本どうしようもない。しかし、遠隔での業務が今後も続く場合は、上記、遠隔会議システムの活用に今まで以上に慣れること以外に、即時性が強く、画像や動画のやり取りも簡易で、通信インフラの整備や負荷もそれなりに軽くて済む、WhatsApp等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)をより積極的に活用する対応策が考えられる。ただ、そのためには、ネットワークインフラやその経費等、C/P個人が、そのようなサービスを気軽に使える状況になっておく必要があることは言うまでもない。

## 4. プロジェクトの達成度

### 4.1 上位目標

上位目標に関して、その指標の達成状況と根拠、課題は以下のとおりである。

上位目標：農業生産性向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力が強化される
指標(1) 設置法案により CAMP/IDMP 実施機関の役割と責任が規定される。
<b>【指標の達成度】</b> 75%達成できた。
<b>【達成度の根拠】</b> 本来、設置法案の策定は、CAMP/IDMP 実施 4 省のうち、農業・食糧安全保障省（MAFS）と畜・水産省（MLF）のみを想定し、環境・森林省（MEF）は CAMP や IDMP に直接関係する森林局、水資源・灌漑省（MWRI）も同様に灌漑局のみを対象とした役割等の規定を策定しようとしていた。しかしながら、C/P の強い意欲により、CAMP/IDMP 実施 4 省のうち、MEF 以外の 3 省が、本プロジェクト期間中に設置法案を起草することができ、その中で、省ならびに各部署、大臣や副大臣、次官の役割や責任を規定した。 その他、外部資源動員を推進するための、DP デスクと CAMP/IDMP Working Group も設置し、その役割も明確にした。
<b>【課題】</b> 上述の通り、3 省庁の設置法案が起草されたものの、MAFS 以外の各省庁の次官による最終承認、その後の、閣僚評議会、法務省、国会による承認プロセスは完了していない。特に、法務省と国会の承認プロセスは、法務省や国会議員の能力や知識・意欲、政治的な動向の影響も受けるため、容易に承認が得られるとは言えない状況にある。 また、この設置法をベースに、より細かく、次官以下の役職や一般職員の役割や責任を明確にしたり、それを基にした、導入研修やリフレッシュ研修、人事評価への活用等が求められるが、そのような状況にはまだなっていない。 外部資源動員のキーとなる DP デスクや CAMP/IDMP Working Group は、まだ活動・実施経験が浅く、必ずしも、最初に設定した TOR 通りに動けるとは限らない。
指標(2) 設置法案に基づき、CAMP/IDMP 実施機関の職員の通常業務として、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価が実施される。
<b>【指標の達成度】</b> 現段階での判断は困難。
<b>【達成度の根拠】</b> 設置法の省内での起草または最終化は、2021 年 10 月から 2022 年 2 月の間であり、本プロジェクトの非常に後半の時期に達成できたものである。「中期戦略計画」の作成や、DP デスクや CAMP/IDMP Working Group の設置など、本プロジェクト期間中、資源動員やプロジェクト形成の文脈で出来上がったものはあるが、まだ活用ならびに活動・実施経験が浅い。そのため、



CAMP/IDMP 実施機関の職員の“通常業務”として、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価が実施されるようになったかと判断することは難しい。

**【課題】**

設置法、「中期戦略計画」、DP デスクや CAMP/IDMP Working Group 等、本プロジェクトの成果として生み出されたものが、一部の政府職員だけでなく、高い地位の職員から一般職員まで、全てに理解され、活用されるかについては、さらなる情報共有と、日々の業務での活用経験が必要となる。

上記達成度に関連して、プロジェクト終了後、関係者・機関に対する本プロジェクトからの提言を以下に述べる。

**今後に向けての提言**

設置法が正式に効果を発揮するには、内容最終化会議（validation meeting）後の各省庁の次官による最終承認後、閣僚評議会、法務省、国会による承認プロセスが必要となる。ただし、次官等上位官僚の多忙さによって法整備の承認手続き等が遅れがちになること、閣僚評議会や国会では法整備よりも他の議題が優先されることが多いこと、法務省の能力及びマンパワー不足等も影響し、それらが改善しなければ、承認プロセスが進まない。閣僚評議会や国会、法務省の能力・機能強化は、本農業プロジェクトの文脈では扱うことができず、DP らとも連携した南スーダン全体の法整備（支援）が必要となる。

また、設置法は最も大上段で省庁の役割や責任を規定するものであり、より具体的な活動内容を規定するものとして、それぞれの省庁が対応する技術分野に関する技術法案も必要である。Law/Act レベルの法案のみならず、そのさらに詳細を規定した Regulation や、罰則規定及びその施行体制の整備も含めた Ministerial Order の存在も重要となる。このように、包括的な法整備がなされないと、設置法の効果も不十分となるため、中長期的な視野にたった、農業分野の法整備が必要となる。

以上のように、包括的な法整備がなされることによって、設置法で規定した内容も、CAMP/IDMP 実施 4 省の職員間で内在化され、“通常業務”として、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価が実施されるようになる。

## 4.2 プロジェクト目標

プロジェクト目標に関して、その指標の達成状況と根拠、課題は以下のとおりである。

プロジェクト目標：CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される。

指標(1) CAMP/IDMP 実施省庁の設置法案の中で、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価を行なう為の、DP とのコミュニケーション、その他関係機関内・外での情報共有やコンサルテーション、意思決定の手順が規定される。

**【指標の達成度】**

ほぼ達成できた

【達成度の根拠】

CAMP/IDMP 実施 4 省のうち、MEF 以外の 3 省は、設置法案を起草し、その中で、省ならびに各部局、大臣や副大臣、次官の役割や責任を規定した。ただし、設置法の中では、その性質上、「資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価を行なう為の、DP とのコミュニケーション、その他関係機関内・外での情報共有やコンサルテーション、意思決定の手順」に関する記載は含まれていない。そのため、本プロジェクトの技術協力成果品である「中期戦略計画策定及び資源動員ガイドライン」、「AWPB 策定・執行ガイドライン」、「平和構築・紛争緩和に資する農業セクター案件形成ガイドライン」、「農業セクター法整備ガイドライン」という形で各種手順を規定した。

【課題】

設置法は 2021 年 10 月から 2022 年 2 月の間の、本プロジェクトの非常に後半の時期に、省内での起草または最終承認が終わったものである。また、本プロジェクトの技術協力成果品である各種ガイドラインは、本プロジェクト期間中の経験を基に、設置法と同様、本プロジェクトの最後にまとめたものである。そのため、各種手順は規定されたものの、それらが今後のどのように日々の活動に活用されていくかが課題となる。

指標(2) 設置法案が CAMP/IDMP 実施省庁の職員に理解され、選択したプロジェクトの形成と実施に活用される。

【指標の達成度】

50%達成できた。

【達成度の根拠】

設置法案は、MAFS、MLF、MWRI において、次官級の高い地位にある職員以外に、各部局が自らの役割や責任を部局内で協議し作り上げたものである。そして MAFS と MLF は、全部局の代表者も集まった *validatin meeting* を行い、MAFS は次官による最終化が行なわれ、MLF は次官の最終化を待つのみとなった（MWRI は本プロジェクト期間中の *validation meeting* は実施できなかった）。その策定プロセスを鑑みると、設置法を起草した CAMP/IDMP 実施省庁の一部職員にはよく理解されたものと判断できる。

ただし、各部局の一般職員全てに、その内容を十分理解してもらうための時間は、本プロジェクト期間中には設けることができなかった。また、プロジェクト形成や実施に関連した活動は本プロジェクトで複数行われたが、設置法案や技術協力成果品としての各種ガイドラインの形成は、プロジェクト期間の最後になされたものであり、関係職員がこれらを十分理解した上で、プロジェクト形成や実施に活用された形にはなっていない。

【課題】

設置法は、その性質上、省や部局の役割や責任を規定したものであり、実際のプロジェクト形成や実施には、より細かい手順が示されたガイドラインのようなものが役立つ。ただし、本

プロジェクトで作成した各種ガイドラインは、本プロジェクト期間の最後にできたものであり、それらの実際の活用はまだなされていない。また、外部資源動員のキーとなる DP デスクや CAMP/IDMP Working Group も、まだ活動・実施経験が浅く、実際のプロジェクト形成や実施に大きな成果を上げた状況にはなっていない。

上記達成度に関連して、プロジェクト終了後、関係者・機関に対する本プロジェクトからの提言を以下に述べる。

#### 今後に向けての提言

閣僚評議会、法務省、国会による承認プロセスは経ていないものの、本プロジェクト期間中に MAFS、MLF、MWRI の 3 省庁内での設置法案の策定はできた（MEF も他の 3 省庁を参考にしてこれから設置法案の作成に取り組む予定）。しかし、これらは本プロジェクトの最終時にようやく出来上がったものである。そのため、この内容が省庁内の全ての職員に十分理解され、それを基に、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価等が実施されるようになるためには、設置法の内容の省庁内での普及活動が重要である。

また、既述の通り、設置法のみならず、農業分野の技術法案も必要である。また、Law/Act レベルの法案のみならず、Regulation や Ministerial Order の整備も重要となる。

これらの状況もあり、調整や承認に時間のかかる法整備のみならず、本プロジェクトで生み出された「中期計画」や、DP デスク、CAMP/IDMP Working Group 等が、日々の活動として根付き、政府関係者の、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価の能力を向上させることも重要である。その際、本プロジェクトで技術協力成果品として作成した各種ガイドラインの活用も役立つ。

### 4.3 成果

#### 4.3.1 成果 1

プロジェクト目標を達成するために重要な各成果について、その指標の達成状況と根拠、課題は以下のとおりである。

成果 1：CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される。

指標(1-1) CAMP/IDMP 実施省庁において CAMP/IDMP 実施のための中期戦略計画が策定されている。

##### 【指標の達成度】

**50%達成できた。**

##### 【達成度の根拠】

プロジェクトの活動を通じ、CAMP/IDMP 実施 4 省のうち農業・食糧安全保障省（MAFS）と畜・水産省（MLF）の 2 省庁が、それぞれが選定した優先プロジェクトのコンセプト・ノートを基にした中期戦略計画を策定した。2 省庁の「中期戦略計画」の策定作業を通じて CAMP/IDMP 実施 4 省に共通して実施可能な中期戦略計画策定プロセスを確立することができた。

**【課題】**

MAFS と MLF では中期戦略計画が策定されたものの、プロジェクト期間では、両省庁ともその後策定プロセスを自ら実施することはできていない。今後は、中期戦略計画策定の経験・知見やガイドライン等を基に、自ら中期戦略計画の策定を進めることが期待される。また、策定した中期戦略計画を基に、その内容を毎年財務省の指示を受けて策定する年次計画に可能な限り反映させる必要がある。

MEF では、第 2 章で述べた通り、フォーカルパーソンのレビュー会議への参加の調整が難しく、また比較的進捗度の高い MAFS と MLF を優先的する必要があったことから、完成には至っていない。また、森林局と環境省系の部局での CAMP/IDMP の浸透・理解度に違いがあり、連携が十分とは言えず、このことも作業の進捗に影響を与えている。

水資源・灌漑省 (MWRI) もフォーカルパーソンのレビュー会議への参加の調整が難しく、また MAFS と MLF を優先的する必要があったことから、進捗が十分でない。また策定されている第 1 稿の内容は極めて大規模であるため再検討の必要がある。更に元々の優先プロジェクトではないコンセプト・ノートが別途共有される等の動きがあったため、省として改めて確認の必要がある。

指標(1-2) 資源動員の取り組みに基づき 3 件プロジェクトが選定されている。

(指標の達成度)

ほぼ達成できた。

**【達成度の根拠】**

EU による法整備・政策策定にかかる専門家が派遣された。また FAO が実施するサブクトピバッタ対策のプロジェクトとの連携により、プロジェクト内の活動としてのサブ・プロジェクトが計画・実施された。また、MAFS や MLF が作成したコンセプト・ノートを基に、JICA の支援による新規農業案件が 2 件計画され、本プロジェクト後に実施されることとなった。

**【課題】**

指標はほぼ達成されたが、今後資源動員、特に DP 等の外部からの資源動員を活発化させるには、今後 DP とのコミュニケーションの窓口となる DP デスクが積極的に各 DP や関連機関に出向きコミュニケーションを取り、協議・調整を行う必要がある。

また、JICA 専門家チームや C/P からは各 DP に対し、案件形成プロセスへの政府の関与やコミュニケーション窓口の一本化について継続的に要請しているが、一部の政府関係者のみが情報を把握し、案件形成の調整役である計画局や DP デスクに十分に情報共有されない状況が引き続き散見される。今後も DP に対し継続的に働きかけを行うと共に、農業・生計向上セクタードナー作業部会 (ALDWG) の共同議長である JICA からも各 DP に対し同様の働きかけを行ってもらう必要がある。

指標(1-3) 中期戦略計画策定にかかるガイドラインが作成されている。

**【指標の達成度】**

ほぼ達成できた

**【達成度の根拠】**

MAFS、MLF の 2 省による中期戦略計画策定の経験に基づくものではあるが、中期戦略計画策定手順を含む「中期戦略計画策定及び資源動員ガイドライン」が策定された。

**【課題】**

ガイドラインの策定は達成された。今後はガイドラインに基づく形で「中期戦略計画」の実施やモニタリングがなされ、それに基づく「中期戦略計画」の内容や実施体制のレビューが行われる必要がある。

指標(1-4) 資源動員のための中期計画策定技能向上に資する 4 つの研修が毎年実施されている。

**【指標の達成度】**

**33%達成できた。**

**【達成度の根拠】**

本件については、研修実施のための調整に係る負荷と他の活動とのバランスを加味し、C/P と JICA 専門家の間では、年間計画策定技能の改善に資する要素も含めた形で、第 2 フェーズ期間中 6 回の外部研修を計画していた。そして、ウガンダにおいて、PWG メンバーを対象とした、資源動員にも資するマネジメント能力強化及び農業技術・知識向上に係る研修を 1 回実施した。また、CAMP/IDMP 実施各省庁の職員を対象とした、同様のマネジメント能力強化のためのオンライン研修を 1 回実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、4 回分の研修は実施できなかった（1 回分は実施直前にキャンセルとなった）。

一方、上述のコンセプト・ノートや「中期戦略計画」策定、CAMP/IDMP WG や DP デスクの設置、そのための CAMP/IDMP 実施 4 省での各種協議・調整、実施体制の確立等のプロセスを通じ、C/P や DP デスク、フォーカルパーソン、その他の各省庁の関連職員の OJT 的な能力強化はできた。また、平和構築や紛争緩和に資する情報集調査の計画策定や実施、分析等のプロセスを通じて、関係者の平和構築や紛争緩和に対する視点の醸成もできた。

**【課題】**

本プロジェクト期間中に行った外部研修は、農業技術・知識に関する学歴や経験はそれなり有するものの、政府としての事業計画や実施経験が少ない職員の、各種マネジメント能力を強化するものとして設定されたが、そのような内容の外部研修を適切に行える訓練機関が南スーダンにはほとんどなく、隣国の研修機関等に頼らざるを得ない。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が強い中では、オンライン研修のような形での研修が中心となってしまい。通信事情がよくない国、またオンライン研修に慣れていない人にとっては、直接行う研修よりも効果が薄まると考えられる。

OJT による能力強化は非常に効果が大きいものであるが、本プロジェクトのような形での活動がなされなければ、現在の政府は十分な事業予算自体が確保または執行されておらず、OJT を行う機会さえ限られてしまう。

上記達成度に関連して、プロジェクト終了後、関係者・機関に対する本プロジェクトからの提

言を以下に述べる。

#### 今後に向けての提言

##### 【コンセプト・ノート作成】

第2章で述べた通り、MEFについては、環境森林省のうち特に環境系の部局担当の次官を含むマネジメント陣にも改めてCAMP/IDMPやその活動について説明し、今後の進め方や森林局との協働について協議を進める必要がある。

MWRIについては、まずは改めて同省としての優先プロジェクトの確認を行うと共に、業務への従事が可能なフォーカルパーソンを改めて任命する必要がある。また内容については、現在のMWRIの予算規模や実施体制、DPによる支援の現実性等を考慮に入れると、大規模なものよりは、現地で入手可能な資材を有効に利用したコミュニティレベルの灌漑施設の建設や運営が妥当である。このため、MAFSの小規模灌漑関連案件のコンセプト・ノートの作成をMWRIと協働で実施する等、取り組み方法について検討する必要がある。

##### 【中期戦略計画】

MAFSとMLFは「中期戦略計画」を既に策定しているが、計画局長、DPデスク、フォーカルパーソンといった準備チームを中心として策定しているため、今後は他の部局も含む省内関係者に共有し、議論のうねより精緻化を図る必要がある。また、今回策定された「中期戦略計画」を基に、年次計画への落とし込みや予算確保、実施、モニタリングを実施し、その一連のサイクルを通じ「中期計画」策定の実施体制や内容等についてレビューを行う必要がある。

MEFとMWRIについては、上述のとおり、まずはコンセプト・ノートの策定を行い、それを踏まえ、MAFSやMLFの経験を基に策定されたガイドラインに基づき、「中期戦略計画」の策定を行う必要がある。

また、今後各省がガイドラインを用いて継続的にコンセプト・ノートや中期戦略計画の策定を行うためには、策定した中期戦略計画を最初から完全に年次計画に当てはめようとせず、各省のこれまでの年次計画策定の流れも踏まえたうえで、可能な範囲での運用を行い、徐々に定着させていくことが重要である。また、その策定プロセスは、プロジェクトでのコンセプト・ノートや中期戦略計画の策定を主導し、また省内、省外における調整・連携の窓口として定着しているDPデスクが中心となり、その業務を牽引する必要がある。

##### 【資源動員】

今後DP等の外部からの資源動員を活発化させるには、CAMP/IDMP実施省庁から主体的にDPとのコミュニケーションを取り、良好な関係性を構築していく必要がある。ただ、2020年3月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、積極的にDPの訪問等を行うことができなかった。今後は状況が安定した場合、DPデスクが中心となり、精力的に各DPや関連機関に出向きコミュニケーションを取り、情報交換や活動にかかる協議・調整等を行っていく必要がある。

また第2章で述べた通り、DPが計画・準備中のプロジェクトにかかる協議・調整等の進捗状況の詳細の把握とCAMP/IDMP実施各省庁による今後のアクションの検討に資することを目的

として策定したパイラインプロジェクトの管理リストの更新作業が滞っている。今後継続的に情報収集と管理リストの更新を行うよう DP デスクに促すと共に、リストを各省庁上層部にも共有し、DP との更なる連携・調整や資源動員の為の具体的な行動に繋がられるよう、管理リストの利用方法について DP デスクや C/P と協議する必要がある。

加えて既述の通り、DP が計画・実施するプロジェクトにかかる情報共有や連携・調整の機能が CAMP/IDMP 実施各省庁の計画局や DP デスクに集約されるよう、C/P だけでなく、JICA を通じて DP に継続的に周知する必要がある。

#### 【DP デスク】

DP デスクは、プロジェクトの C/P だけでなく、特に MAFS と MLF においては省庁内外での調整・連携の窓口としての省庁での認知度も高く、また既に様々な活動において中心的な役割を果たしている。一方で、通常の省庁の業務も多く抱え、忙殺されており、DP デスクとしての業務が十分に行えない状況も散見される。このため、今後新型コロナウイルス感染症の状況も安定してより活発な対外活動が可能となり、DP デスクの業務が増える場合は、DP デスクの増員も検討する必要があると考えられる。

また MEF と MWRI については、第 2 章で述べた通り、まずは上記でコンセプト・ノートの提言として述べた通り、省としての体制の整備や優先プロジェクトの整理を行い、今後 DP デスクが活動を進めるうえでの基盤を確保する必要がある。

#### 【CAMP and IDMP Working Group】

プロジェクト実施期間中に WG 会合が 2 回実施された。しかしながら、今後 CAMP/IDMP 実施省庁が中心となり、継続的に本会合を実施していくようになるには、引き続き本会合実施のための準備・調整にかかる支援が必要である。また会議を南スーダン政府側と DP 側の双方にとって有益で参加を促進するものとするため、アジェンダについては双方の意見を確認し、会議開催のタイミングを考慮に入れたうえで、設定するよう留意が必要である。また、会議は CAMP/IDMP 実施省庁が中心となって実施できる、費用的にも時間的にも負担になりすぎない規模の内容とすべく、引き続き内容や実施方法を検討していく必要がある。

### 4.3.2 成果 2

プロジェクト目標を達成するために重要な各成果について、その指標の達成状況と根拠、課題は以下のとおりである。

成果 2 : CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される。

指標(2-1) 年間実行計画・予算 (AWPB) 策定のためのガイドラインが作成されている。

#### 【指標の達成度】

75%達成できた。

#### 【達成度の根拠】

2016年に2月に案が策定され、2018年11月に内容と試用による検証結果が承認された AWPB

手順書を、州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの苗畑建設コンポーネント及び訓練コンポーネントに対して使用し、AWPB 手順書を再度検証した。ただし、表 2-8 に例示したように AWPB 手順書に規定された 16 のサブステップのうち、9 のサブステップの実施を検証できたが、残りの 7 サブステップについては、未検証となっている。この検証結果をもとに、「AWPB 策定・執行ガイドライン」を策定した。また、本プロジェクトの 3 番目の成果である、3 省庁に関して策定された基本法案中に AWPB 策定・執行の責務と計画局をその責任部局と規定することにより、AWPB 策定・執行ガイドラインの内容が将来法令となり AWPB による年次計画策定と執行管理が省内に定着する可能性を高めた。なお、2022 年 2 月の JCC 会議ではこの方向性が確認された。

**【課題】**

今後 AWPB の策定・執行ガイドラインにより、すべてのプロジェクトに対して AWPB が策定され、予算の執行管理がされることが望まれるが、政府独自の事業予算の配賦がほとんどない中で、AWPB による執行管理に対するインセンティブが向上する保証はない。また開発パートナーが拠出する資金や現物支給のサービスや資機材についても、政府側に開発パートナーから提供されるこれら情報を咀嚼・整理し、AWPB に落とし込むだけの能力が急速に底上げされるとも限らない状況があるため、能力強化に対する支援は今後も必要と考えられる。

指標(2-2) 資源動員活動を基に選定されたプロジェクトの AWPB が策定されている。

**【指標の達成度】**

**試みられたが未達 (33%)**

**【達成度の根拠】**

合計 3 件のプロジェクトに対し、AWPB 策定を試みたが、州苗畑サブ・プロジェクトの 1 件につき、AWPB を策定し執行管理を行った。一方、資源動員活動をもとに形成され、開発パートナーの支援が行われたプロジェクトは、EU の資金支援による畜・水産省の技術法整備、FAO と JICA の資金支援によるサブクトビバッタ対策サブ・プロジェクトの 2 件である。この 2 件については、政府側の計画局や事業担当部局に AWPB 策定に必要な財務情報、プロジェクト情報を開発パートナーから取り付けるための情報収集能力が十分でないこと、関係する政府機関や開発パートナー側の情報開示が十分でないこともあり、AWPB の策定に必要な情報の収集は試みられたが、これらプロジェクトの AWPB の策定を行うことできなかった。

**【課題】**

政府の関係部局や開発パートナー側によるプロジェクトの資金などに関する情報開示が進んでいないことと、政府側の情報収集能力に限界があることが課題である。また、政府側独自の事業予算が配賦されていない状況が何年も続いているため、情報収集し AWPB を策定し政府自身の予算執行を効率化するというインセンティブが働かない、といった基本的な課題もある。

指標(2-3) AWPB に基づき 1 件本プロジェクト内でサブ・プロジェクトが実施されている。

**【指標の達成度】**

**100%達成できた。**



### 【達成度の根拠】

本プロジェクト内では、州苗畑施設改善サブ・プロジェクト及びサバクトビバッタ対策サブ・プロジェクトの2本のサブ・プロジェクトが実施された。そのうち州苗畑施設改善サブ・プロジェクトの主要コンポーネントである苗畑建設コンポーネント及び訓練コンポーネントに対してAWPB手順書に基づき、AWPBの策定、承認、予算執行、事業評価を行った。このAWPBの適用の結果から得られた教訓が、AWPB策定・執行ガイドラインの策定に貢献した。また、サバクトビバッタ対策サブ・プロジェクトに関しては、AWPB策定は行わなかったが、本サブ・プロジェクトにおける中央政府と州政府の役割分担に関する教訓は、AWPB策定・執行ガイドラインの策定に貢献した。

### 【課題】

苗畑建設コンポーネント及び訓練コンポーネントに関し、AWPBが作成されたが、これらコンポーネントの実施のための資金の大部分はJICA支援分であり、資金の詳細情報はJICA専門家チームが持っていた。このためJICA専門家チームの情報提供と主導によりAWPBが策定された経緯がある。C/Pは策定済みのAWPBを理解し活用することはできるが、自ら予算情報を収集・調整しAWPBのフォーマットに南スーダン政府の財務規定に従い、かつ分かりやすく整理するには、まだ難がある。今後政府の職員の育成と能力強化を考えるうえで、予算策定と執行の機会を増やし、OJTで、予算策定と執行管理能力が向上できる機会を増やす必要がある。

指標(2-4) 年間計画策定技能の改善に資する4つの研修が毎年実施されている。

### 【指標の達成度】

**33%達成できた。**

### 【達成度の根拠】

本件については、研修実施のための調整に係る負荷と他の活動とのバランスを加味し、C/PとJICA専門家の間では、中期計画策定技能向上に資する要素も含めた形で、第2フェーズ期間中6回の外部研修を計画していた。そして、ウガンダにおいて、PWGメンバーを対象とした、年間計画策定にも資するマネジメント能力強化及び農業技術・知識向上に係る研修を1回実施した。また、CAMP/IDMP実施各省庁の職員を対象とした、同様のマネジメント能力強化のためのオンライン研修を1回実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、4回分の研修は実施できなかった(1回分は実施直前にキャンセルとなった)。

一方、上述の州苗畑施設改善サブ・プロジェクトやサバクトビバッタ対策サブ・プロジェクト等のプロセスを通じ、C/PやDPデスク、フォーカルパーソン、その他の各省庁の関連職員のOJT的な能力強化はできた。また、平和構築や紛争緩和に資する情報集調査の計画策定や実施、分析等のプロセスを通じて、関係者の平和構築や紛争緩和に対する視点の醸成もできた。

### 【課題】

AWPB策定・執行能力は、職場外研修(off-the-job training)の実施と合わせ、日常の仕事を通じて(OJT)具体的なプロジェクトのAWPBの策定と執行にかかわることにより、大きく向上

する。一方で現在の本プロジェクトを取り巻く南スーダン政府の予算不足の現状では、本プロジェクトのような支援がない限り、政府職員が具体的なプロジェクトの AWPB 策定に直接かわり、プロジェクトそのものを実施する機会が非常に限られてしまう。このため、職場外研修を増やしたとしても、そのような研修で得た知識やスキルを現場で活用する機会が限られ、外部研修の効果と OJT の相乗効果が得られにくくなってしまう。

上記達成度に関連して、プロジェクト終了後、関係者・機関に対する本プロジェクトからの提言を以下に述べる。

#### 今後に向けての提言

##### 【AWPB 策定と執行ガイドライン】

政府独自の事業予算の配賦がほとんどない中で、AWPB 策定・執行ガイドラインを活用したプロジェクトの効果的な管理に対するインセンティブを向上させるためには、政府が主導して積極的に開発パートナーに働きかけ、開発パートナーに支援されるプロジェクトの増加を目指し、より多くの政府職員が直接そのようなプロジェクトの形成と実施に従事できる機会を増加させる必要がある。そのため、政府側は、CAMP and IDMP Working Group の活用により政策対話を積極的に主導し、資源動員の努力を強化する必要がある。また、AWPB 策定・執行ガイドラインの活用を念頭に置き、同ワーキンググループで共有される情報を咀嚼・整理する能力を高め、現実味のあるプロジェクトの提案と実施ができるための能力強化を今後も継続する必要がある。

##### 【AWPB 策定と執行に必要な知見と技能のさらなる向上】

本プロジェクト終了時点では、他国の政府機関ではルーティン業務として行われている AWPB（実行予算）による事業管理を、作成された AWPB ガイドラインに基づき、独自に実施できる能力とスキルを会得したレベルに達していない。このため、AWPB による実行予算策定と執行管理を、CAMP/IDMP 実施省庁に定着させるためには、AWPB ガイドラインに基づき、政府部内の計画局を AWPB の導入の推進部署として定め、AWPB 策定をフォーマットに従って作成できるよう OJT 及びハンズオンで指導を継続してゆく必要がある。AWPB の策定には、政府側の情報と DP 側の情報を収集し、政府側の年次に合わせて精度高く調整する必要があるため、今後予定されている JICA 支援の食料安全保障・生計向上のための農業振興・再活性化プロジェクトと戦略的農業開発アドバイザープロジェクト 2 件については、前者については中央政府と州政府の共同所管プロジェクト、後者については中央政府所管のプロジェクトとして、政府による AWPB を用いてのプロジェクト管理をさらに試行する必要がある。加えて、より多くの資金動員のケースの試行が必要なため、担当者のスキルが向上したところで、他の DP 支援によるプロジェクトを選定し、作成と管理に関する支援を行う必要がある。

##### 【AWPB の情報の一元管理と開示】

今後設置法案に規定された AWPB 策定によるプロジェクト予算策定と執行管理の責務を円滑に果たすため、これら法案の条項を梃に、プロジェクト情報の一元的な収集と管理能力の強

化、プロジェクト情報の適正な開示を積極的に進める必要がある。法案では、計画局の AWPB 策定と執行のプロセスの推進ととりまとめの責務がうたわれている。このため、AWPB に盛り込まれた情報を計画局が一元的に管理し、省全体の予算の策定と執行の調整とモニタリングを行う体制を構築する必要がある。また、緒に就いた CAMP/IDMP ワーキンググループ会議を継続させ、政府と開発パートナー間のプロジェクトに関する情報交換を推進し、AWPB 策定と執行に必要な情報が収集できる体制を整えることが重要である。

**【AWPB に基づいたサブ・プロジェクトの実施】**

苗畑建設コンポーネント及び訓練コンポーネントに関し、AWPB が作成されたが、専門家の情報提供と主導により AWPB が策定された経緯がある。つまり、C/P 自らが予算情報を収集し、南スーダン政府の財務規定に従い、分かりやすく AWPB を作成するにはまだ難があるといえる。今後政府の職員の能力強化を考えるうえで、自らの予算策定と執行の機会を増やし、このような機会を通じて、AWPB の効果的な策定と執行に必要な能力の向上をはかる必要がある。

**【年間計画策定技能の改善】**

政府職員の能力強化には、職場外研修とともに、そのトレーニングの成果を強化向上させるための OJT の機会が十分に提供されることが必須である。このため、オフザジョブトレーニングの機会とともに、政府部内及び外部資金の動員をはかり、具体的なプロジェクト形成、プロジェクトコンセプトの設定、プロジェクト計画の策定、AWPB の策定とそれに基づいた予算執行管理の実地の経験を積める機会を増加させる資源動員の努力を継続する必要がある。

### 4.3.3 成果 3

プロジェクト目標を達成するために重要な各成果について、その指標の達成状況と根拠、課題は以下のとおりである。

成果 3 : CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する。

指標(3-1) CAMP/IDMP 実施 2 省庁にかかる設置法案が起草されている。

**【指標の達成度】**

**100%達成できた。**

**【達成度の根拠】**

当初から計画していた農業・食糧安全保障省 (MAFS) と畜・水産省 (MLF) の設置法案が起草できた。それに追加して、本来は想定していなかった水資源・灌漑省 (MWRI) の設置法案も起草できた。その中で、省ならびに各部局、大臣や副大臣、次官の役割や責任を規定した。

**【課題】**

3 省庁で設置法の起草または最終化はできたが、閣僚評議会、法務省、国会による承認プロセスには進んでいない。また、設置法そのものは、省庁の機能や責任を示す重要なものであるが、それを効果的なものにするためには、より具体的な省庁及び部局の動き方を示すものが必要と

なる。

MWRI 同様、当初は設置法案の作成は考えられていなかった環境・森林省 (MEF) も、本プロジェクトの最後になり、省全体として法案を作成することとなったが、実際の活動支援を本プロジェクト期間中ではできず、自らで起草プロセスを実施しなければならない。

指標(3-2) CAMP/IDMP 実施省庁が草案を起草した審議中の 4 つの農業分野法案が可決されている。

**【指標の達成度】**

可決には至っていないが、4 つの草案の改訂はできた。

**【達成度の根拠】**

省以降の、閣僚評議会、法務省、国会による承認プロセスをよりスムーズに行うために、過去起草された MLF の Meat Control and Slaughter Facility Bill および Regulation、Animal Production Bill、Hides, Skins, and Leather Processing Bill、Livestock Market Board Bill の内容を改訂し、省庁内での、validation meeting は終了した。ただし、プロジェクト期間の時間的制約で、その後の、次官による最終承認、そしてその後の、閣僚評議会、法務省、国会による承認プロセスは完了せず、法案の可決には至っていない。

**【課題】**

本活動においては、承認プロセスをよりスムーズに行うために、法案の中身をなるべくシンプルにしたり、大臣の推薦レターを用意するなど、様々な工夫と配慮を行い、4 つの法案を改訂・起草した。しかし、法務省と国会の承認プロセスは、法務省や国会議員の能力や知識・意欲、政治的な動向の影響も受けるため、容易に承認が得られるとは言えない状況が続いている。

指標(3-3) CAMP/IDMP 実施省庁の 2 つの農業関連法案が起草されている。

**【指標の達成度】**

50%達成できた。

**【達成度の根拠】**

MAFS の Seed and Plant Varieties Bill および Regulation が新たに起草され、外部関係者も招いた意見交換会や一部省庁内での validation meeting が終了し、あと 1 回程度の validation meeting の実施が想定されている。

ただし、関係者のマンパワー不足と関係者にとって新規法案作成のプロセスが初めてであったこともあり、まずは一つの法案の完成を優先したため、本来は 2 つの新規農業関連法案を作成予定であったが、1 つの作成のみとなった。

**【課題】**

MLF の 4 つの農業関連法案と同様、承認プロセスをよりスムーズに行うための工夫をして起草したものであるが、法務省と国会の承認プロセスは、法務省や国会議員の能力や知識・意欲、政治的な動向の影響も受けるため、容易に承認が得られるとは言えない状況が続いている。

上記達成度に関連して、プロジェクト終了後、関係者・機関に対する本プロジェクトからの提言を以下に述べる。

#### 今後に向けての提言

##### 【閣僚評議会、法務省、国会の承認プロセス】

本プロジェクトで起草した3つの設置法、5つの農業関連法は、本プロジェクト期間中に、MWRIの設置法とMAFSのSeed and Plant Varieties Billを除き、省庁内でのvalidation meetingがほぼ終了し、あとは次官の最終承認を待つのみとなっている。しかし、その後の、閣僚評議会や、法務省、国会の承認プロセスには依然として課題が多い。例えば、閣僚評議会や国会では法整備よりも他の議題が優先されることが多く、承認が進まない場合が多い。また、法務省は、旧スーダン時代のアラビア語を中心とした法整備の流れを継いでおり、英語をベースにした法整備体制の確立やそれに対応できる能力を持った職員の確保に課題を抱える。これら、3つの機関が抱える課題は、一つの農業プロジェクトで解決できることでなく、今後DPらとも連携した南スーダン全体の法整備（支援）を待つ必要がある。

そんな中で、本プロジェクトでも試行し、今後もCAMP/IDMP実施4省として工夫できることは、①将来Law/ActとなるBillは内容をあまり技術的かつ複雑にせず、技術的かつ複雑な内容はRegulationとしてまとめて、Billがまず承認されやすくなるようにすること、②法案が出される省庁の大臣の推薦レターを用意し、各プロセスで優先的に法案を扱ってもらいやすくすること。そのために、大臣への働きかけを強めること、③省庁内での法案の起草やvalidation meeting等のプロセスに、法務省職員を巻き込み、法案への理解を促進すること、である。ただし、③については、法務省職員も多忙であるため、特別な報酬等が支給できないと巻き込みが難しいことが判明した。特別な報酬がなくても法務省職員が関与できるようなやり方の検討が必要である。

##### 【警察その他の外部機関を絡めた、今後のこれら法案の施行・執行体制の確立】

農業関連法案については、Law/Actレベルであれ、Regulationレベルであれ、法案として承認がなされた場合、その中で規定された内容が、人々によって遵守される必要がある。そのため、その内容が遵守されない場合を想定し、通報、調査、証拠の入手、罰則の設定と実行、等、法案の実際の施行・執行体制を整えておく必要がある。そしてその場合は、CAMP/IDMP実施4省のみならず、法務省や警察、関税局、その他の機関を巻き込みや連携が求められる。まず優先すべきは法そのものの起草・承認であるが、それらを本当に機能させるためには、これらの施行・執行体制の在り方も、今後Ministerial Order等で規定していくことが求められる。

##### 【他の農業関連法案の起草】

本プロジェクトで扱った農業関連法案以外にも、数多くの整備が必要とされている農業関連法案がある。本プロジェクト同時期に、EUが支援するプロジェクトにおいて、MLFに関連するRange Management and Grass Fires BillやFisheries and Aquaculture Billの整備が進められている。また、アフリカ連合(African Union: AU)支援によるプロジェクトでも、MLF関連の、Animal Disease and Pest Control Bill、Veterinary Surgeon and Para Veterinarian Bill、Veterinary Medicine、

Biologicals and Chemicals Bill、Cattle Cleaning Bill、Animal Health Bill、Veterinary Council Bill の整備が進められている。

しかし、他にも、MAFS 関連の、Agricultural Chemical Control、Plant Protection and Quarantine、Agricultural Regulatory Inspection Services、Agriculture Mechanization、Soil Health and Conservation、Agricultural Bank of South Sudan の整備ニーズがある。また、MLF 関連でも Fertilizer and Animal Food Stuffs of Animal Origins、Rustling and livestock Theft、Veterinary Medicines、Biologicals and Chemical の整備ニーズがある。また、既述の通り、Law/Act レベルの法案だけでなく、Regulation や Ministerial Order レベルの法整備も必要となる。さらに、扱う分野が似ている法については、それぞれの内容の整合性の確認や調整も必要となる。

以上を考えると、農業関連法案の整備ニーズは莫大なものがあり、その分、それらが全て整理され、法案の施行・執行体制の確立までなされるには、かなり長期の時間がかかる。そのため、農業分野の法整備支援は、一つの DP やプロジェクトが扱うだけでは不十分であり、今回、本プロジェクトと同時に、EU や AU が関わったように、多くの DP が連携して法整備支援を進める必要がある。

## 5. DAC 評価 6 基準による評価と教訓

### 5.1 DAC 評価 6 基準による評価

本プロジェクトでは、外部による終了時評価は行われなかった。その代わりに、JICA プロジェクトチームならびに C/P 間での合同評価の結果を以下に記す。

#### 5.1.1 妥当性

プロジェクトの妥当性は以下の理由から高いと判断される。

##### (1) 南スーダンの開発政策ならびに農業セクター政策との整合性

国家開発計画の一つである「Vision2040」は、農業を石油代替産業、経済多角化・活性化の促進手段として位置づけ、食糧安全保障を達成するため、政府が農業開発を主導的に推進する必要性を述べている。また、「国家開発戦略 (NDS) (2018-2020)」においても、農業分野は、食料安全保障と生計の向上及び経済の活性化を目指す経済クラスターに属し、CAMPで示された「復興と再建」と「食料・栄養の安全保障」を推進する事業を優先することが掲げられている。また、生産、研究、協働組合・農村開発、土地へのアクセス、水資源・灌漑、農業資材、種子増殖、植物防疫、機械化、市場・バリューチェーン開発及び金融、食糧・栄養安全保障、森林開発・管理、社会経済変容における農林業の役割、持続可能な農業、気候変動、ジェンダー主流化、調整・M&E 等を含む包括的な開発政策として「農業セクター政策枠組 (ASPF) (2012-2017)」がある。JICAが支援した「包括的農業開発マスタープラン」ならびに「灌漑開発マスタープラン」においても、計画立案及び実施、M&E等、関係機関の事業実施能力の強化や、資源動員や法整備の重要性が述べられている。

これらに従い、本プロジェクトは、上位目標「農業生産性向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力が強化される」、プロジェクト目標「CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される」と、その目標を達成するために産出されるべき3つの成果から構成されている。つまり、本プロジェクトの骨組み自体が南スーダンの上位政策並びに農業セクターの開発方針と合致している。また本プロジェクトの実施にあたっては、南スーダンの農業開発に貢献すべく、政府の CAMP/IDMP 実施能力の強化に対する支援を一貫して行い、成果を出した。これら成果は農業セクターの振興を促進するための資源動員やプロジェクト実施能力強化に資するものであり、プロジェクト実施の結果についても、開発ならびに農業セクター政策との整合性が確保された。

##### (2) 政府の能力強化に資するターゲット職員を選定と訓練ニーズの把握

本プロジェクトの下での能力強化のターゲット職員は、本プロジェクトに特化した形で設置され、CAMP/IDMP 実施 4 省庁の職員で構成されるプロジェクトワーキンググループ (PWG) のメンバーと、計画局の中にラインのポジションとして設置された開発パートナーデスク (DP デスク) のメンバーであった。これら合計約 20 名強のメンバーは、CAMP/IDMP 実施 4 省庁のフォーカルポイントとして、省内の計画策定の調整、省間の情報交換、プロジェクト形成・実施における開発パートナーとの窓口、資源動員の斡旋機能など、CAMP/IDMP 実施のための重要な機能を担った。このため政府の能力強化に資するターゲット職員として、適切な選択であった。また、本プ

プロジェクトの第1フェーズ（準備フェーズ）で、これらメンバーに対して実施した訓練ニーズ調査の結果に基づき、訓練を企画・実施している。このため、スタッフの訓練ニーズに対応した形で訓練も実施されたといえる。

### 5.1.2 整合性

プロジェクトの整合性は以下の理由から高いと判断される。

#### (1) JICAの援助方針との整合性

南スーダンにおけるJICAの援助の重点分野は、(1) 新国家建設支援（インフラ整備・ガバナンス能力強化）、(2) 基礎生活向上支援（BHN）、(3) 食料安全保障支援である。本プロジェクトでは、食料安全保障支援として、農業セクターの振興のための政府の資金動員、中期・年次計画策定、プロジェクト形成・実施の能力の向上に対する支援を行った。また、透明性の高い中期計画策定手順と年次実行予算策定・執行手順の策定、政府と開発パートナーの政策対話と援助調整プラットフォームの再活性化、及び関連する省の設置法案と技術法案の策定に対する支援など、ガバナンス能力強化分野の支援も実施した。このため日本・JICAの援助方針との整合性が高い。

#### (2) 先行案件との整合性

本プロジェクト前に、JICAは「南スーダン国包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」(2012-2017)ならびに、「南スーダン国灌漑開発マスタープラン作成支援プロジェクト」(2012-2014)を実施した。これらのプロジェクトにおいて、2040年までを視野に入れた、長期の開発計画が作成されたが、その後は、中・短期の開発戦略の策定と実施、それを実現化するための資源動員の展開や法整備、さらにはこのような全体的な活動を推進するための実施体制の整備が必要となっていた。本プロジェクトでは、透明性の高い中期計画策定手順と年次実行予算策定・執行手順の策定、政府と開発パートナーの政策対話と援助調整プラットフォームの再活性化、及び関連する省の設置法案と技術法案の策定に対する支援など、ガバナンス能力強化分野の支援も実施した。このため、過去実施された案件との整合性も高い。

#### (3) 日本側の知見の有効性

本プロジェクトでは、CAMP/IDMP実施4省が主導し、開発パートナーなどとの政策対話、援助調整、及び情報交換のプラットフォームとしてCAMP/IDMPワーキンググループが再活性化された。この過程では、JICA側が蓄積してきた、開発パートナーとの援助調整に関するネットワークおよび知見が重要な役割を果たし、再活性化の実現には、このようなJICAの知見が不可欠であった。また、先行したCAMPとIDMP策定支援のプロジェクトで専門家チームのマスタープランに対する政府のオーナーシップ醸成の実績、加えて専門家チームが構築したCAMP/IDMP実施官庁の人的ネットワークと信頼関係は、本プロジェクト実施において有効であった。

### 5.1.3 有効性

プロジェクトの有効性は以下の理由から比較的高いと判断される。



本プロジェクトの目標は「CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される」となっており、関連した活動の結果、「成果 1：CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される」、「成果 2：CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される」、及び「成果 3：CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する」をある程度達成した。特に制約要因の多い中、PWG や DP デスクを中心に、CAMP/IDMP 実施省が主導して、法的枠組みの改善、中期計画のベースとなるコンセプト・ノート作成、サブ・プロジェクトの実施、JICA 支援による新規プロジェクトの形成等を行った。一方でこれら活動の実施では、技術やノウハウのギャップはまだあり、また政府側の財政面での制約が大きく、活動の成果を出すには専門家チームの支援が不可欠であった。このことから、プロジェクト活動の関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力の強化に対する有効性は、十分ではなかったが比較的高かったと評価できる。

#### 5.1.4 インパクト

上位目標へのインパクトは以下の理由から発現の可能性が大きい。

本プロジェクトの上位目標は「農業生産性向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力が強化される」となっており、プロジェクトの活動の結果得られた 3 つの成果による実施枠組みや法的枠組みの改善は、中・長期的に行政サービス提供能力強化の観点から大きなインパクトをもたらす可能性がある。一方、本プロジェクトの終了後の成果の発展には、議会承認などの含めた法制化・制度化、タスクのルーティン化などの努力の継続が必要である。そのため、これら努力の継続を保証する政府の財政面な裏付けが特に必要となってくる。政府予算の確保は今後も課題として残る可能性が高く、この観点も踏まえ、達成された成果の上位目標へのインパクトについては、このような課題の改善を前提に、今後発現の可能性があったとした。

外部要因に関しては、南スーダンでの不確定要素が大きいいため、評価に際して考慮しない。

#### 5.1.5 効率性

プロジェクトの効率性は以下の理由から中庸と判断される。

本プロジェクトは、プロジェクトが効率的に運営されるよう、第 1 フェーズ（準備フェーズ）と第 2 フェーズ（本格フェーズ）の 2 フェーズ方式により実施された。一方で、2017 年から 2018 年に行われた準備フェーズは治安上の制約により、ウガンダをベースに専門家チームの技術支援が行われた。また、2019 年から 2022 年まで実施された本格フェーズでは、当初専門家チームは南スーダンの現地で技術支援を行ったが、2021 年 3 月から 2022 年の 8 月までの約 1 年半の期間については、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本をベースにした遠隔の技術支援を行うこととなった。遠隔支援では、プロジェクトの効率性が落ちないように、遠隔でも可能な活動に注力するなど、活動内容を工夫したが、プロジェクトの効率性の低下は否めないところとなった。このように支援期間の約半分が専門家チームの遠隔支援となったこと、また全期間を通じて政府側の財政面での制約があったことから、プロジェクトの効率性は中庸と評価できる。

## 5.1.6 持続性

プロジェクトの成果の持続性は以下の理由から比較的高いと判断される。

### (1) 政策面

2011年の独立後、2013年と2016年の軍事衝突により大量の難民や国内避難民が発生した。その後2020年2月に暫定統一政府が発足し、政情は徐々に落ち着きつつある。このため、南スーダン政府と開発パートナー関心も人道支援から徐々に開発にシフトしてゆくと考えられ、農業セクター開発政策の重要性は今後ますます高まり、より強化される傾向となっている。このように、政策が農業セクターの開発へ移行する中で、本プロジェクトの成果として、コンセプト・ノートの整備や「中期戦略計画」の策定、AWPBの試行、DPデスクやCAMP and IDMP Working Groupという資源動員推進のための体制整備、法整備等を推進し、CAMP/IDMPの実施能力を一定程度向上できたことは、今後の農業関連政策や関連した活動を進めるのに有益である。

### (2) 組織面

本プロジェクトの組織強化の成果として、PWGの設置、DPデスクの任命を通じた計画局の機能強化、3省の設置法案の策定、その他の技術法案の改訂、策定された4つのガイドライン、CAMP/IDMPワーキンググループの設置などによる政策対話、中期計画策定、予算策定、援助協調の枠組みの再活性化などがあげられる。これらの組織面の強化のプロジェクト終了後の持続性はPWG除き、高いと評価できる。PWGは本プロジェクトにおいて、CAMP/IDMP実施4省を横断的に支援するために設定された組織であり、プロジェクト終了後解消される可能性がある。この場合でも、PWGの4省横断的なアプローチ・情報共有機能は、CAMP/IDMP実施調整タスクチーム（ICTT）に引き継がれ、これら機能の持続性は確保されると考えられる。以上の組織面の強化に関する活動がある程度活発にできた理由として、政府の財政面の制約を、コストが比較的高くないこれらの活動に注力することにより、ある程度回避できたと考えられる。このため、引き続き財政面の制約が解消されないという想定の下であっても、ある程度の組織面の成果の持続性は確保されると想定できる。

一方、組織強化には、設置法を中心に法的整備も重要である。しかし、法務省の能力の制約など、外部要因を考慮すると、3省の設置法案の議会による承認に至るまでには、まだ時間を要することが想定できる。

### (3) 財政面

政府側が提供しているPWGやDPデスクの人的資源については、資金的、技術的、あるいは外的な制約を克服するために自ら工夫し、意欲的な活動を維持するために日々努力し、これら人的資源の生産性が向上してきていることは、評価できる。一方で、CAMP/IDMP実施省としての本プロジェクトへの財政面での寄与については全プロジェクト期間を通じて大きな課題であり、プロジェクトの運営予算に対する寄与はほとんど実現できていない上に、職員への給与の遅配等も常態化している。現在の政府全体の状況を考えると、今後の財政状況が急速に改善する見込みは低く、今後の財政面での持続性については、引き続き大きな課題として残る可能性が高い。そのため、今後のプロジェクトの成果の維持発展のための予算措置の働きかけを、政府上層部に対し

て継続していくことが強く望まれる。

#### (4) 技術面

現状分析や政策分析に基づく本プロジェクトのコンセプト策定、中長期計画との整合性の確保、各成果及び活動コンポーネントの設計、平和構築や紛争緩和の観点の導入、コスト見積もり、実施組織体制の設計、法律の草案の作成、建設事業の管理、さらに開発パートナーとの調整や協業などに関し、C/Pは一定程度の訓練と実務を体験し、経験とノウハウがC/Pに蓄積された。まだこれらの技術面では多くの向上の余地が認められるが、本プロジェクトの終了後より多くのプロジェクトの形成、開発パートナーとの対応、資源動員、実施、モニタリングに関わることにより、技術面の向上が期待できる。一方、政府側の財政面の制約が、これら技術面の向上を減速させてしまう可能性もあり、当面は外部資金の動員と確保により、財務面の制約を低減させる努力が必要である。

## 5.2 教訓

本プロジェクトの実施により得られた教訓は以下の通り。

### 教訓1：長期的視野に立った段階的かつ包括的プロジェクトの重要性

本プロジェクトは、JICA支援による「南スーダン国包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」(2012-2017)ならびに、「南スーダン国灌漑開発マスタープラン作成支援プロジェクト」(2012-2014)の後継案件である。これら先行案件は、大規模な現状調査を行いつつ、約110の投資計画を含む開発計画そのものを作成するのが主な目的であった。そのため、その後は、開発計画を実現していくための活動が求められ、「南スーダン国包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」では、2015年からは延長フェーズとして、開発計画で示した事業実施体制の検証が行われた。その期間中、資源動員の在り方の検討や、小規模なパイロット事業の実施を踏まえた年次実行予算策定・執行手順の検証、法整備支援の重要性の確認、これらを踏まえたC/P関係者の事業実施能力の検証が行われた。本プロジェクトは、これらの流れ・経験を踏まえて、実施されたものであり、今後は、州政府を含めた形で、農民を相手に、園芸作物栽培や養鶏、養殖等の生産活動を行う「食料安全保障・生計向上のための農業振興・再活性化プロジェクト」等も行なわれる予定である。このように、中央政府から州政府へ、また、政策そのものの立案からOJTを重要視した政府関係者の事業実施能力強化、さらには農民相手のフィールドレベルの事業実施と、C/Pや裨益対象者、活動内容を、段階的に変えながら、JICAによる農業関連プロジェクトが、2012年から今後は2026年の約15年にわたって行われることになる。また、一連のプロジェクトは、作物栽培、畜産、水産、林業、灌漑分野を扱う4省庁をC/Pとし、各分野に絡んだ事業の計画立案・実施・M&Eのみならず、資源動員や事業実施の基となる設置法や技術法等の法整備も含んだ、包括的な農業開発を行うものである。

このように、開発パートナー支援による、長期的視野にたった、段階的かつ包括的な農業プロジェクトは、政府の財政面での深刻さが続き、そのため、政府独自の事業実施機会も限られ、政府関係者の経験や能力にも影響を与えている南スーダンにおいて重要であり、今後も地道な事業実施の成功体験を積み上げて、政府関係者個々人のみならず、組織としての能力強化を行ってい

く必要がある。

#### 教訓 2 : C/P のモチベーション維持の重要性

既述の通り、南スーダンのような国においては特に、C/P は非常に過酷な環境下で、業務並びに生活をしている。このような C/P のおかれた環境やその影響をよく理解した上で、C/P が本プロジェクトのような活動に、より負荷なく、また意欲を持って取り組めるような体制づくりを考えることが重要である。職務環境の整備や、新たな知識・技術を得るための外部研修はその一例である。

#### 教訓 3 : C/P、JICA 専門家チーム、JICA 専門家チーム雇用のナショナルスタッフ、JICA 在外事務所間のコミュニケーションの重要性

本プロジェクトでは、遠隔であっても、基本週 1 回、C/P、JICA 専門家チーム、JICA 専門家チーム雇用のナショナルスタッフ、JICA 南スーダン事務所間で、進捗確認等の会議を行ってきた。また、本プロジェクトで行う各活動については、PWG や DP デスクを含めた準備グループが設定され、グループごとに打ち合わせ等が行われた。さらに、JICA 専門家チームが南スーダンに長期滞在できないため、専門家との密なやりとりのもと、ナショナルスタッフが、C/P らと積極的なコミュニケーションを行った。JICA 専門家チームと JICA 南スーダン事務所も、特に、他の開発パートナーが絡んだ外部の資源動員を促進する際に密に連携し、CAMP and IDMP Working Group の設立や会議の開催、EU による法整備支援プロジェクトの案件形成や、FAO と連携した本プロジェクトのサブクトビバッタ対策サブ・プロジェクトの形成・実施等において効果を発揮した。

元々、この 4 者は 2012 年の先行案件から連携をしてきており、このような連携期間の長さも当然影響しているが、関係者間のコミュニケーションの維持・強化を意識した動きを行うことも大切である。

## 添付資料

添付資料 1 : Project Design Matrix (PDM)

添付資料 2 : 業務フローチャート

添付資料 3 : 専門家派遣実績

添付資料 4 : カウンターパートリスト

添付資料 5 : サブ・プロジェクト事業実績

添付資料 6 : 資機材調達実績

添付資料 1: プロジェクト・デザイン・マトリクス Ver.0

案件名: CAMP/IDMP実施能力強化プロジェクト  
 本事業の実施機関: 南スーダン政府関係省庁: 農業・食料安全保障省、畜水産省、環境・森林省、水資源・灌漑省。  
 本事業の受益者: 実施機関4省政府職員及びその他政府機関職員  
 プロジェクトサイト: ジュバ  
 事業実施期間: 5年 (2017年~2022年)

協力概要	指標	指標の入手手段	外部条件
上位目標: 事業対象地域における食料と栄養の安全保障の状況が改善される			
プロジェクト目標: 農業生産向上のための関係省庁の事業実施能力が強化される			

協力概要	指標	指標の入手手段	外部条件
成果: 1. CAMP/IDMP の実施に必要な調整・資源動員能力が強化される			プロジェクトのカウンターパートが同様又は関連する職位で業務を続ける。
2. CAMP/IDMP に関する事業実施環境が整備される			
3. CAMP/IDMP 実施省庁の年次事業実施能力が強化される			

<p><b>活動:</b>  <b>活動-0 (準備フェーズに完了 ; JCC において承認された活動 0 の成果)</b>  <b>【現状把握】</b>            0-1. 関係省庁の現状にかかるベースライン調査を実施する。            - 関係省庁各部署の役割と責任の範囲を特定する。            - 現在の組織運営にかかる能力(特に、プロジェクトの発掘、資源動員、計画及び予算策定、プロジェクト実施計画の策定、プロジェクト実施及び予算実行、モニタリング・評価)を把握する。  <b>【計画策定】</b>            0-2. ベースライン調査と協議結果に基づき、能力開発計画策定のために、関係省庁の能力と能力開発ニーズのギャップを特定する。            0-3. ベースライン調査と協議の結果、PDM と PO を改訂する。  <b>活動 1</b>  <b>【関係省庁内・間の調整・資源動員メカニズム強化】</b>            1-1. ICTT 及び各関係部局代表者で、CAMP/IDMP の実施省庁となる 4 省庁内・間の調整機能、主要メンバー構成、従事者の役割等、関係省庁内・間の資源動員メカニズムとプロセスを決める            1-2. 資源動員メカニズムで示されたプロセスに沿った活動を関係者・機関が行う            1-3. その在り方を適宜改善する  <b>【開発パートナー等との援助調整・資源動員メカニズム強化】</b>            1-4. 開発パートナー等との協議のもと、開発パートナー等との調整機能、主要メンバー構成、従事者の役割分担等、外部機関・関係者との資源動員メカニズムとプロセスを決める            1-5. 資源動員メカニズムにのっとり、活動を行う            1-6. その在り方を適宜改善する  <b>活動 2</b>  <b>【CAMP/IDMP に基づく中期戦略計画の策定とその進捗管理】</b>            2-1. 関係省庁が中心となり、協議検討する CAMP/IDMP に基づく「中期戦略計画」並びにそれを構成する「年次計画」「年次活動計画・予算 (Annual Work Plan and Budget: AWPB)」にかかる策定方法、モニタリング指標・手法を検討し、決定する            2-2. CAMP/IDMP に基づく「中期戦略計画」を策定する            2-3. 「年次計画」の進捗を加味しつつ、同中期戦略計画のモニタリングを行う</p>	<p><b>投入:</b>            (1) <u>南スーダン側:</u>            (a) CAMP/IDMP 実施調整タスクチーム及び関係省庁からのカウンターパートの配置及び案件実施にかかるサービスの提供            (b) プロジェクト事務所の設置(基本的な設備を含む)            (c) JICA より供与される設備以外にかかる現地経費の提供            (2) <u>日本側:</u>            (a) 専門家派遣            総括、副総括、業務調整、その他プロジェクト活動に必要な分野の専門家(行財政管理、援助調整、事業モニタリング・評価、平和構築/紛争緩和、法整備支援、農業/畜産開発、苗畑施設施工管理、苗畑施設管理運営)            (b) 本邦研修及び第三国研修の実施(必要に応じた実施)            (c) プロジェクト活動に必要な機材及び設備</p>	<p>1) 経済・財政状況が現在より悪化しない。            2) 和平合意の進展が崩壊しない。  <b>前提条件:</b>            1) 南スーダンの治安状況が回復し安定する。            2) 和平プロセスが進展し、悪化しない。</p>
---	---	---

<p>2-4. 定期的に開発パートナー等、ステークホルダーとも共有する 【戦略・マニュアル・ガイドラン等の整備】</p> <p>2-5. 活動やパイロット事業の実施から得られた教訓をもとに、農業セクターに関する行政サービス提供に役立つ戦略、マニュアル、ガイドライン等が開発、整備される</p> <p>活動 3 【「中期戦略計画」に基づく「年次計画」並びに個別事業の「AWPB」の策定】</p> <p>3-1. 決められたプロセス（活動 2-1 で決定）に従い、活動 2-2 で策定した「中期戦略計画」に基づき、該当年の「年次計画」を策定する</p> <p>3-2. 各省で年次サイクルを実施する：各年次の「年次計画」のレビュー、評価を行い、翌年次並びに「中期戦略計画」に反映する</p> <p>3-3. 関係省庁は、必要とあれば州政府と協力し、該当年の「AWPB」を策定する。ここには本プロジェクト内で実施するパイロット事業も含まれる</p> <p>【事業の実施・モニタリング】</p> <p>3-4. 「AWPB」やその他の事業管理ツールを用いて事業実施、モニタリングを行う</p> <p>3-5. 事業実施・モニタリングの上での情報や報告書の管理を行う</p> <p>3-6. パイロット事業を中央・州政府ら関係者共同で実施し、モニタリングを行う</p>		
---	--	--

添付資料 1: プロジェクト・デザイン・マトリクス Ver.1

案件名: CAMP/IDMP実施能力強化プロジェクト  
 本事業の実施機関: 南スーダン政府関係省庁: 農業・食料安全保障省、畜水産省、環境・森林省、水資源・灌漑省。  
 本事業の受益者: 実施機関4省政府職員及びその他政府機関職員  
 プロジェクトサイト: ジュバ  
 事業実施期間: 4年4ヵ月 (2017年9月～2021年12月)

協力概要	指標	指標の入手手段	外部条件
上位目標: 農業生産性向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力が強化される。	(1) 設置法案により CAMP/IDMP 実施機関の役割と責任が規程される。 (2) 設置法案に基づき、CAMP/IDMP 実施機関の職員の通常業務として、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価が実施される。	政府活動報告書	
プロジェクト目標: CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される。	(1) CAMP/IDMP 実施省庁の設置法案の中で、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価を行なうための、開発パートナーとのコミュニケーション、その他関係機関内・外での情報共有やコンサルテーション、意思決定の手順が規程される。 (2) 設置法案が CAMP/IDMP 実施省庁の職員に理解され、選択したプロジェクトの形成と実施に活用される。	プロジェクト報告書	

協力概要	指標	指標の入手手段	外部条件
成果: 1. CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される。	1-1. CAMP/IDMP 実施省庁において CAMP/IDMP 実施のための中期戦略計画が策定されている。 1-2. 資源動員の取り組みに基づき 3 件プロジェクトが選定されている。 1-3. 中期戦略計画策定にかかるガイドラインが作成されている。 1-4. 資金動員のための中期計画策定技能向上に資する 4 つの研修が毎年実施されている。	プロジェクト報告書	プロジェクトのカウンターパートが同様又は関連する職位で業務を続ける。
2. CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される	2-1. 年間実行計画・予算(AWPB)策定のためのガイドラインが作成されている。 2-2. 資源動員活動を基に選定されたプロジェクトの AWPB が策定されている。 2-3. AWPB に基づき 1 件本プロジェクト内でサブ・プロジェクトが実施されている。 2-4. 年間計画策定技能の改善に資する 4 つの研修が毎年実施されている。	プロジェクト報告書	
3. CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する。	3-1. CAMP/IDMP 実施 2 省庁にかかる設置法案が起草されている。 3-2. CAMP/IDMP 実施省庁が草案を起草した審議中の 4 つの農業分野法案が可決されている。 3-3. CAMP/IDMP 実施省庁の 2 つの農業関連法案が起草されている。	プロジェクト報告書	

活動: 活動-0 (準備フェーズに完了 ; JCC において承認された活動 0 の成果) 【現状把握】 0-1. 関係省庁の現状にかかるベースライン調査を実施する。 - 関係省庁各部署の役割と責任の範囲を特定する。 - 現在の組織運営にかかる能力(特に、プロジェクトの発掘、資源動員、計画及び予算策定、プロジェクト実施計画の策定、プロジェクト実施及び予算実行、モニタリング・評価)を把握する。 【計画策定】 0-2. ベースライン調査と協議結果に基づき、能力開発計画策定のために、関係省庁の能力と能力開発ニーズのギャップを特定する。 0-3. ベースライン調査と協議の結果、PDM と PO を改訂する。 活動 1 【CAMP/IDMP 枠組みに基づく中期戦略計画策定】 1-1. CAMP/IDMP 実施省庁の中期戦略計画の策定・実施・モニタリング・	投入: (1) 南スーダン側: (a) CAMP/IDMP 実施調整タスクチーム及び関係省庁からのカウンターパートの配置及び案件実施にかかるサービスの提供 (b) プロジェクト事務所の設置(基本的な設備を含む) (c) JICA より供与される設備以外にかかる現地経費の提供 (2) 日本側: (a) 専門家派遣 総括、副総括、業務調整、その他プロジェクト活動に必要な分野の専門家(行財政管理、援助調整、事業モニタリング・評価、平和構築/紛争緩和、法整備支援、農業/畜産開発、苗	1) 経済・財政状況が現在より悪化しない。 2) 和平合意の進展が崩壊しない。 前提条件: 1) 南スーダンの治安状況が回復し安定する。 2) 和平プロセスが進展し、悪化しない。
---	--	---



<p>評価のプロセスと手法が関係省庁により検討される。</p> <p>1-2. CAMP/IDMP 実施のための中期戦略計画が CAMP/IDMP 実施省庁において策定される。</p> <p>1-3. 中期戦略計画のモニタリング・評価が実施され、定期的に結果が関係者と共有される。</p> <p>1-4. CAMP/IDMP 実施省庁のための中期戦略計画の策定・実施・モニタリング・評価のプロセスと手法がプロジェクト活動レビューに基づき改善され、中期戦略計画策定及び資源動員活動にかかるガイドラインの改訂案に反映される。</p> <p>1-5. 政府職員の中期計画策定能力向上のための研修が南スーダン及び近隣国において実施される。</p> <p><b>【関係省庁内及び開発パートナーとの調整・資源動員メカニズム強化】</b></p> <p>1-6. 政府機関内の調整・資源動員メカニズムが CAMP/IDMP 実施省庁の主要部局間の協議を通じ強化される。</p> <p>1-7. 政府と開発パートナー間の援助調整と資源動員メカニズムが関係者間の協議を通じて強化される。</p> <p>1-8. 関係省庁内及び開発パートナーとの調整・資源動員メカニズムが既定のメカニズムと手順に基づき実施される。</p> <p>1-9. 関係省庁内及び開発パートナーとの援助協調と資源動員メカニズムがプロジェクト活動レビューに基づき改善され、文書化される。</p> <p>活動 2</p> <p><b>【中期戦略計画と各プロジェクトの AWPB に基づく年間計画準備・実施・監理】</b></p> <p>2-1. 年間予算及び AWPB の策定・実施・モニタリング・評価に必要な手順と方法が協議され関係省庁で決定される。</p> <p>2-2. 本プロジェクト内のサブ・プロジェクトを含む各プロジェクトの AWPB が CAMP/IDMP 実施省庁の中期戦略計画に基づき策定される。</p> <p>2-3. 本プロジェクト内のサブ・プロジェクトが中央省庁機関との連携で実施・モニタリングされ、進捗状況が関係者と共有される。</p> <p>2-4. 翌年実施するプロジェクトの AWPB が中央省庁との連携により関係省庁により策定される。</p> <p>2-5. 年間計画と AWPB の策定・実施・モニタリング・評価に必要な手順と方法がレビュー結果に基づき改善され、文書化される。</p> <p>2-6. 政府職員の間年計画策定能力向上のための研修が南スーダン及び近隣国において実施される。</p> <p>活動 3</p> <p><b>【設置法の策定】</b></p> <p>3-1. CAMP/IDMP 実施 2 省庁の設置法案の起草に必要な手順と方法が関係省庁により議論、検討される。</p> <p>3-2. CAMP/IDMP 実施 2 省庁の設置法案が起草される。</p> <p><b>【審議中の農業分野法案の可決ならびに新規農業分野法案の策定】</b></p> <p>3-3. CAMP/IDMP 実施省庁により起草された審議中の農業分野法案の可決プロセスを支援する方法が計画、実施される。</p> <p>3-4. CAMP/IDMP 実施省庁により新しい農業法案が起草される。</p>	<p>畑施設施工管理、苗畑施設管理運営)</p> <p>(b) 本邦研修及び第三国研修の実施(必要に応じたの実施)</p> <p>(c) プロジェクト活動に必要な機材及び設備</p>	
---	---	--

添付資料 1: プロジェクト・デザイン・マトリクス Ver.2

案件名: CAMP/IDMP実施能力強化プロジェクト  
 本事業の実施機関: 南スーダン政府関係省庁: 農業・食料安全保障省、畜水産省、環境・森林省、水資源・灌漑省。  
 本事業の受益者: 実施機関4省政府職員及びその他政府機関職員  
 プロジェクトサイト: ジュバ  
 事業実施期間: 4年7ヵ月 (2017年9月～2022年3月)

協力概要	指標	指標の入手手段	外部条件
上位目標: 農業生産性向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力が強化される。	(1) 設置法案により CAMP/IDMP 実施機関の役割と責任が規程される。 (2) 設置法案に基づき、CAMP/IDMP 実施機関の職員の通常業務として、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価が実施される。	政府活動報告書	
プロジェクト目標: CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される。	(1) CAMP/IDMP 実施省庁の設置法案の中で、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価を行なうための、開発パートナーとのコミュニケーション、その他関係機関内・外での情報共有やコンサルテーション、意思決定の手順が規程される。 (2) 設置法案が CAMP/IDMP 実施省庁の職員に理解され、選択したプロジェクトの形成と実施に活用される。	プロジェクト報告書	

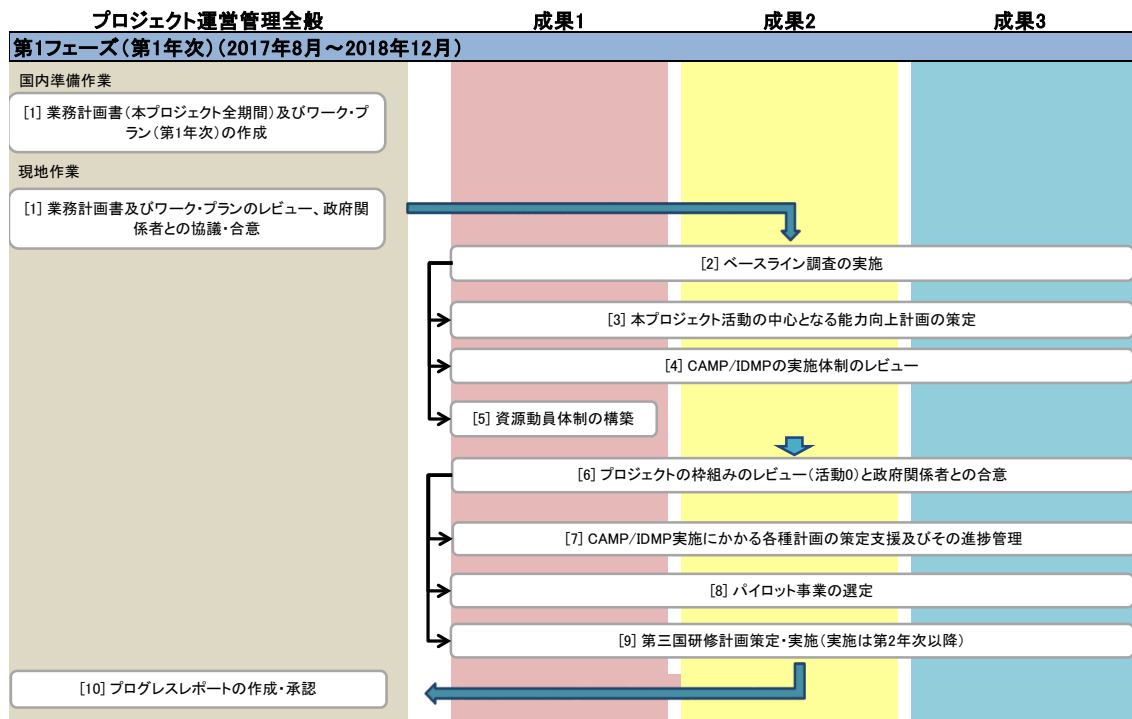
協力概要	指標	指標の入手手段	外部条件
成果: 1. CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される。	1-1. CAMP/IDMP 実施省庁において CAMP/IDMP 実施のための中期戦略計画が策定されている。 1-2. 資源動員の取り組みに基づき 3 件プロジェクトが選定されている。 1-3. 中期戦略計画策定にかかるガイドラインが作成されている。 1-4. 資金動員のための中期計画策定技能向上に資する 4 つの研修が毎年実施されている。	プロジェクト報告書	プロジェクトのカウンターパートが同様又は関連する職位で業務を続ける。
2. CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される	2-1. 年間実行計画・予算(AWPB)策定のためのガイドラインが作成されている。 2-2. 資源動員活動を基に選定されたプロジェクトの AWPB が策定されている。 2-3. AWPB に基づき 1 件本プロジェクト内でサブ・プロジェクトが実施されている。 2-4. 年間計画策定技能の改善に資する 4 つの研修が毎年実施されている。	プロジェクト報告書	
3. CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する。	3-1. CAMP/IDMP 実施 2 省庁にかかる設置法案が起草されている。 3-2. CAMP/IDMP 実施省庁が草案を起草した審議中の 4 つの農業分野法案が可決されている。 3-3. CAMP/IDMP 実施省庁の 2 つの農業関連法案が起草されている。	プロジェクト報告書	

活動: 活動-0 (準備フェーズに完了 ; JCC において承認された活動 0 の成果) 【現状把握】 0-1. 関係省庁の現状にかかるベースライン調査を実施する。 - 関係省庁各部署の役割と責任の範囲を特定する。 - 現在の組織運営にかかる能力(特に、プロジェクトの発掘、資源動員、計画及び予算策定、プロジェクト実施計画の策定、プロジェクト実施及び予算実行、モニタリング・評価)を把握する。 【計画策定】 0-2. ベースライン調査と協議結果に基づき、能力開発計画策定のために、関係省庁の能力と能力開発ニーズのギャップを特定する。 0-3. ベースライン調査と協議の結果、PDM と PO を改訂する。 活動 1 【CAMP/IDMP 枠組みに基づく中期戦略計画策定】 1-1. CAMP/IDMP 実施省庁の中期戦略計画の策定・実施・モニタリング・	投入: (1) 南スーダン側: (a) CAMP/IDMP 実施調整タスクチーム及び関係省庁からのカウンターパートの配置及び案件実施にかかるサービスの提供 (b) プロジェクト事務所の設置(基本的な設備を含む) (c) JICA より供与される設備以外にかかる現地経費の提供 (2) 日本側: (a) 専門家派遣 総括、副総括、業務調整、その他プロジェクト活動に必要な分野の専門家(行財政管理、援助調整、事業モニタリング・評価、平和構築/紛争緩和、法整備支援、農業/畜産開発、苗	1) 経済・財政状況が現在より悪化しない。 2) 和平合意の進展が崩壊しない。 前提条件: 1) 南スーダンの治安状況が回復し安定する。 2) 和平プロセスが進展し、悪化しない。
---	--	---

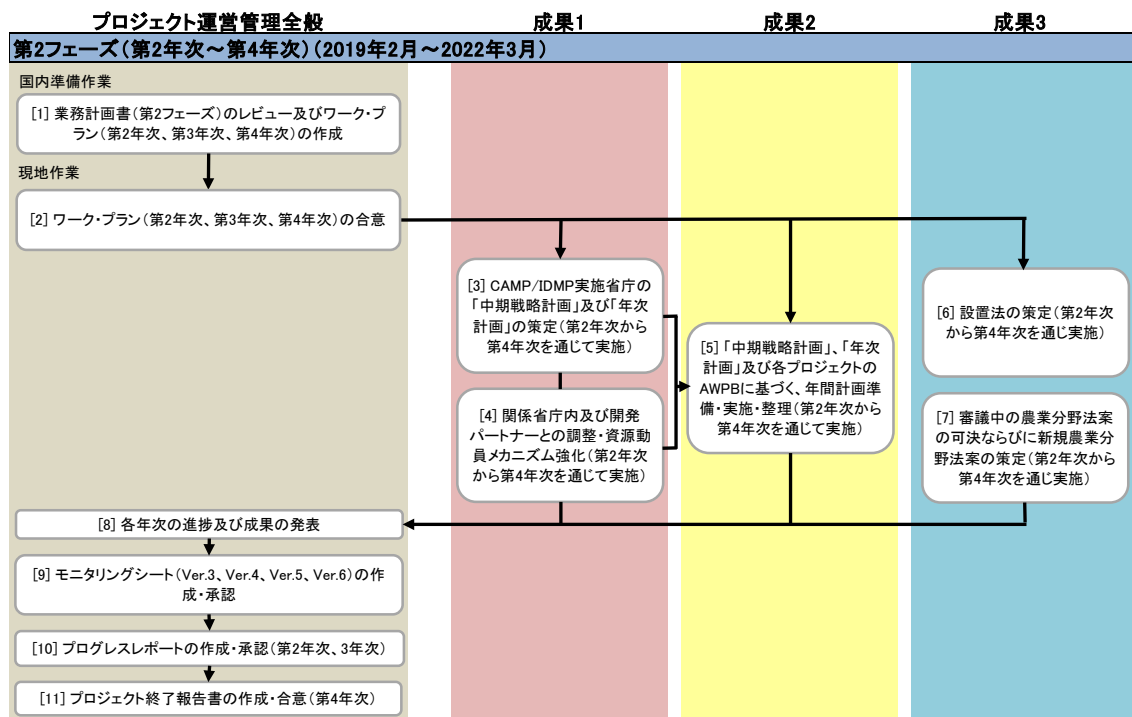
<p>評価のプロセスと手法が関係省庁により検討される。</p> <p>1-2. CAMP/IDMP 実施のための中期戦略計画が CAMP/IDMP 実施省庁において策定される。</p> <p>1-3. 中期戦略計画のモニタリング・評価が実施され、定期的に結果が関係者と共有される。</p> <p>1-4. CAMP/IDMP 実施省庁のための中期戦略計画の策定・実施・モニタリング・評価のプロセスと手法がプロジェクト活動レビューに基づき改善され、中期戦略計画策定及び資源動員活動にかかるガイドラインの改訂案に反映される。</p> <p>1-5. 政府職員の中期計画策定能力向上のための研修が南スーダン及び近隣国において実施される。</p> <p>【関係省庁内及び開発パートナーとの調整・資源動員メカニズム強化】</p> <p>1-6. 政府機関内の調整・資源動員メカニズムが CAMP/IDMP 実施省庁の主要部局間の協議を通じ強化される。</p> <p>1-7. 政府と開発パートナー間の援助調整と資源動員メカニズムが関係者間の協議を通じて強化される。</p> <p>1-8. 関係省庁内及び開発パートナーとの調整・資源動員メカニズムが既定のメカニズムと手順に基づき実施される。</p> <p>1-9. 関係省庁内及び開発パートナーとの援助協調と資源動員メカニズムがプロジェクト活動レビューに基づき改善され、文書化される。</p> <p>活動 2</p> <p>【中期戦略計画と各プロジェクトの AWPB に基づく年間計画準備・実施・監理】</p> <p>2-1. 年間予算及び AWPB の策定・実施・モニタリング・評価に必要な手順と方法が協議され関係省庁で決定される。</p> <p>2-2. 本プロジェクト内のサブ・プロジェクトを含む各プロジェクトの AWPB が CAMP/IDMP 実施省庁の中期戦略計画に基づき策定される。</p> <p>2-3. 本プロジェクト内のサブ・プロジェクトが中央省庁機関との連携で実施・モニタリングされ、進捗状況が関係者と共有される。</p> <p>2-4. 翌年実施するプロジェクトの AWPB が中央省庁との連携により関係省庁により策定される。</p> <p>2-5. 年間計画と AWPB の策定・実施・モニタリング・評価に必要な手順と方法がレビュー結果に基づき改善され、文書化される。</p> <p>2-6. 政府職員の年間計画策定能力向上のための研修が南スーダン及び近隣国において実施される。</p> <p>活動 3</p> <p>【設置法の策定】</p> <p>3-1. CAMP/IDMP 実施 2 省庁の設置法案の起草に必要な手順と方法が関係省庁により議論、検討される。</p> <p>3-2. CAMP/IDMP 実施 2 省庁の設置法案が起草される。</p> <p>【審議中の農業分野法案の可決ならびに新規農業分野法案の策定】</p> <p>3-3. CAMP/IDMP 実施省庁により起草された審議中の農業分野法案の可決プロセスを支援する方法が計画、実施される。</p> <p>3-4. CAMP/IDMP 実施省庁により新しい農業法案が起草される。</p>	<p>畑施設施工管理、苗畑施設管理運営)</p> <p>(b) 本邦研修及び第三国研修の実施(必要に応じたの実施)</p> <p>(c) プロジェクト活動に必要な機材及び設備</p>	
---	---	--

## 添付資料2：業務フローチャート

### 【第1期】



### 【第2期】



添付資料3：専門家派遣実績

【第1フェーズ】

業務従事者の従事計画・実績表

契約件名：南スーダン国CAMP/IDMP実施能力強化プロジェクト（第1フェーズ）

1.【現地業務】（2017年8月～2018年12月）

担当業務	格付	渡航回数	第1フェーズ契約期間												日数合計	人月合計					
			2017年					2018年													
			8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7			8	9	10	11	12
芹沢 利文 (総括/行財政管理)	2	計画		(18日)					(25日)			(25日)				(25日)			93	3.10	
		実績	4	9/11-9/28 (18日)					3/5-3/29 (25日)			6/27-7/21 (25日)				10/14-11/7 (25日)			93	3.10	
半田 茂喜 (副総括/行財政管理2)	3	計画		(46日)		(19日)		(30日)			(19日)				(30日)			144	4.80		
		実績	5	8/22-10/6 (46日)		11/24-12/12 (19日)		3/7-4/5 (30日)			6/27-7/15 (19日)				10/14-11/12 (30日)			144	4.80		
加藤 満広 (援助調整)	3	計画		(46日)				(32日)			(33日)				(30日)			141	4.70		
		実績	4	8/22-10/6 (46日)				3/5-4/5 (32日)			6/19-7/21 (33日)				10/14-11/12 (30日)			141	4.70		
安彦 美佐 (事業モニタリング/評価/業務調整)	4	計画									(30日)				(30日)			60	2.00		
		実績	2								6/19-7/18 (30日)				10/14-11/12 (30日)			60	2.00		
																		現地業務小計	計画	438	14.60
																			実績	438	14.60

2.【国内業務】（2017年8月～2018年12月）

芹沢 利文 (総括/行財政管理)	2	計画																(10日)	10	0.50		
		実績																	10/1-10/5, 10/9-10/12 (9日)	11/15 (1日)	10	0.50
半田 茂喜 (副総括/行財政管理2)	3	計画																(10日)	10	0.50		
		実績																10/1-10/5, 10/9-10/10 (7日)	11/14-11/16 (3日)	10	0.50	
																			国内業務小計	計画	20	1.00
																			実績	20	1.00	
																			合計	計画	458	15.60
																			実績	458	15.60	

凡例：  業務従事実績  業務従事計画  自社負担



添付資料4：カウンターパートリスト

Name	Role in the Project	Position	Ministry/Department
Dr John O. Kanisio	Project Director/ Chairperson of Joint Coordinating Committee (JCC)	Undersecretary	MAFS
Mathew Gordon Udo	Member of JCC	Undersecretary	MAFS
Makuei Malual Kaang	Deputy Project Director/ Co-chair of JCC	Undersecretary	MLF
Jaden Tongun Emilio	Member of JCC	Undersecretary	MEF
Joseph Africano Bartel	Member of JCC	Undersecretary	MEF
Emmanuel Ladu Parmenas	Member of JCC	Undersecretary	MWRI
John Obita Pangech	Member of JCC/ Quality Control Member of ICTT	Acting Director General ICTT member	Directorate of Planning and Agricultural Economics/MAFS
Augustino Atilio	Member of JCC/ Quality Control Member of ICTT	Director General ICTT member	Directorate of Planning, Statistics and Documentation/MLF
Timothy Thwol Onak	Member of JCC	Director General	Directorate of Forestry/MEF
David Batali	Member of JCC	Director General	Directorate of Environmental Planning and Sustainable Development/MEF
Mr. Andrew Yunda Stephen	Member of JCC	Acting Director General	Directorate of Planning and Programmes/MWRI
Joseph Akim Gordon	Project Manager/ Leader of Project Working Group (PWG) Member of ICTT	Director ICTT member	Directorate of Extension/MAFS
Makwac Ador Deng	Deputy Project Manager/ Deputy Leader of PWG Member of ICTT	Director ICTT member	Directorate of Irrigation and Drainage/MRWI
Mikaya Gamunde Nasona	Member of PWG	Director	Directorate of Planning and Agricultural Economics/MAFS
Neimat Taban Yonama	Member of PWG	Senior Inspector	Directorate of Planning, Statistics and Documentation/MLF
Samson Bringi Francis	Member of PWG/ Procurement Officer for PWG	Acting Deputy Director	Directorate of Animal Production and Range Management/MLF
Angelo Okeny Langalanga	Member of PWG	Director	Directorate of Forestry, Department of Planning and Training/MEF
Noel Bangaza Cleopas Aniongo	Member of PWG Member of ICTT	Deputy Director ICTT member	Directorate of Forestry, Department of

			Afforestation and Natural Forest/MEF
Philip John Akol	Member of PWG	Assistant Inspector	Directorate of Water Resources Management/MWRI
Robert Peter Zakoyo	Member of PWG	Senior Inspector,	Directorate of Hydrology and Survey/MWRI
Peter Mazedi	Member of DP Desk	Senior Inspector	Directorate of Planning and agricultural Economics/MAFS
Angelo Joseph Lemor	Member of DP Desk	Senior Inspector	Directorate of Planning and agricultural Economics/MAFS
Marc Wani	Member of DP Desk	Senior Extensionist /Extension Officer	Directorate of Extension and Pastoralist Development/MLF
Noel Lomude	Member of DP Desk	Acting Director General for Investment	Directorate of Investment, Marketing and Supplies/MLF
Bullen Baggu Kenyi	Member of DP Desk	Director for Agroforestry and Afforestation	Directorate of Forestry/MEF
Rosina Obade	Member of DP Desk	Inspector	Directorate of Forestry/MEF
Joseph Kulang Akech	Member of DP Desk	Director of Environmental Impact Assessment	Directorate of Environmental Planning and Sustainable Development/MEF
Winnie Richard Roman	Member of DP Desk	Deputy Director of multilateral environmental agreements and partnerships	Directorate of Environmental Planning and Sustainable Development/MEF
Alberto Kandido	Member of DP Desk	Senior Inspector for Planning	Directorate of Planning and Programmes/MWRI
Hellen Achia	Member of DP Desk	Inspector for M&E	Directorate of Planning and Programmes/MWRI



添付資料 5 : パイロット事業実績

Name of sub-project	Central Equatoria State Forestry Nursery Improvement Subproject in Juba under the Project for Capacity Development for the CAMP/IDMP Implementation (State Nursery Subproject)
Background	The Central Equatoria State Forest Nursery is the center of the production and provision of the tree seedlings and nursery trees of fruits in Juba. The nursery's production capacity is constrained by the deteriorating nursery facilities and inappropriate technical know-how regarding vegetative propagation, germination techniques, pest and disease control, soil media preparation, overall nursery management, and marketing. In order to address these constraining issues, the subproject was formulated to enhance production productivity, management skills, and marketing activities. Prior to the implementation of the construction works and nursery management training basic design and detailed design of the subproject were conducted in 2016 and 2017, and 2019, respectively.
Purpose	(1) To improve physical production infrastructure of Central Equatoria State Forestry Nursery in Juba (2) To improve nursery management and technical skills for introduction commercial operation of the nursery to meet market demand for seedlings and nursery trees
Implementing organizations	<i>Implementation:</i> Ministry of Agriculture, Environment and Forestry, Government of Central Equatoria State <i>Supervision:</i> CAMP and IDMP implementing national ministries
Duration of the activities	From 2016 (basic design), 2019 (detailed design) to 2022 (completion of the nursery construction and training)
Target areas and beneficiaries	<i>Subproject location:</i> Central Equatoria State Forestry Nursery in Juba, South Sudan <i>Direct beneficiaries:</i> Nursery officials and workers under the Directorate of Forestry, Ministry of Agriculture, Environment and Forestry, Government of Central Equatoria State <i>Indirect beneficiaries:</i> Citizens including farmers participating seedling and nursery tree market in and around Juba, South Sudan
Activities and achievements	Component 1: Forest nursery facilities construction Achievements: Forest nursery facilities are upgraded and constructed  Component 2: Improvement of commercial forestry nursery management Achievement: Training sessions implemented and improved commercial nursery operations  Component 3: Technical support and management services by consultants

	Outputs: Nursery construction supervision and training services were provided by consultants
Cost for the activity implementation	Sub-contract for the construction: 282,521 USD Any other costs: 32,622 USD Total cost: 315,143 USD  Approximate cost provided by the national and State governments: National government contribution: USD 85 (In-kind) State government contribution: USD 3,232 (In-kind)

Name of sub-project	Subproject for Desert Locust (DL) Response to Mitigate Impacts on Food Security and Livelihoods in the South Sudan under the Project for Capacity Development for the CAMP/IDMP Implementation (DL subproject)
Background	Due to extreme weather events such as heavy rains over a wide area since October 2019, damage from the DL invasion in South Sudan and its neighbours in Eastern Africa has been the severest in the last 25 years. The damage in South Sudan started in February 2020, affecting Eastern Equatoria State, Central Equatoria State, and Jonglei State the most severely. Fortunately, no major outbreaks of DL occurred in 2021, but it was important to ensure that local communities were alerted to the possibility of another invasion and were prepared to take the necessary measures quickly once an attack occurred. Activities to control the DL and other pests were one of the priority concept notes selected by the MAFS. In addition to contributing to the achievement of the project's objectives in terms of mobilising resources for CAMP and IDMP implementation (realization of donor coordination) and accumulating concrete know-how on public project planning and implementation (implementation as a pilot project), this sub-project has also brought concrete benefits to the community.
Purpose	The project is designed to achieve two main objectives as follows: <ol style="list-style-type: none"> <li>1) Safeguard livelihoods and enhance early recovery of vulnerable and food-insecure farming, agro pastoral and pastoral households severely affected by the impact of DL in Eastern Equatoria State.</li> <li>2) Strengthen the capacity of government and community members in carrying out surveillance, monitoring and control operations to DL, Fall Army Worm (FAW), other pests and diseases</li> </ol>
Implementing organizations	For Objective 1: A qualified agency sub-contracted by the JICA South Sudan Office- Support for Peace and Education Development Programme (SPEDP) For Objective 2: JICA expert team (including a special coordinator) and Directorate of Plant Protection and Directorate of National Agricultural Projects of MAFS, Ministry of Agriculture of Eastern Equatoria State, and Magwi County

	Agricultural Departments
Duration of the activities	From June 2021 to February 2022 (9 months including preparation stage)
Target areas and beneficiaries	For Objective 1: Small-scale farmers in six Payams (31 Bomas) in Magwi County (About 10,000 households) For Objective 2: Existing DL Control Officers and New DL Control Officers who have not trained yet, and dwellers at the target area
Activities and achievements	For Objective 1: Activity 1-1: Provision of farming re-engagement packages to mitigate the negative impact of DL on the livelihoods and food security of farmers Achievements: The packages could be distributed to 13,500 households. Activity 1-2: Provision of technical information and guidance on the usage of the packages (e.g. orientation seminar of cultivation) to the target groups Achievements: Around 1,800 beneficiaries could be trained at demo farms in 6 Payams of Magwi County Activity 1-3: M&E of the overall distribution process and initial impact assessment of the package support Achievements: Post Planting Assessment for second planting season and Post Distribution Monitoring for dry season were done by the survey team For Objective 2: Activity 2-1: Enhancement of DL surveillance and monitoring system Achievements: 20 members of DL Surveillance and Control (DLSC) Team were trained and enhanced for their capacity of surveillance and monitoring for DL and other pests and diseases. Activity 2-2: Preparation of DL control operation Achievements: 20 members of DLSC team were trained and enhanced for their capacity of control for DL and other pests and diseases. Activity 2-3: Impact assessment for past DL control operation Achievements: Current impact of previous DL invasion, FAW and other pests and disease on livelihoods of farming communities was assessed.
Cost for the activity implementation	Sub-contract to SPEDEP: 153,287 USD Airfare for field trips for the survey team: 6,505_USD Any other costs: 48,689 USD Total cost: 208,481 USD

